

横浜市防災計画「震災対策編」の修正素案について

「東日本大震災」の教訓等を受け、より一層の被害の軽減を目指す「減災」に向けた取り組みを強化するとともに、人命を守ることを最優先とした対策を進めるため、本年4月から、副市長をリーダーとした3つのプロジェクトのもとに18の検討部会を設置し、次の5つの視点をもって、抜本的な見直しに向けた検討を行い、修正素案を取りまとめました。

1 修正素案概要（詳細は、「別紙1」参照）

(1) 減災に向けた対策の推進

課 題	修正素案
①実効性ある減災目標の設定 新たな被害想定を踏まえ、人的被害・経済的被害の軽減を目指すため、客観的・具体的な目標を設定する必要がある。	減災目標を設定し、その目標を達成するためのアクションプランとして「横浜市地震防災戦略(仮称)」を策定する。
②密集住宅市街地対策 密集市街地における建物の倒壊や延焼により、多くの被害が発生することを防ぐため、対策を更に推進する必要がある。	密集住宅市街地等における公園や狭あい道路等の整備・拡幅により安全性を向上する。
③緊急輸送路の確保 迅速かつ円滑な災害応急対策実施のため、緊急輸送路沿いの建物の倒壊等による、物資輸送車両や緊急車両等の通行不能を防ぐ対策を講じる必要がある。	緊急輸送路確保のための沿道建物の耐震化と輸送路機能確保を促進する。

(2) 自助・共助体制の強化

課 題	修正素案
①自助・共助・公助の考え方 大規模地震等発生時は、市民の備えと地域の助け合いが欠かせないことから、平時から自助・共助・公助の考え方を定着しておく必要がある。	自助・共助・公助の定義を計画に明記するとともに、市民や事業者等の減災行動に対する理解を促進する。
②自助・共助・公助の連携 自助・共助・公助として、各主体は何をすべきか、どう取り組み、連携すべきかをそれぞれの特性に合わせて明らかにし、普及啓発に取り組む必要がある。	「発災前」、「救助救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、実施すべき取組を整理し、各主体に求められる役割を明確にするとともに、普及啓発の仕組みや手法についても整備する。
③地域防災拠点の開設基準 開設基準が不明確であったため、大震災発生当日に避難してきた市民がいたにもかかわらず開設していなかった地域防災拠点があった。	市内1箇所でも震度5強以上の地震が発生した場合は、全区の地域防災拠点を開設する。
④避難所の追加指定 地震被害想定の大検証を踏まえた想定避難者数に対応した避難所を確保する必要がある。	避難者数を考慮し、活用可能な公共施設を地域防災拠点として追加指定する。

課 題	修正素案
⑤女性・要援護者への配慮 現行計画でも女性や要援護者用のスペースを確保することとしているが、確保の具体的な基準が明確になっていない。	女性、乳幼児及び要援護者などを考慮した避難所運営や専用スペースとして概ね3教室分のスペースを確保する。
⑥避難所訓練の支援 地域防災拠点の訓練を、開設運営訓練などの、より実践的な訓練を取り入れる必要がある。	地域防災拠点の実践的な運営訓練を行うため、教材を提供するほか、その訓練支援を行う市職員の研修を充実する。

(3) 情報受伝達体制の強化

課 題	修正素案
①情報受伝達体制 東日本大震災では、停電や通信の途絶のみならず、庁舎自体の被災により被害の情報収集・伝達が行えなかった状況があった。	災害時優先電話の増強指定や衛星携帯電話を増強配備する。
②避難者の通信手段 地域防災拠点には避難者が安否確認等に活用できる通信手段が確保されていない。	地域防災拠点への特設公衆電話のラインを事前整備する。
③災害時広報 東日本大震災時、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)は比較的安定して通信を行うことができ、携帯端末への発信等も容易なことから、情報発信ツールとして活用された。	市ホームページや防災情報 E メール等に加え、Facebook 等の ICT 技術を活用した情報発信体制も強化する。
④災害時広報 ICT ツールを利用できない市民等に情報が届かない可能性がある。	ICT 技術等を活用することが困難な市民等のため、自治会・町内会と協力し、紙媒体での広報を実施する。また、スピーカーを搭載した公用車を活用する。

(4) 被災者支援体制の強化

課 題	修正素案
①災害ボランティアセンターの運営体制 災害ボランティアセンター設置担当者や設置予定地が被災した場合、設置が大幅に遅れる可能性がある。また、市・社協・ボランティア団体間の情報共有・連携体制が不明確である。	災害ボランティアセンターを速やかに設置し、運営できるようコーディネート能力の高いボランティアリーダーの養成や市・社協等の役割を明確化する。
②ボランティアの受入体制 現行計画では、医療従事者等の専門的ボランティアを含め、受入調整窓口が明確になっていない。	ボランティアの1次案内窓口として、横浜市コールセンターを活用し、その後、一般ボランティアは災害ボランティアセンター、専門ボランティアは各所管局等で受け入れ調整を実施する。
③被害認定調査等の体制 東日本大震災の被災地では、避難所運営に多くの職員を取られ、被害調査等ができる体制ではなかった。また、調査の事務処理にも多大な労力を必要とした。	あらかじめ、調査を実施する担当課を指定するなど体制を明確にするとともに、被害認定調査から、被災証明発行、義援金の支給など各種被災者支援を一体的かつ統合的に処理する情報システムを導入する。
④応急仮設住宅の供与 建設する応急仮設住宅のみでは、資材や用地不足などにより、供給戸数が不足する恐れがある。	緊急に建設する「建設仮設住宅」と民間賃貸住宅等を利用した「借上仮設住宅」の2つを供与手法として確立する。

課 題	修正素案
⑤応急仮設住宅入居者支援 応急仮設住宅では、コミュニティの継続や高齢者・障害者の生活支援に配慮する必要がある。	仮設住宅の生活環境に配慮した建設を行うとともに、入居者に対して、見守りや生活支援を実施する。
⑥ライフラインの復旧 ライフラインは、迅速かつ効率的な復旧が求められることから、道路啓開方針を策定する道路管理者とライフライン事業者が密接に連携する必要がある。	道路管理者とライフライン事業者相互の復旧事業調整を行う組織を設置し、道路、上下水道、電気、ガスなどの復旧を円滑に進めるための仕組みを整備する。
⑦応急復旧及び復興本部体制 発災直後の応急復旧期には迅速な物資や役務の調達等が必要となる。また、復興に向けては、復興本部の体制を明確にし、必要な施策を総合的に打ち出す必要がある。	応急復旧の経費等について柔軟な対応ができるよう特例を設ける。 効果効率的な復興を進めるため、復興本部に「都市」、「住宅」、「経済」、「生活・暮らし」「統括調整」の5つの機能別チームを設置する。
⑧復旧復興財源 復旧復興対策が円滑に実施できるよう、財源確保等の考え方を整理しておく必要がある。	復旧復興に係る予算編成や財源確保の手順を明確化する。
⑨復興計画の策定 復興対策においても、女性や要援護者に配慮した施策を打ち出す必要がある。	女性、高齢者、障害者などへの配慮事項や視点を踏まえた復興施策を策定するため、復興計画策定プロセスへの参画を位置づける。
⑩他都市からの被災者への支援 東日本大震災時に、本市が被災者を受け入れた際、受入施設の選定や運営、避難者支援などを円滑・効率的に実施することができなかった。	他都市からの被災者の円滑な受入れのため、支援内容、受入施設を明確化する。

(5) 予防・応急対策の充実・強化

課 題	修正素案
①市本部体制 東日本大震災時、現行の市災害対策本部組織では、複数の局が連携して対応すべき課題への対策を、効率的に進めることができなかった。	局横断的な業務を組織的かつ迅速に行うため、市災害対策本部に複数局を統合した17の「機能別チーム」を設置する。
②区本部体制 東日本大震災では、本市でも帰宅困難者対策や停電対応などに多くの人員が必要となったが、現在の区本部の運営体制では迅速的確な初動対応に支障をきたすおそれがある。	限られた人的資源を効率的に運用するため、区本部各班の業務に固執することなく、初動対応に必要な業務を優先的に実施する。
③初動体制・動員体制 東日本大震災時、一部の被災地では通常の窓口業務の早期再開により、応急対策に従事する人員が不足し、被害の少なかった区から被害の大きかった区への職員の応援が出せなかった。	発災から原則 72 時間までは市職員全員で災害応急対策を行う。更に、現場を抱える最前線の区本部へ、局からの応援職員を増やす。
④教職員の役割 地域防災拠点開設・運営にあたっての教職員の役割が定められていない。	児童生徒の安全確保を前提としたうえで、災害時の教職員の役割として地域防災拠点の開設・運営を規定する。

課 題	修正素案
⑤要援護者対策 発災時に、地域が要援護者支援を行うため、要援護者に関する情報を、行政から地域に、あらかじめ提供しておく必要がある。	日頃から地域と要援護者間の関係づくりを推進するため、要援護者情報を地域へ提供するための条例の整備や、地域の支えあいの取組などが行われるよう地域福祉保健計画等の取組を推進する。
⑥災害時の医療体制 医療従事者を特定の拠点に集める、現行の「地域医療救護拠点」方式では、必要な医師・看護師等の確保が困難となる恐れがある。	現行の地域医療救護拠点での定点的な医療体制から医療救護隊が防災拠点を巡回する「巡回型」などの柔軟な体制に変更する。また、被災を免れた病院・診療所などの地域の医療資源を有効に活用した体制とする。
⑦遺体の早期身元確認 本市では、通勤通学者や観光客が多いことから、身元確認が難航する恐れがある。	早期の身元確認につながるよう、警察との連携強化や遺体情報の市全体で一元管理を行う。
⑧物資調達体制 市内・外の事業者の被災や情報・通信手段の途絶等により物資の調達が困難となることが予想される。	家庭内・公的備蓄を補完するものとして、大規模小売業者等の店頭在庫等（工場・倉庫・店舗等）からの調達について規定する。
⑨物資供給体制 発災直後は、情報通信手段の途絶等により、避難者等の救援物資等に関するニーズ把握が困難となる恐れがある。	発災直後は最低限必要な物資のプッシュ型での供給、物流回復後はニーズを把握したプル型での供給を確保する。
⑩物資搬送体制 本市では、物資集配拠点を定めているが、地域防災拠点等への末端部輸送を担う体制が不明確である。被災地においても、発災後数日間には物資の拠点で救援物資等が滞留する状態が発生した。	民間物流業者との協定締結の推進による円滑な物資輸送体制を強化する。
⑪受援体制 東日本大震災時、被災自治体において、受援に係る他都市との窓口や統括調整組織等が明確でなかったため、効率的な応援職員の活用ができなかった。	受援ニーズを的確に把握し、効率的に他都市からの応援等の受入や統括調整をおこなうため、市本部に受援調整チームを編成する。

2 今後のスケジュール

24 年	9 月～10 月末	第 2 回市民意見募集（修正素案について）
		各種団体への意見ヒアリング ※各種団体（地域防災拠点運営委員会、区防災対策連絡協議会、子育て団体、障害者団体、消防団、家庭防災員及び商工会議所等）
	10 月中旬	防災計画修正素案に対する防災関係機関照会
	11 月	第 3 回有識者等との意見交換会
	10 月～12 月	修正案作成作業
	12 月	防災計画修正案策定（第 4 回市会定例会での報告）
25 年	2 月	震災対策条例改正（25 年第 1 回市会定例会）
	3 月	横浜市防災会議で審議・確定
	4 月	修正計画の運用開始予定

3 修正素案に対する市民意見募集の実施について

市民の皆様の視点に立った、より実効性の高い防災計画とするため、「修正素案」に対する市民意見募集を、次のとおり実施いたします。

意見募集期間	平成 24 年 9 月 18 日（火）～10 月 31 日（水）
意見提出方法	E メール、F A X、郵送 等
修正素案（「別紙 1」）及び 概要版パンフレット（「別 紙 2」）の配布場所	市民情報センター、各区役所、消防署、消防出張所等 （横浜市ホームページでもご覧いただけます。）
市民周知方法	○記者発表（9 月 13 日（木）） ○市・区連会での説明（単位自治会町内会へも資料配布） ○広報よこはま及び神奈川新聞「市民の広場」等への掲載 ○テレビ神奈川データ放送及びツイッター等での配信 等

横浜市防災計画「震災対策編」修正素案

平成 24 年 9 月

目 次

I 減災に向けた対策の推進

- 1 減災目標の設定
- 2 減災に向けたまちづくり

II 自助・共助体制の強化

- 3 減災行動の普及啓発
- 4 避難所のあり方

III 情報受伝達体制の強化

- 5 災害時広報

IV 被災者支援体制の強化

- 6 ボランティアとの連携
- 7 被害調査
- 8 応急仮設住宅等の供与体制
- 9 復旧復興体制
- 10 被災者・地応援

V 予防・応急対策の充実・強化

- 11 機能的な市災害対策本部
- 12 機能的な区災害対策本部
- 13 災害時の教職員の役割
- 14 要援護者対策
- 15 災害時の医療体制
- 16 遺体の取扱い
- 17 物資調達
- 18 受援体制の見直し

I 減災に向けた対策の推進

1 減災目標の設定

2 減災に向けたまちづくり

減災目標の設定について

減災目標については、地震被害想定が現在、調査中であるため、その結果を踏まえ策定する本市地震防災戦略の中で、具体的な減災目標を設定します。

修正概要

1 防災計画「震災対策編」の修正に向けた減災目標の設定

「東日本大震災」の教訓を生かし、本市防災計画「震災対策編」の修正を行うため、本市の被害を軽減するために、計画的に取り組む必要があるものについては、ソフト的な内容を含めて「減災目標」に関する取組として位置づけます。

減災の取組に関しては、地震が発生した際に市民の方々の生命・財産をしっかりと守ることを大前提とします。

その上で、今後とりまとめる地震被害想定をもとに、具体的な目標を設定し必要な対策を講じていきます。

2 対象地震

「減災目標」の設定にあたっては、本市に最大の被害を発生させる地震を選定し、その被害について以下のように人的被害・直接経済被害を軽減するための目標値を設定します。

3 人的被害の軽減

前記2により選定した地震による死者数を軽減します。想定する取組例は以下のとおりです。

(1) 建物倒壊等による死者数の軽減

住宅・建築物の耐震化の推進や、家具の固定化率向上の取組を行います。

(2) 火災による死者数の軽減

住宅・建築物の耐震化を促進することにより火災の発生を抑制することや、密集住宅市街地の火災に対する安全性を向上させる取組などを行います。

(3) 急傾斜地崩壊による死者数の軽減

急傾斜地崩壊危険区域などの対策工事を行います。

4 直接経済被害の軽減

前記2により選定した地震による直接経済被害額を軽減します。想定する取組例は以下のとおりです。

(1) 市民生活・活動の復旧費用額の軽減

住宅・建築物の耐震化を促進し、家屋・建築物等の被害を軽減する取組を行います。

(2) 生活基盤・経済活動基盤の復旧費用額の軽減

ア 地域防災拠点や防災関連施設等の耐震化を推進します。

イ 緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を推進し、道路交通の寸断を軽減する取組を行います。

ウ 緊急輸送道路の沿道の建築物の耐震化を促進し、道路閉塞を軽減する取組を行います。

エ 港湾の耐震強化岸壁の整備率を向上させ、支援物資の受入れや復興期の港湾物流の円滑化を図ります。

オ 市民生活・活動を支えるライフラインである上下水道施設、電気供給施設、ガス供給施設、通信施設等の耐震対策を促進します。

カ 公共交通機関の耐震対策を促進します。

5 計画期間

減災目標の計画期間については、地震被害想定の算定後に減災量を把握した上で確定していきます。計画期間としては5～10年間の範囲内を想定しています。

検討項目の背景について

- 東日本大震災は、国内観測史上最大級の地震だけでなく、大規模な津波を伴った災害でした。多くの人命が失われたこの大震災の被害を教訓として、市民の生命を守ることを最優先に考え、あわせて物的被害・経済的被害を最小化するため、横浜市の特性を踏まえた「減災に向けたまちづくり」を目指します。
- 東日本大震災時には、横浜駅周辺等多くの駅周辺を含めた都市部において、大変な混乱が発生しました。この地域は、複雑な都市機能、交通機能が集中し、流動的な昼間人口も多いことから、都市機能・交通機能の維持・早期復旧や、災害発生時間帯に応じた対応策を講じなければなりません。

また、多くの人々が利用する建物、災害時に通行を確保すべき道路沿いの建物等の耐震化を一層進めることが、人命を守ることにつながると考えます。
- 人命を守るという観点からは、阪神・淡路大震災時の神戸市長田地区における密集市街地における倒壊・延焼によって多くの被害が発生したことをいま一度踏まえ、密集市街地に対する施策をより強力に推進していく必要があります。
- この大震災では、本市においても発生した液状化被害や東北地方に甚大な被害をもたらした津波被害への対策、さらには、がけ崩れや大規模盛土造成地の変動に対する対策等も求められています。
- 道路、河川護岸、港湾及びライフライン等についても、引き続き防災力を高めていくことで、被害の最小化、早期復旧が可能になると考えます。

修正概要

1 都心や主要駅周辺などの防災対策の強化

- (1) 横浜、新横浜都心及び駅を中心とした生活拠点の機能強化等を進め、拠点ごとの機能分担を図ることで災害に対応できる都市構造を目指します。
- (2) 人口や都市機能が集中する「みなとみらい 21 地区」、「横浜駅周辺地区」、「関内・関外地区」及び「新横浜地区」については、官民が連携して都市型災害や帰宅困難者の対策等の推進を図ります。
- (3) 地域の拠点となる駅周辺については、市街地再開発事業及び土地区画整理事業により、災害に強い安全で住みよいまちの再整備を進めるとともに、避難誘導や帰宅困難者対策の推進を図ります。

2 密集住宅市街地等における減災に向けた防災まちづくりの推進

- (1) 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により、広場・公園の整備、狭あい道路の拡幅整備など、地域住民と行政が連携しながら重点的に進めます。また、延焼防止効果のある骨格道路及び公園などの面整備手法や、街区・沿道ごとの建築物の更新ルールなどについて検討します。
- (2) 狭あい道路の拡幅整備事業により、幅員 4 メートル未満の狭あい道路の拡幅を進め

ます。また、整備促進路線の追加指定を行うほか、効果的な助成金制度について検討するなど、更に拡幅整備を促進します。

- (3) 避難場所や火災の延焼防止機能等がある身近な公園の整備を進めます。
- (4) 地域が主体となった防災まちづくり計画の策定を積極的に支援するなど、まちの課題や将来像を共有しながら災害に強いまちの実現を図ります。
- (5) 主要な幹線道路沿道の建築物を不燃化し延焼遮断帯の形成を図ることで災害時の火災の延焼拡大を防止します。

3 公共建築物、住宅、マンション及び特定建築物の耐震

- (1) 公共建築物については、順次耐震化を図り、平成 27 年度までに特定建築物は 100%、全体では 90%の耐震性能確保を目標とします。

＜特定建築物とは＞

病院、学校、店舗、事務所等の多数の者が利用する建築物、又は地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物であり一定の規模を有する建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条）です。

- (2) 次の特定建築物の耐震改修を促進します。
 - ア 多数の者が利用する民間の特定建築物
 - イ 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物
 - ウ 災害発生時の拠点となる区役所等から緊急交通路に至るまでの道路を耐震改修促進計画に基づく重要路線と定め、その路線沿道の特定建築物
- (3) 病院や福祉施設等の公益的性格を有する民間の建築物に対して、施設の運営や指導監督を所管する局において機会を捉えて耐震化を働きかけます。
- (4) 木造住宅及びマンションの耐震診断と耐震補強については、引き続き促進します。
- (5) 耐震化の促進策として、民間建築物の建替えに対する支援策導入の可否について検討します。
- (6) 老朽化した大規模団地の再生に向け、管理組合の支援や適正な維持管理の継続の支援を図ります。
- (7) 地域防災拠点の避難所機能強化に向け、体育館の天井材等の落下防止等を行います。
また、緊急輸送路等から地域防災拠点等へのアクセス路線の安全性確保など、減災のための整備を検討します。

4 地盤の液状化対策

国の基準改定等の検討状況を見ながら対策を検討していきます。また、液状化マップ等を活用した市民啓発を行います。

【本市各地域での液状化の想定等】

- ①本市の臨海部の埋立地は、液状化する可能性があります。岸壁や護岸、橋梁など大規模構造物の基礎については、概ね地盤改良工が施工されてきており、これらは液状化強度を高めることにも役立つことから、比較的早期の復旧が可能であると考えられます。
- ②東日本大震災では本市内陸部においても液状化被害が生じました。建築物は、法令により、規模に応じて液状化の影響についての配慮がなされていることから、一定の安全性が確保されていますが、国の検討状況に合わせ、建築物の液状化対策に関する情報を提供すること等により、対策を促す必要があります。

5 津波対策

国の中央防災会議において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき。」との考え方が示され、更に津波対策を構築するにあたっては、減災レベルの津波、防護レベルの津波を想定する必要があるとしています。

- (1) 減災レベルの津波について、住民避難を軸に、総合的な津波対策を確立するための取組を進めます。

<減災レベルの津波とは>

発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波です。

このレベルの津波に対しては、住民避難を軸に、総合的な津波対策を確立するものとされています。

【これまでの取組】

神奈川県は、東日本大震災を受けて、減災レベルの津波を想定するため、津波の浸水予測について再検証を行い、その結果「慶長型地震」による津波が、本市にとって最大の津波（津波高、浸水面積など）となっています。

現時点での本市の津波避難対策で想定する減災レベルの津波は、県が新たに示す「慶長型地震」による津波とし、平成 24 年 4 月に「津波からの避難に関するガイドライン」を改訂するなど、津波避難対策に取り組んできました。

- (2) 防護レベルの津波について、現段階で可能な条件設定のもと、臨海部、河川沿岸部の護岸等の改修、補強等具体的対策の方向性について検討します。

<防護レベルの津波とは>

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高さは低いものの大きな被害をもたらす津波です。

このレベルの津波については、人命保護に加え、住民財産保護などの観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとされています。

【今後の方向性】

現在、防護レベルの津波の想定については、県など関係自治体と協議中です。なお、国の交通政策審議会港湾分科会防災部会において、人口密集地域や重要施設等については、減災レベルの津波に対しても防護対策を検討するべきとの考え方も示されており、横浜駅周辺等の臨海部について対応を検討します。

- (3) 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域における対策については、国や神奈川県の考え方を踏まえて検討します。

6 がけの防災対策及び大規模盛土造成地状況調査を活用した防災まちづくりの検討

がけ崩れ災害を防止するため、危険ながけや擁壁の安全管理の指導、がけ改善工事の促進により、がけの防災対策を進めています。

また、宅地耐震化促進事業を引き続き推進し、大規模盛土造成地の変動予測については、東日本大震災などの最新の知見を踏まえ検討を進めていきます。

7 道路、河川護岸、港湾などの都市施設の防災対策

- (1) 高速道路・幹線道路等及び地域道路の整備による体系的な道路網の形成を図るほか、橋りょうや歩道橋について、計画的な地震対策を進めます。
- (2) 電気、通信の供給及び車両通行機能の確保のため、電線共同溝整備を実施します。また、共同溝・市営地下駐車場の津波対策を検討します。
- (3) 緊急輸送路の機能確保のための4車線化の促進、車両通行機能確保のための街路樹の点検・管理、路面下空洞調査を実施します。また、隣接する市内の河川において、地震対策を図ります。
- (4) 横浜市営地下鉄の臨海部に隣接する三ツ沢下町駅～横浜駅間と高島町駅～桜木町駅間の換気所に、地上への新たな避難経路を整備します。また、停電時でも列車を最寄り駅まで走行できるよう、高島町変電所に大規模蓄電池を整備します。

【これまでの取組】

横浜市営地下鉄では、大きな揺れが到達する前に走行中の列車を停止させるシステムを導入しています。

グリーンラインではこのシステムを使って揺れの前にエレベーターを最寄り階に停止させることで閉じ込めを防止しており、ブルーラインについても平成24年度内に同様のシステムを整備します。

- (5) 港湾施設は、震災時に海上輸送による緊急物資の受入れや住民の移動、物流機能の維持など市民の安全を確保する役割を担うため、「緊急物資輸送用及び物流機能維持用耐震強化岸壁」の整備、港湾と内陸輸送網の連絡強化等、港湾の防災機能向上に取り組めます。
- (6) 都市公園の避難場所や復旧活動の拠点機能等を確保するため、旧小柴貯油施設などの大規模な土地利用転換などの機会を捉えた防災機能を備えた公園の整備を進めます。また、公園が災害時にその機能が発揮できるよう点検・管理を進めるとともに、さらに機能が強化できるよう防災に資する施設等の導入を検討します。

8 ライフライン施設の防災性強化

- (1) 水道施設においては、構造物・管路の更新等の耐震化を促進するとともに、ポンプ場等における自家発電設備の増設や、バイパス弁の開閉の自動化を図ります。また、津波被害の実態をふまえ、水管橋及び取水せき等について、国や県などの調査結果を踏まえ、津波対策の調査・検討を行います。
- (2) 下水道施設においては、構造物・管路の更新等の耐震化を促進するとともに、地域防災拠点等に接続する管きょや緊急輸送路下等の管きょの耐震化やマンホールの浮上防止対策を行います。また、臨海部の水再生センターやポンプ場は津波対策として、設備更新に合わせ自家発電機室の地上部化等による設備機器の浸水防止対策を進めます。

9 構造物における長周期地震動対策

国が整備を進めている技術基準等の動向を踏まえ、検討を進めます。

10 計画的な防災まちづくりの推進【都市整備局】

- (1) 市民の生命を守る減災に向けた都市づくり、大規模災害に対応できる都市構造の構築等、都市計画マスタープラン（平成24年度改定）における都市防災の基本方針を踏まえ、「市民の生命を守ることを最優先とし、併せて経済的・物的な被害を最小化する減災に向けた都市づくり」を目指します。加えて、津波、液状化、エネルギー対策の強化、ターミナル駅等における震災時等の混乱防止対策や帰宅困難者対策の推進などの基本的な考え方に基づき、防災都市づくりを計画的に推進します。
- (2) 地域における住民等や行政との協働による防災まちづくりの一層の推進に加え、発災時には市民相互の助け合いや民間企業等の協力を得るために、コミュニティの醸成及び企業との協定等による災害対応力の強化を図ります。

Ⅱ 自助・共助体制の強化

3 減災行動の普及啓発

4 避難所のあり方

検討項目の背景について

【検討の背景】

- 阪神・淡路大震災など過去の地震災害では、家族や地域による「自助」「共助」で多くの命が救われました。そのため、平時から「自助」「共助」の考え方を定着させることにより、人的被害や物的被害を減らすことにつながると考えられます。
- 地震災害においては同時に複数の災害が発生するので、市民の備えと地域の助け合いが欠かせません。そのため、災害時にしっかりと「自助」「共助」が発揮されるよう市民の日頃の減災行動を支援することは、行政の責務だと考えられます。

【現行計画の修正とその理由】

- 現行の防災計画にある市民や事業者の責務に加えて、市の責務を追記することで、どのように支援していくのか明らかにします。
また、阪神淡路大震災以降、数度に渡る震災を経て、現在では**市民の減災行動を推進していくために、「自助」「共助」「公助」の概念に基づき説明することが一般的となっているため、その考え方を追記します。**
こうした点を踏まえ、**発災前と災害発生後に、市民一人ひとりは何をすべきか、地域は何をすべきか、行政は何をすべきか、各主体はどう連携し減災、災害対応に取り組むべきかを明確化します。**
- 本市では、広報紙や防災訓練等における実地指導を通じた減災行動の普及・啓発を行っており防災計画上も各施策について記載があるものの、市民意識調査の結果等からは、効果があがっていないと見られるものもあります。
また、**減災行動を普及・啓発していくための、本市としての基本的なスタンスが明示されていないことは、減災を推進するうえで課題となっています。**
こうした点を踏まえ、**普及・啓発に必要な考え方を明らかにし、推進するための仕組みを整備します。**

修正概要

1 自助・共助・公助の役割の明確化

(1) 行政の責務の追加

震災対策条例には、「市」「市民」「事業者」の基本的責務が明記されています。震災対策条例の「市の基本的責務」を防災計画にも明記することで、行政が市民や事業者の取組をどのように支援していくのか明らかにします。

横浜市震災対策条例 第3条（市の基本的責務）

『市は、市民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を挙げて震災対策を講ずるとともに、市民の自主防災組織の充実を図るよう努めるものとする。』

(2) 減災行動を推進するための「自助」「共助」「公助」の考え方の追加

災害により発生する被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えや準備などの取組によって、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方が重要です。この被害の最小化に向けた取組みが「減災行動」であり、震災対策上重点をおいて進めていく必要があります。

そのため、新たに「自助」「共助」「公助」の考え方を地域防災計画に明記するとともに、市民や事業者の減災行動に対する理解を促進し、取組の実践につなげていくこととします。

ア「自助」「共助」「公助」の定義

「自助」「共助」「公助」の考え方を市民に伝えるために、その定義を明記します。

「自助」

・「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。自らが自分・家族を守るための備えや行動を「自助」と呼びます。

「共助」

・「みんなのまちはみんなで守る」ことは、地域の皆さんの安全・安心を守るための最も効果的な方法です。近隣の皆さん同士が、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動を「共助」と呼びます。

「公助」

・市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応を「公助」と呼びます。

イ「自助」「共助」「公助」の連携

「自助」「共助」「公助」は、それぞれが単独で働くことはもちろん、互いに連携することが大きな減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割と、各主体が連携することの大切さを明らかにしておくことは、減災を推進する上で重要なこととなります。

当部会では「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で次表のとおり分類し、各主体に求められる役割を明らかにしました。

■ 時間軸による「自助」「共助」「公助」の主な取組

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
自助	- 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 - 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 - 家族等との連絡方法の確認 - 災害危険箇所・避難所等の確認 - 防災訓練への積極的な参加 - 基本的な防災知識の習得 - 食料・飲料水等の備蓄 - 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人）	- 身の安全の確保 - 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） - 火災、津波からの避難 - 住民自身による初期消火 - 被災者の避難所への避難、在宅避難 - 災害関連情報の収集 - 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難）	- 自宅の補修、建て替え - 疎開
	- 災害危険箇所・避難所等の確認 - いっとき避難場所の選定 - 近隣住民の安否確認方法の確認 - 災害時要援護者の見守り ・防災訓練の実施 ・町の防災組織による住民への普及啓発 ⇒地域の防災力の向上（自助の取組を支援） - 食糧・物資の協定（事業所と地域間等） - 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食糧・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備	- 住民や自主防災組織による初期消火 - 近隣住民による負傷者の救出 - 近隣住民の安否確認 - 避難誘導 - 地域住民による避難所運営 - 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導 - 要援護者の日常生活の支援 - 災害関連情報の収集 - 在宅被災者に対する個別的な支援活動 - 町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 - コミュニティの充実 - ボランティア活動への協力 - 協定による食糧・物資の提供（事業所と地域間等） - 帰宅困難者一時滞在施設の開放、避難誘導 - 一斉帰宅の抑制	
共助	- ハードの整備 - 公共建築物の耐震強化 - 避難場所の確保・指定 - 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 - 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 - 津波対策 - 防潮堤、護岸の整備 ・海抜標示 ・津波警報伝達システムの整備 - ハザードマップの作成 - 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 - ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 - 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 - 制度・仕組みづくり - 民間建築物の耐震補強の促進 - 避難に関する情報等の住民・事業者への適やかな伝達 - 地域防災拠点の整備 - 緊急輸送路の指定 - 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 - 津波対策 ・津波からの避難に関するガイドラインの策定 ・津波避難施設の指定 - 帰宅支援施設の確保 - 主要駅等における混乱防止対策の充実 - 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 - 学校児童生徒の留め置き計画 - 知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援） - 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 - 地域において防災対策を担う人材の育成 ・町の防災組織への育成指導 - 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 - 防災知識の普及と情報の提供 - 行政等公共機関の災害対応力の向上	- 市・区災害対策本部の設置 - 被害情報の集約 - 行政機関への応援要請 - 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 - 消防隊、消防団による消火活動 - 消防隊、応援隊による救助・救急活動 - 遺体の取扱い・火葬 - 応急給水、食料、生活必需品の供給 - ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）復旧対応 - 救援物資の要請、受入れ・配分 - 被災者の住宅確保・応急修理 - 応急危険度判定の実施 - 災害関連情報の広報 - 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） - 緊急輸送路の確保 - 応急医療の実施 ・災害医療拠点病院での患者受け入れ ・医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療 - 一斉帰宅の抑制 - 帰宅困難者対策滞在施設への避難誘導 - 学校児童生徒の留め置き - 臨時休校措置 - 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） - 被災者の生活支援 ・生活相談、・職業のあっせん ・各種支援金、・見舞金の給付 ・被害認定調査の実施、り災証明の発行 ・公共料金の減免・融資等 - 臨時休校措置・授業再開計画 - 復興支援 - 震災復興本部の設置 ・震災復興ガイドラインの策定 ・都市復興の基本方針の策定 ・震災復興基本計画の策定 ・地区別整備計画 ・地区別細部計画の提示 - 地域経済の復興支援	

太枠：人命にかかわる対応

2 減災行動を普及・啓発していくための取組

対象者の成長段階や職業等に応じて効果的に普及・啓発を実施していくため、対象者別の課題と今後の方向性について検討を行いました。

対象者としては、特に状況や普及・啓発方法が異なると考えられる、以下の5項目に分類整理しました。

- I 子ども（小学生、中学生等）
- II 大人（成人一般、子育て世帯、外国人等含む）
- III 要援護者（高齢者・障害者等）
- IV 地域（自治会、商店会、マンション管理組合等）
- V 企業

（1）全般的な事項

ア 普及啓発を進めるうえで必要な考え方

普及啓発を進めるうえで、子ども、大人、要援護者、地域、企業といったすべての対象者に共通して必要となる考え方は以下のとおりです。

（フ）生活基盤を通じた普及啓発

普及啓発を市民に幅広く行うため、「対象者の生活基盤（おもな社会との接点）を、行政の普及啓発の有効な機会と捉え、アプローチする」ということが重要です。たとえば、成人の場合は企業等の職場、子どもの場合は学校、要援護者の場合は福祉施設を通じた普及・啓発を行います。

（イ）地域に入り込んだ普及啓発

ひとつひとつの普及啓発の場において、パンフレット等を配布するだけに止まらず、講演会や指導会等を通じて、地域住民に丁寧な説明を行い、市民の防災・減災の取組推進を図ります。

（ウ）啓発手段の充実・整理

減災に向けた自助・共助の大切さに対する市民の理解を促進するため、わかりやすく印象的な啓発手段として、横浜市地震防災市民憲章（仮称）を新たに活用し普及啓発します。

また、既成の内容を適宜更新するとともに、使用するツールの拡充（DVDなどの映像化、点字化、音声化、多言語化）を行います。併せて、本市の保有する大量の普及啓発のための情報を、市民や企業、行政が活用しやすいよう整理します。

さらに、「災害体験型施設」である横浜市民防災センターを市民が減災行動を習得できる施設として活用します。

（エ）防災訓練を通じた知識や技術の習得

防災訓練は実践を伴う普及啓発の手段として有効です。発災時に冷静かつ的確な対応が取れるよう、防災訓練を通じて、市民の防災に関する知識や技術の習得を推進します。

（オ）費用助成・褒賞制度の活用

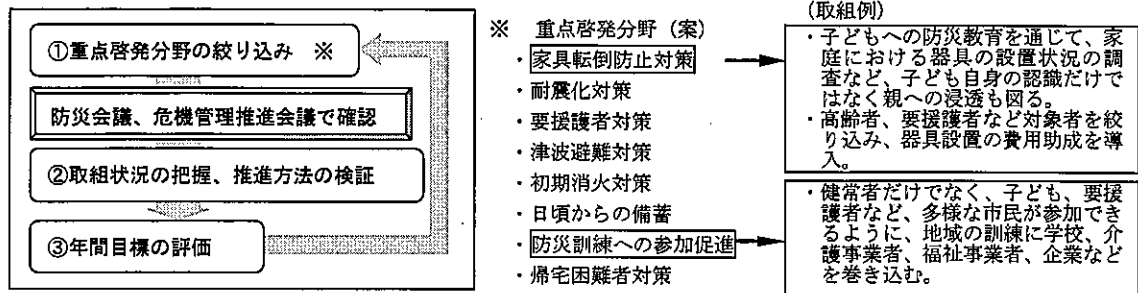
広報や教育等を通じて普及・啓発を促進するために、費用の助成、褒賞制度などを創設、活用します。

イ 効果的な普及啓発のための仕組みや方法の整備

市民の減災行動を普及啓発するために、次のような仕組みや方法を整備します。

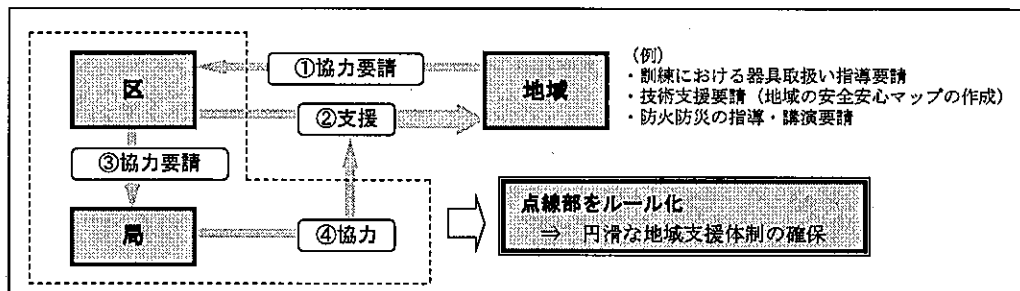
① 本市として重点啓発する分野を定め、全庁的に普及啓発を進めていくこと

- ・啓発する分野、目標を年次ごとに定め、全庁的に取り組んでいくとともに、目標の管理を行うために、定期的に取り組状況を把握し、推進方法の検証を行います。



② 地域の減災行動を支援するための市と区の連携体制を強化すること

- ・区が地域との接点となり、地域支援の中心になります。
- ・区に対して関係局が協力することのルールや方法を明記します。



③ 学校、地域と連携して、子どもへの防災教育を進めること

- ・児童、生徒は、将来における防災の担い手となるため、発達段階に応じた継続的な教育を行います。
- 【小学生】自分と家族を含め、「自助」の取組について、正しい知識を習得し、適切な判断と行動の浸透を図ります。
- 【中学生（高校生）】自分と家族の安全確保だけでなく、地域の「共助」の取組についても学習・実体験できるよう促し、地域の一員としての自覚と行動の意識づけを図ります。
- ・防災訓練は、学校、地域、行政機関が連携して実践的に訓練を行います。
- 学校とPTA等で協力し訓練を実施、訓練に子どもの参加を促す など

④ 横浜市地震防災市民憲章（仮称）を活用した普及啓発を進めること

- ・既存の広報に加えて、川柳の募集、ポスター展、作文コンクール等の市民参加型の募集イベントを実施し、広く市民に憲章を伝えます。
- ・実践につながる防災訓練の場で憲章の周知を行うことで、市民の憲章内容の理解と実践につなげていきます。
- ・世代を超えた共通認識としていくため、子どもへの防災教育の中に憲章を盛り込んでいきます。

(2) 個別的な事項

対象者別に普及・啓発の課題と今後の方向性について検討を行った結果を踏まえ、現行の防災計画に反映します。

I 子ども

課 題

- ・現在の防災教育や防災訓練は、単発的な面があり、体系的・継続的な教育の実施が必要です。
- ・学校と地域、行政機関との連携が必要。特に地域の窓口である区役所との連携が重要です。

今後の方向性

- ・発達段階に応じた継続的な学習を推進し、市民の責務（「自助」「共助」）の意識づけを図ります。
 - ⇒ 小学生の頃は、自分自身と家族を含めて、「自助」の取組について、正しい知識を習得し、適切な行動を意識づけます。
 - ⇒ 中学生、高校生へと発達段階が進むに応じて、自分だけでなく地域の人々の助けにもなる「共助」の取組について、習得することが必要です。
- ・学校、PTA、区役所、地域等と連携して、実践的に訓練を行います。

II 大人（一般・外国人等）

課 題

- ・災害への日頃からの「備え」や「助け合い」、災害時の地域や避難所といった場面で市民に求められる役割の理解を、より一層促す必要があります。
- ・周知の対象者が、イベント来場者や自治会・町内会加入世帯等、特定層のみへの周知となっている。

今後の方向性

- ・災害時の「自助」「共助」の役割の重要性を市民にわかりやすく伝えるため、パンフレット等を改善します。また、既成の広報物の内容を適宜更新するとともに、多言語化等の対応をするなど、啓発手段を充実させます。
- ・市の保有する大量の既成の広報物を、市民や企業、行政が活用しやすいよう整理します。
- ・消防団、家庭防災員や町の防災組織、町内会といった関係団体と連携し、継続的に普及啓発を実施します。

III 要援護者（高齢者・障害者等）

課 題

- ・要援護者の安全対策について、要援護者本人だけでなく補助者の理解も深まるよう、普及啓発を推進することが必要となっています。
- ・要援護者にもわかりやすい形（見やすい、点字化、音声化等）で普及・啓発用の広報物を作成するとともに、要援護者も参加や見学がしやすいよう配慮した防災訓練を実施することが必要です。

今後の方向性

- ・地域や福祉施設等と連携し、要援護者及びその補助者が支援に必要な情報を入手できるようにします。

- ・要援護者も参加や見学しやすい訓練やイベントを実施（障害者用トイレの設置、在宅要援護者の移動方法の確認、個人情報取扱方法の説明等）するなど、要援護者の訓練・イベント参加に関する対策が進むよう配慮・工夫をします。

IV 地域

課 題

- ・地域の活動者は退職者が多く担い手が高齢化しているため、防災リーダーなど地域の人材育成をより一層進めることが必要です。
- ・地域の特性を考慮した訓練を実施していくため、各種訓練の項目を検討し、内容を工夫することが求められています。

今後の方向性

- ・消防団、家庭防災員、町の防災組織などが中心となり、環境、福祉、防犯、青少年育成、社会教育など、地域の日常的な活動の中に、防災の要素を取り入れることで、継続的な普及啓発に結び付けます。
- ・地域での「助け合い」や生活情報などの連絡を円滑にするため、日頃から町内会・自治会といった隣近所で、住民同士のコミュニケーションを活発にしていきます。
- ・平日の日中に地域にいる若年層に対して、防災の担い手としての期待が高まっているため、地域防災拠点での訓練に若年層の参加を促し、担い手としての役割の理解・実践につなげていきます。
- ・防災・減災の全市的な展開のため、地域の取組事例を集めたホームページを作成するなど活動のノウハウ等を蓄積し、地域が活用できるようにします。
- ・訓練については、関連する訓練（学校での児童引渡し訓練と帰宅訓練など）を組み合わせるなど、実践的なものになるよう工夫します。
- ・年に一度は、地域、企業、学校等多くの主体が連携して実践的な訓練ができるよう支援します。

V 企業

課 題

- ・行政として、市内企業における防災対策の状況を確認するなどのフォローアップが必要です。
- ・企業の防災・減災の取組を支援することが必要です。

今後の方向性

- ・公的な調査や事業団体が行う防災対策調査の結果等から、企業の防災の取組状況（BCPの策定状況や耐震化、備蓄、研修の状況など）を把握します。
- ・企業の組織性を活かし、従業員とその家族にまで行き渡るような普及啓発を促していきます。
- ・企業内の防災訓練だけではなく、市や地域が実施する防災訓練への参加や、組織的な救援や物資の提供などの面で、地域や行政との連携を強化していきます。
- ・防災・減災に取り組んでいる企業を褒賞する制度も有効です。

検討項目の背景について

【現行の避難所数で充足されているかの検証】

- 現行計画では、あらかじめ避難所として小学校及び一部の中学校を地域防災拠点に指定しており、避難所の不足が生じた場合等には、区本部長は、区内の他の公共的施設等を補加的避難場所として指定し、避難所を追加開設することとされています。
- 東日本大震災の被災地では、男女別の更衣室や授乳スペース、要介護の高齢者、感染症患者などの専用スペースの必要性が指摘されました。
- 各学校の施設状況によって使用できるスペースも異なることから、必要となる専用スペースも見込んで避難所に不足が生じないか改めて検討する必要があります。
- 東日本大震災の被災地では時間が経過するにつれて、地域防災拠点ごとの避難者数に大きな差が生じ、情報提供や物資支援が非効率となったため、地域防災拠点の統合等を行いました。あらかじめ、基準や手順が定められておらず混乱が生じました。本市の計画では状況の変化により避難者数が増減することが考慮されていないため、見直す必要があります。

【公的避難所以外の場所に避難した避難者への対応】

- 東日本大震災の被災地では、瓦礫に道路を塞がれ孤立した、あるいは気兼ねしなくてよい等の理由で、公的避難所ではなく、個人宅、集会所等へ複数の世帯が任意で避難するケースが発生し、その状況把握が困難を極めました。このため支援が公的避難所中心となり、公的避難所以外の場所に避難した避難者に不満が生じました。
- 現行計画では、このような避難者の発生を想定しておらず、物資配分等の方法も定めていないことから、対応方法を検討する必要があります。

【地域防災拠点の開設基準】

- 現行計画では、区本部拠点班、学校長又は地域防災拠点運営委員は、震度5強以上の地震が発生したときに参集し、開設準備を行い、住民が避難してきたときは地域防災拠点を開設することとなっています。
- 東日本大震災の際、本市では、停電や余震への不安を感じた住民や、情報を求める住民が地域防災拠点へ避難してきたものの地域防災拠点が開設されていなかったとの苦情が事後寄せられました。
- 発災後、拠点運営委員が地域防災拠点に参集したものの、その時点においては、避難者が確認できなかったことから開設しなかった地域防災拠点や、家屋被害が少なかったことから開設を要しないと判断した地域防災拠点がありました。
- 現行計画では開設の基準や判断権者について不明確な点があるため、明確にする必要があります。

【地域防災拠点の運営方法】

- 横浜市が平成24年2月に実施した被災地アンケートでは、下着を干す場所、子ども

の泣き声、高齢者のおむつを取り替える際の臭いなど、女性、乳幼児、子ども、高齢者、障害者等への配慮が必要との意見・要望がありました。

○現行の計画においても「高齢者や乳幼児を抱える家庭及び妊婦等に配慮した女性専用スペース並びに要援護者の男女別々のスペースの確保」を規定していますが、東日本大震災を受けて、現行の記載内容で充足しているか、また新たに必要となる配慮事項について、それぞれの事情を考慮した上で検討をしていく必要があります。

○東日本大震災の被災地では、特別避難所（福祉施設等）への入所が遅れて、健常者の中で肩身の狭い思いをしたり、特別避難所の存在を知らない要援護者がいました。よって、特別避難所の施設特性や収容能力を確認して、発災後に要援護者の確認を行い、スムーズに移動できる体制を検討する必要があります。

【地域防災拠点の運営の相互扶助、地域防災拠点における訓練】

○現行計画では、避難者自らが発災直後から相互扶助により避難所を運営することについて明確な記載がないため、避難所運営における自助・共助・公助のあり方を改めて確認し、計画への記載を検討する必要があります。

○従来、地域防災拠点における訓練は、炊き出しや消火器の使い方等を中心とした防災訓練であったことから、地域防災拠点の開設・運営に重点を置いた訓練に転換することを目指し、平成21年度から訓練マニュアルや避難所運営DVDを作成し拠点運営委員会へ配布するなど、拠点訓練の充実に取り組んできました。

○平成23年度には、東日本大震災の教訓を踏まえ、拠点運営訓練をより充実する必要性が明らかになったことから、効果的な避難所運営訓練として、地震発生から起こりうる様々な事象を想定して拠点運営委員が解決に取り組む図上訓練の教材を作成し、各区に配布するなどの取組を進めています。

○地域防災拠点によって取組の度合いは異なる状況にあり、さらに実地的な地域防災拠点開設・運営訓練の推進に取り組む必要があります。

【地域防災拠点運営に関する学校と地域の連携強化】

○東日本大震災の被災地では、交通途絶のため、自治体職員が避難所に参集できず、避難者への対応や避難所運営について、避難所となる小中学校の教職員の全面的な協力が必要となった事例がありました。

○現行計画において拠点運営委員会は地域住民を中心として行政、学校等の三者で構成するとし、学校の役割については「児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開」と記載されていますが、改めて避難所運営における学校との連携や教職員の役割について、検討をしていく必要があります。

修正概要

1 避難所の確保

(1) 地域防災拠点の指定

区別想定避難者数に対して、地域防災拠点に指定されている小中学校の収容可能人数が大きく不足する区があります。これらの区においては、**活用可能な公共的施設を**

地域防災拠点として追加指定することが必要です。(未指定の市立中学校・高等学校、私立学校等)追加指定に伴う避難地区の割り当てにおいては、小中学校の統廃合に伴う避難地区の見直しの際と同様に周辺地域の人口分布、自治会・町内会の区域等を考慮して避難地区を指定します。

(2) 女性・乳幼児・高齢者等のスペース確保

現行計画では、要介護者、乳幼児、妊婦等の専用ルームが必要と考え、各地域防災拠点における避難者の収容状況に応じて、専用スペースを確保することとしています。具体的な基準は示されていませんでした。この専用スペースとして、あらかじめ**概ね3教室分のスペースを確保する**ように努めることとします。

学校保健室については、運営委員による応急処置のスペースとして利用するとしていますが、災害時医療体制の見直しに伴い、巡回医療チームによる医療スペースとなることも明記します。

(3) 避難・受入対象者とその避難・受入期間

現行計画では地域防災拠点の避難・受入対象者は、「住家を失い又は被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者とする。」としており、震災により住む家を失うか、破損したことで、住むことのできなくなった方に限定しています。

もとより、震災発生時においても市民は「自助」「共助」に努めることが求められるものであり、震災により自宅に居住できなくなった方を仮設住宅完成まで、収容する施設として地域防災拠点を整備しているところです。また、現行計画においても、自宅に居住することが可能な被災者は、拠点に避難しなくても必要に応じて地域防災拠点に出向くことにより物資や情報を入手できる支援体制を整えることとしています。

ただし、東日本大震災の際には、ライフラインが途絶し自宅に住み続けることが困難となり避難した方もいたことを踏まえると避難受入対象者を「住家を失い又は被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者とする。」という現行計画の画一的な記載内容では現場に混乱が生じる心配があります。

よって、「自助」「共助」が前提であることを明確にした上で、「**ライフラインが停止するなどにより居住が困難になった者が避難を希望した場合には、一時的に受入対象とする**」ことを加えることとします。

なお、発災当初は一時的に避難者が増え、避難所での物資不足が生じることが見込まれるため、地域防災拠点に避難する際は、被災者自らが毛布や食料などの物資を可能な範囲で持参することを平時から呼びかけることとします。

(4) 地域防災拠点の統合等

災害の状況が明らかとなる時期(概ね3日以内)、**ライフライン復旧時期**、**応急仮設住宅整備時期**等の段階に応じて、**区本部長**は各地域防災拠点の収容人数の状況を考慮して、地域防災拠点の統合・避難者の集約等について決定します。

統合等について検討する際は普通教室に収容している避難者を体育館に収容するなど、**教育再開に配慮**します。

(5) 補充的避難場所の開設及び運営

補充的避難場所の開設に関しては公共的施設のみでは不足が生じることが考えられるため、公共的施設以外に**民間施設も対象**とすることを明記します。

平時から区本部長は、どのような民間施設が補充的避難場所として考えられるかを把握しておく必要があります。

なお、現行計画において、補充的避難場所の運営は地域防災拠点と同様とするとしか記載されていないため、補充的避難場所においても地域住民の参加を中心とした運営委員会を設置し、当避難場所の管理運営を行うことを明記します。

2 公的避難所以外に避難した避難者への対応

あらかじめ指定された避難所に不足が生じた場合は補充的避難場所を追加指定し、避難者の収容に必要な避難場所を確保しますが、それ以外に指定された公的避難所ではない**集会所等に住民が自らの判断により避難した場合の対応**については、次のとおりとします。

- ・ 公的避難所以外の場所に避難している者は、**地域防災拠点の運営委員へ避難している場所の所在、避難者の住所、氏名、人数、その他必要事項を報告**します。
- ・ 公的避難所以外に避難した避難者は、在宅の被災者と同様に**自ら地域防災拠点に出向き、情報や物資を地域防災拠点から受け取ることを基本**とします。
- ・ 公的避難所以外の場所への避難を解消した場合、速やかに、地域防災拠点の運営委員にその旨を連絡します。

3 地域防災拠点の開設

現行計画では、震度5強の地震が発生した場合、避難所の開設準備を行うこととしていますが、避難者が来て初めて開設することとしているため、開設の必要性の判断の余地が生じたことから、多くの地域防災拠点が開設されませんでした。

市内において震度5強以上の地震が発生した場合、何らかの被害が発生することが予測されます。東日本大震災の際は、震度5強は4区のみでしたが、被害は全区に及び、死者2名を含む人的被害78人、全体で1,238件の被害が発生しました。区によって被害の程度に差が生じますが、いずれの区でも被害の程度は調査をしないと把握することは不可能であり、情報収集のためにも地域防災拠点の開設が必要となります。

よって、**市内1か所でも震度5強以上の地震が発生したときは、全区の地域防災拠点において、区本部拠点班、学校長又は拠点運営委員会のいずれかは、区本部の指示を待つことなく、速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受け入れに必要な措置を講じ、地域防災拠点を開設することとします。**

開設後、住民が避難してきた時は、避難所として避難者を受け入れますが、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の情報受伝達及び物資供給拠点としての役割も考慮して、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断、決定し、拠点運営委員会等に指示します。

4 地域防災拠点の運営方法

(1) 女性・障害者などの視点を反映した運営体制の確立

女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対して以下表の着眼点に配慮します。

	配慮すべき着眼点
女性	・ 妊婦に対しての配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等） ・ 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） ・ 着替えや下着を干す場所の確保 ・ トイレに行きやすい工夫（トイレの近くに男性を少なくする等） ・ 女性へのストーカー行為等の犯罪被害を防ぐための防犯の強化
乳幼児・子ども	・ 授乳スペースの確保 ・ 泣き声への対応（専用スペースの確保等） ・ 子どものプレイルームの確保
高齢者	・ 認知症等への配慮 ・ 生活不活発病（※）の予防、早期発見と対応 ・ 机をされている高齢者への配慮や臭いなどの対応（専用スペースの確保等） ・ 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害児・者	・ 支援のためのスペースの確保（行動障害など） ・ 視覚・聴覚・知的障害者など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） ・ 内部障害者の福祉用具など障害ごとの個別のニーズの把握
外国人	・ 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） ・ 通訳ボランティアの確保 ・ 日本人との生活習慣の違いへの配慮

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

(2) 特別避難所との連携

特別避難所への移送の役割分担と手段を明確にします。

また、区本部と特別避難所との連絡手段を確保する必要があります。

なお、特別避難所と地域防災拠点は平常時から合同訓練を実施するなど災害時に備えて連携を強化する必要があります。

(3) 災害情報の入手について

地域防災拠点にテレビアンテナの整備や緊急地震速報対応ラジオの配置、インターネット環境の整備を行います。

(4) 災害時のペットの受入について

ペット飼育が普及している現状から、避難所においてペットの同行避難の受け入れが求められます。「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」（平成22年5月）に基づき、各拠点運営委員会において、飼育場所の想定など対応を検討しておく必要があります。

5 地域防災拠点の運営委員、訓練

(1) 地域防災拠点運営における相互扶助の推進

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が地域防災拠点の管理運営に参加することを明記します。

(2) 避難所開設・運営訓練の推進

地域防災拠点訓練については、発災時に避難所として機能するよう、地域防災拠点訓練マニュアルに基づき、実地的な避難所の開設及び運営訓練を中心に実施することとします。また、重点訓練項目については、別途整理する必要があります。

本市職員は、発災時に拠点運営委員会に対して支援できるよう、日頃から震災対策や地域防災拠点の運営等に関する研修を受講し、防災意識や知識、技能の向上に努めるとともに、地域防災拠点を担当する職員及び教育委員会事務局が指定する教職員は、可能な限り積極的に地域防災拠点訓練に参加することとします。

横浜防災ライセンスについては、地域ごとの取得者数のばらつきを解消しつつ、その増大を図ることとして、既取得者の地域防災拠点運営への参加促進に努め、消防団との連携による取り組みを進めることとします。

6 地域防災拠点運営に関する学校と地域の連携強化

地域防災拠点における管理運営に関し、地域防災拠点の管理運営に関する内容が学校等の役割として記載されていないため、**学校等の役割として、運営支援を明記**します。

地域防災拠点の管理運営における地域住民、行政、学校等の役割

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の管理、避難所での相互扶助、情報の受伝達、救護、食料等物資の配布、防犯パトロールなど
行政	地域防災拠点の指定、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校等	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、 運営支援 など

Ⅲ 情報受伝達体制の強化

5 災害時広報

検討項目の背景について

【災害時広報体制の見直し】

- 現行計画では提供する情報の優先順位と、具体的な広報内容や発信ツールを選択する権限者が不明確になっています。
- 区役所を通じて市民に情報提供するにあたり、市災害対策本部から区災害対策本部への広報面の指示系統が、現行計画では不明確になっています。
- 東日本大震災の際、在宅の被災者には支援情報（食料・物資の配給等）が的確に伝わらなかったため、不満の声が高まったという事例があります。
- ICT（情報通信技術）のツールを利用できない高齢者等に情報が届かない恐れがあります。
- 日本語の理解が困難な外国人に情報が届かない恐れがあります。

【複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備】

東日本大震災では、停電や通信の途絶のみならず、自治体庁舎の被災により、被害の情報収集や被害の伝達・広報が行えなかった状況が多発しました。

このため本市でも、一般固定電話やEメール等が使えなくなった場合でも情報の受伝達ができるよう、複数の通信手段（媒体）の確保を検討する必要があります。

また、情報伝達手段の多様化の1つとして、自治会・町内会の掲示板への掲出を行います。

【ICT（情報通信技術）を活用した情報発信体制の強化】

- 東日本大震災では、自治体のサーバーダウンや電話回線の集中による混乱が起きましたが、公共のインターネット回線を利用するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Twitter 等））は比較的安定して通信が行うことができ、情報発信ツールとして活用されました。

また、情報機器の普及が拡大していることや、SNSは携帯端末に向けた情報発信が容易で、携帯端末からのアクセスもしやすいことから、本市においてもSNSを活用した情報発信体制の整備を図ります。

- 災害発生時、アクセス集中等により市のウェブサイトの閲覧・更新が困難になる可能性や、市のネットワーク回線に支障が生じる可能性があります。

修正概要

1 災害時広報体制の見直し

(1) 危機管理情報補佐官（仮称）の設置

広報・報道の責任者として、市民等に対し広報する情報の取捨選択や判断等を行う権限者を新たに設けます。

（権限者の機能）

- ① 災害情報の発信統括者として、情報の取捨選択や判断等を行います。
- ② 市災害対策本部の意思決定機関（幹部会議）に構成員として参画し、統括調整部長（危機管理監）と同じ情報を持ちます。
- ③ 実働チームである広報・報道チームに、指示を行います。

(2) 広報内容・媒体の優先順位の指針の検討

ア 緊急性・重要性・ニーズの変化に応じた広報内容について、運用マニュアル等に反映させます。

イ 広報ツールとして、紙媒体を含む複数の伝達手段について、運用マニュアル等に反映させます。

(3) 広報面での区への指示ルート・内容の明確化

市災害対策本部の業務として位置づけ、市災害対策本部から区災害対策本部への指示ルートを用いて行うこととします。

(4) 在宅被災者や ICT（情報通信技術） ツールを利用できない方への情報提供

テレビ・ラジオ等の報道のほか、「市・区ウェブページ、防災情報 E メール」、「市 Facebook ページ」、「市・区 Twitter」、「広報よこはまの発行」、「地域防災拠点への紙広報の掲出」、「自治会・町内会等の掲示板への掲出」、「公用車による放送」、「災害時協定を締結しているコンビニエンスストアチェーンへの掲示依頼」等、情報を入手しやすい環境を整備します。

(5) 外国人への情報提供

外国人市民に対する情報提供として、多言語防災リーフレット（携帯用）を市のウェブに掲載していることや、地域防災拠点に外国語の表示シートを配備していることについて周知を図ります。また、外国語版「減災行動のススメ」の作成を検討します。

また、津波避難対策として、その場所の海拔をお知らせするため、街なかに設置している「海拔標示」や来街者の多い場所に設置した、周辺の浸水予測区域、避難場所等を表示した「津波避難情報板」に多言語表記を行いました。さらに津波警報伝達システムにより多言語での避難の呼びかけを行うことにより、外国人が避難に必要な情報を周知し、迅速な避難行動の実現を図ります。

(6) スピーカーを搭載した公用車及び資源循環局の収集車による広報

広報車については、補助的な広報ツールとして、災害の状況に応じて活用することとし、区災害対策本部において運用方法を定めます。

また、資源循環局の収集車についても、各区内をきめ細かく巡回することが可能なため、災害発生時、広報に活用することについて準備を進めます。

2 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

災害発生時において、一般固定電話やEメール等が使えなくなった場合でも情報の受伝達が行うことができるよう、災害対応を行う各施設・組織が通信ルートの二重化、通信手段の多様化を進めます。

(1) 災害時優先電話指定の増強

災害発生時は、一般固定電話や携帯電話による通話は、回線の輻輳によりつながりにくくなるため、災害対応を行う各施設・組織では災害時優先電話指定の増強を通信事業者へ要望します。

(2) 防災無線・衛星携帯電話などの整備

停電や電話回線の集中による混乱・途絶が発生した際、使用が可能な情報受伝達手段として、防災行政無線を最も重要なツールと位置づけ、無線設備や機器の更新を定期的に行う等、情報受伝達手段を整備します。また、防災無線や衛星携帯電話の配備を拡充するとともに、津波警報伝達システムについては、慶長型地震の浸水予測区域についても、引き続き整備を進めます。

なお、防災行政無線の配備数には限度があり、全ての関係機関に防災行政無線を配備することは困難なため、医療機関のような重要な関係機関には、無線、衛星携帯電話、インターネットを活用した通信等を必要に応じて整備し、情報受伝達手段の強化に努めます。

(3) データ放送による情報提供

テレビ神奈川のデータ放送を利用した緊急情報等の発信を行います。また、データ放送による情報提供の実施について周知を図ります。

(4) 自治会等の掲示板を活用した情報提供

補助的な情報伝達ツールとして、紙の広報媒体を自治会・町内会等の掲示板に可能な範囲で掲出することとし、区災害対策本部において運用方法を定めます。掲出にあたっては、自治会・町内会長に協力を依頼し、ファクスを利用します。

提供する情報(例) ※概ね災害発生後4日目(電話回線復旧後)から実施
地震の概要(震度、震源、主な被害状況)
医療情報(病院・診療所・薬局の再開)
地域防災拠点の開設状況
ライフライン復旧状況
被害認定調査・り災証明等の実施状況
下水使用制限
その他(義援金申込受付等)

(5) 特設公衆電話のラインの事前整備

地域防災拠点には、避難された市民の皆さまが安否確認等に活用できる通信手段が確保されていません。このため、災害発生時に市民の利用が可能となる特設公衆電話のラインを事前に整備します。

3 ICT（情報通信技術）を活用した情報発信体制の強化

市ウェブページや防災情報 E メールに加え、SNS の活用により情報発信体制の強化を図ります。

(1) Twitter による情報提供の充実

現在、市災害対策本部のほか 12 区で開設されている Twitter アカウント（うち 11 区が緊急情報を発信）について、災害発生時に情報発信できるよう全区に拡大します。

運用にあたっては、市民の閲覧時には既に古い情報となっていることがあるため、市・区ウェブページに掲載した情報への誘導（リンク）を行います。また、返信は原則として行わないこととします。

(2) Facebook ページの開設

災害発生時における「市ウェブサイトからの情報発信の代替手段の確保」や「携帯端末からのアクセス対応」を目的として現在普及している SNS である Facebook を利用することとし、市災害対策本部において Facebook ページを設けます。

(3) 情報の発信方法等

- ・市ウェブページ、Facebook ページ、災害用 Twitter アカウントでは、適宜同じ情報を発信します。
- ・市トップページに緊急ページを設け、区トップページと Facebook ページには、同じ情報が自動的に掲載されるよう、設定を行います。
- ・現在、個人所有等の携帯端末から SNS への情報発信は想定されていませんが、市のネットワーク回線が利用できなくなる場合に備え、緊急時に携帯端末から情報発信を行う際のルールを整備します。

IV 被災者支援体制の強化

- 6 ボランティアとの連携
- 7 被害調査
- 8 応急仮設住宅等の供与体制
- 9 復旧復興体制
- 10 被災者・地応援

検討項目の背景について

【ボランティアの受け入れ体制の見直し】

被災時は、全国から大量のボランティアが来訪し、被災地のニーズとボランティアのマッチングのずれが生じ、支援活動が効果的にできないという課題があります。また現行計画では、専門的ボランティアの受け入れ窓口が明確化されていない分野があります。

【行政と社会福祉協議会等との役割分担の明確化】

現行計画では、災害ボランティアセンターの設置について、横浜市、社会福祉協議会（以下「社協」）、災害ボランティアネットワークがどのような役割を担い、立ち上げるかについて、明確化されておらず、区によっては協定書等が整備されていません。また、福祉関係の専門的ボランティアの受入調整等を社協が行うこととなっていますが、発災時に社協は、災害ボランティアセンターの中心的役割を担わなくてはならない為、専門的ボランティアの受け入れまで対応するのは困難であると想定されます。

【災害ボランティアセンターの円滑な設置】

災害ボランティアセンターの設置は、ボランティアの派遣要請等に対応するために早期に設置する必要があります。また、横浜市、社協、ボランティア団体等が情報を共有し、連携しないと、設置・運営が円滑にいかない恐れがあります。さらに、災害ボランティアセンター設置担当者自身が、被災で参集が困難な場合や設置予定地が被災すると設置が大幅に遅れる恐れがあります。

【行政と災害ボランティアセンターとの連携強化】

災害ボランティアセンターの効率的な運営には横浜市との情報交換や、横浜市からの資機材の提供等の支援が必要です。また、災害ボランティアセンター設置予定地では、防災無線等の発災時に有効な通信手段が、確保されていない場所もあります。

修正概要

1 ボランティアの受け入れ体制の見直し

(1) 被災地のニーズとボランティアのマッチング

全国のボランティアからの申出や質問に対する割り振りや回答等を、災害ボランティアセンターで全て行うのではなく、横浜市と分担できる項目・分野を整理します。

ア 全国のボランティアへ、被災状況やニーズを正しく発信するため、ボランティアの受け入れ先や発災時に必要な情報をスムーズに発信できるように、災害ボランティアセンターや市のホームページを見直します。

イ 全国のボランティアからの一般的な申出や頻度の高い質問に対しては、市コールセンターも1次案内窓口として活用します。このため、コールセンターの回線の増強等を検討します。

(2) 専門的ボランティアの窓口の明確化

専門的ボランティアの分野・種別、受入窓口の明確化や関係機関との連携状況の整理等を行います。

また、受け入れ窓口は、市の所管部局が主に担当します。

2 行政と社協等との役割分担の明確化

(1) ボランティアネットワークとの連携体制の強化

災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、横浜市、社協、災害ボランティアネットワーク間での役割や位置づけを区ごとに協定書等で定め、詳細な事項や全体の流れについても区ごとにマニュアル等を整備（見直し）します。

(2) マニュアルの整備

発災前（日頃の備え）、初動期の即時対応期（発災から約 24 時間）、初動期の緊急対応期（約 24 時間後～約 3 日目）、センターの運用期（約 4 日目以降）、センターの撤収期等の時系列に沿った、分かり易い表をセンターの運営マニュアル等で整備します。

3 災害ボランティアセンターの円滑な設置

(1) 訓練等によるノウハウの蓄積、連携の強化

災害ボランティアセンターを速やかに設置し運営できるように、横浜市、社協及び災害ボランティアネットワーク等が連携を強化し、情報を共有しながら、設置ノウハウを蓄積・共有する必要があります。このため、防災訓練や図上訓練を、横浜市、社協、災害ボランティアネットワーク等が連携して行います。その際、災害ボランティアセンターの設置、設置後のボランティア派遣依頼・活動希望への対応、運営体制の構築等、より具体的な想定のもとに訓練を行い、実際の発災時にむけた連携の強化を図ります。

これらの訓練やこれまでの被災地支援を行って蓄積されたノウハウ等を、運用マニュアル等の見直しの際に追加していきます。

また、災害ボランティアの重要性などの普及啓発をより一層行います。

(2) 災害ボランティアセンター立ち上げスタッフの複数人の任命及びスタッフの養成

災害ボランティアセンター設置担当者自身が、被災で参集できない場合も考慮に入れて、立ち上げができるスタッフを複数人定め、運用マニュアル等に盛り込みます。

また、災害ボランティアセンターを柔軟に立ち上げ、運営できるコーディネーター能力の高いボランティアリーダー（コーディネーター）となれるスタッフを養成します。

(3) 災害ボランティアセンター予定地の次点の設定

災害ボランティアセンター予定施設が被災しても、災害ボランティアセンターが設置できるように、複数の予定施設を予め決めることとします。特に津波の恐れのある地域に災害ボランティアセンター予定地がある場合は、次点の予定地を決めておく必要があります。

4 行政と災害ボランティアセンターとの連携強化

災害ボランティアセンターと横浜市中で、発災後の迅速な相互連絡とその後の定期的な情報交換・連絡会議を行う体制を整えます。

また、災害ボランティアセンター間及び地域防災拠点と連絡がとれるように、各災害ボランティアセンターへ防災無線の配置等の行政支援を検討します。さらに、連携のフロー図を作り情報の流れを決め、図上訓練及び情報伝達訓練を充実させます。

検討項目の背景について

【被害認定調査とり災証明発行等に関する検討について】

- 東日本大震災においては、被害認定調査やり災証明発行に関する担当職員が、避難所運営支援等の対応に追われ職務に注力できなかった事例があるなど、発災時に迅速な調査を実施するための体制が整備されていませんでした。
- 現在の被害認定調査には、一定のノウハウが必要であるが、担当者の知識不足により、調査に必要な項目を網羅的に把握できず、再度調査が必要になる事例もあり、横浜市が被災した場合、多大な作業時間を要するとともに、マンパワーの不足が予想されます。
- 災害発生時に、いつ、どこで、どのように被害認定調査を開始するのか、り災証明書の発行を実施するかについて被災地において円滑な広報が行われませんでした。

【被災者支援制度等の迅速な適用に向けた検討について】

- 東日本大震災においては、義援金支給の件数が多く、被災地自治体の支給体制に無理が生じ、支給までに多大な時間を要しました。
- 横浜市においては、人口規模が大きいため、大規模災害時にマンパワーで対応できる事項に限度があります。また、被害情報把握が決められているルートで実施されていなかったため、被害件数確定に時間がかかりました。支給に関する体制やマニュアル等のルールが不明確であることから更に時間を要する懸念があります。
- 各種制度において、その適用を受けるに際し、煩雑な書類手続きが必要となるものがあり、被災者に対する迅速な支援の実施、被災者の負担軽減という視点から課題があります。
- 適切なタイミングで各種支援制度の存在を周知し、その活用を促すことが必要ですが、市民への周知手段・時期が不明確です。

修正概要

1 被害認定調査とり災証明発行等に関する検討について

(1) 情報システムの活用

手作業による被害認定調査の調査票の記入や結果入力、作業時間を要し、り災証明の迅速な発行を妨げる要因の1つです。横浜市の人口規模を勘案すると他都市に例をみないほどの業務量が予測されるほか、被害調査に必要な家屋などの専門的知識を有する人員の確保が極めて困難な状況です。

こうした状況に対応するため、被災者支援システムを構築し、人が行う業務量を軽減することが必要です。また、これに合わせ被害調査業務における調査票の記入の簡略化、調査結果の確認や発行対象者の特定を容易にすることなど手法の改善が求めら

れます。この結果、

- ・住民基本台帳や税情報の活用により対象の特定
- ・入力業務の軽減により人員不足の改善
- ・り災証明の発行だけでなく、被災者への迅速な支援のための被害状況などの情報の一元管理

が見込まれます。

そこで、本市においても、効率的な調査の実施や調査結果の入力、更にはそれに基づく、り災証明発行までを一体的かつ統合的に処理できるように情報システムの活用を前提とした行動を防災計画に記載します。情報システムの構築にあたっては、既に導入した事例のシステムの仕組みを活用できるように業務手順の見直しを含めて検討することとします。

(2) 体制の整備

迅速かつ円滑な被害認定調査、り災台帳の作成及びり災証明発行に向けた体制の整備を行う必要があります。

ア 実施主体の明確化

被害調査班の主体を、各区ともに通常業務で家屋調査等を行っている家屋担当を中心とした税務課とし、必要に応じて、他課が応援に加わる体制とします。

イ 全体の体制に関する変更

実施主体の明確化に伴い、被害認定調査については、調査班の主体となる区税務課を所管する財政部を中心として、財政部、建築部、及び消防部の3部が所管する体制とします。

研修や災害発生時における人員の差配など、全体の整理等は財政部が中心に実施し、建築局は2次調査に関する技術的な支援を行います。なお、平常時の国との調整や、関連システムの構築・管理等は消防部が実施します。

ウ 職員研修の実施

被害認定調査を実施する職員（税務課職員を主担当とする区本部被害調査班、建築部建築調査班）に対し、毎年研修を実施します。

(3) 被害認定調査の迅速化

迅速に、担当者毎の判定結果に差異がなく被害認定調査を行うには、専門知識の無い担当者でも、被害程度を簡単に判定できることが必要です。

被災地での実施方法を踏まえた簡便な調査手法と、応急危険度判定結果の活用による調査件数の軽減について検討し、既存のマニュアルを修正することで調査業務の迅速化を図ります。

(4) 受援体制の整備

他都市の応援職員や民間人材による支援を受ける体制の整備が必要です。

受入れにあたっては、効率的に人員を配置するために、事前に、受入れ体制や、配置計画の考え方について既存のマニュアルに追記するとともに、応援職員が携わる

現地調査業務等について特化した研修内容を定めることで、円滑な受援体制を構築します。

2 被災者支援制度等の迅速な適用に向けた検討について

(1) 災害弔慰金及び義援金等の支給体制について

災害弔慰金及び義援金等の支給業務の効率化を図る必要があります。

支給対象者の状態を把握し、支給までの処理を迅速かつ正確に行うため、人手で行う業務量を軽減する被災者支援システムを 1 (1) と一体的に構築します。これにより、支給までの処理や、確認作業の正確性を確保していきます。

情報システムで災証明発行者を確認し、災害弔慰金及び義援金等の対象者を一定程度把握することが可能になります。被災者からの添付書類の確認等が、効率的に進められ、交付マニュアルを作成することで、業務内容を明確にし、他都市の応援職員受入れの体制も整えます。

(2) 市民への周知

現在の計画では、各種支援制度等の市民への周知手段・時期が不明確であり、被災時に効果的な広報が行われない可能性があることから、既存マニュアル等に**本市広報媒体による周知実施方法**等に関する所管部の対応について追記します。

検討項目の背景について

【応急仮設住宅の供与について】

- 応急仮設住宅の供与は、緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」の他、民間賃貸住宅等を借上げて供与する「借上仮設住宅」（いわゆる「みなし仮設住宅」）があります。

【建設用地の確保について】

- 現在、応急仮設住宅の建設候補用地は、公有地 2,000 m²、民有地 4,000 m²以上を中心に公園、防災協力農地等を確保しておりますが、大規模に被災した場合、需要に対して供与できる応急仮設住宅戸数が不足することが想定されます。
よって、建設用地を可能な範囲で確保する必要があります。

【震災時土地利用計画利用順位について】

- 現行計画では、空地・未利用地の利用計画の順位として、①避難場所、②自衛隊等の救援拠点、③家庭ごみ仮置場や復旧資材置場の復旧拠点、④仮設住宅 としています。生活基盤を確保するため、生活利便性の高い用地を仮設住宅に優先していく必要があります。

【借上仮設住宅の供与について】

- 東日本大震災では、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借上げ、被災者の仮住まいとして提供する取組（借上仮設住宅＝みなし仮設住宅）が、かつてない規模で実施されました。
横浜市が被災した場合には、応急仮設住宅の建設では供給戸数が不足することも想定されるため、財源的な観点からも建設仮設住宅のほか、借上仮設住宅を活用する必要があります。

【応急仮設住宅建設等推進室について】

- 現行計画では、応急仮設住宅供与の市の執行体制として、「応急仮設住宅建設等推進室」の設置を定めていますが、詳細な分担まで想定していません。
- 応急仮設住宅の迅速かつ円滑な供与に向けた体制を確立するため、応急仮設住宅建設等推進室の業務内容の詳細を定め、担当を決定する必要があります。また、実務を行うためのマニュアルの整備が必要です。

【入居者の選定及び生活支援について】

- 応急仮設住宅では、コミュニティの継続や高齢者・障害者の生活支援に配慮する必要があります。

修正概要

1 応急仮設住宅の供給手法の明記

災害発生後、緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」と、民間賃貸住宅等を借上げて供与する「借上仮設住宅(みなし仮設住宅)」があり、この2種類を本市の応急仮設住宅の供給手法として明記します。

2 建設用地の明記

(1) 応急仮設住宅建設用地の確保（新たな用地と面積基準）

現在、建設候補地としている公園等に加え、大学用地、道路建設用地、国有地、市保有土地、港湾緑地について応急仮設住宅建設候補地として抽出します。

面積について、これまで公有地は 2,000 m²以上としていましたが、500 m²以上まで引き下げます。

また、用地を決定する視点を明記します。

ア 建設仮設住宅の用地決定の視点

- (ア) 効率的に建設するために、小規模用地より大規模用地を優先すること
- (イ) 駅からの距離が徒歩約 20 分であること、もしくはバス便が利用できること
- (ウ) ライフライン施設が整備されていること
- (エ) 十分な道路幅員（4～6 m 程度）が確保されていること
- (オ) 用地が平坦であること
- (カ) 商店や医療施設等の生活利便施設が利用できること
- (キ) 崖くずれ、津波等の二次災害の影響がないこと

(2) 応急仮設住宅建設用地データベースの作成

応急仮設住宅建設用地データベースを作成し、定期的に見直しを行い、情報を更新します。

(3) 建物階数の見直し

建設仮設住宅は、平屋建てだけでなく複数階建ても仕様に追加します。

3 震災時土地利用計画利用順位の見直し

(1) 空地・未利用地等計画の見直し

現行計画では、空地未利用地の利用計画の順番の目安として、家庭ごみ仮置場や復旧資材置場の復旧拠点を仮設住宅等より優先していますが、被災者の生活基盤を確保するために、**建設仮設住宅等の整備を優先することとします。**

震災時の土地利用計画（空地・未利用地等利用計画）

項目	空地・未利用地の対象	主な利用目的
空地・未利用地等利用計画	1 市、国、県等が所有する土地（公園、埋立地、遊休地等） 2 協定締結等により、震災時に利用が可能となる民有地（防災協力農地、民間企業所有空地、ゴルフ場等）	1 避難場所 いっとき避難場所、広域避難場所 2 救援拠点 ヘリポート（救援活動、物資輸送等）、自衛隊宿营地、応援部隊終結場所、物資輸送車両基地 3 仮設住宅等 仮設住宅建設用地、仮設店舗・工場・事業所建設用地 4 復旧拠点 家庭ごみ仮置場、復旧資材置場 5 復興拠点 市街地整備用地、災害公営住宅用地、復興資材置場、解体廃棄物仮置場

4 借上仮設住宅の供与の明記

(1) 借上仮設住宅の選定基準

借上仮設住宅の選定基準及び借上げを行う対象施設の順番を明記します。

ア 選定基準

- (ア) 新耐震基準（昭和 56 年 6 月）に適合していること、もしくは同等の耐震性能を確保していること
- (イ) 駅からの距離が徒歩約 20 分以内、もしくはバス便が利用できること

イ 対象施設

- (ア) 公営住宅
- (イ) 公的住宅
- (ウ) 国、県、市が所有する施設
- (エ) 民間賃貸住宅
- (オ) その他

(2) 関係団体との連携

ア 民間賃貸住宅の活用に向けた関係団体との連携

発災後、民間賃貸住宅を応急仮設住宅としてすみやかに供与するため、あらかじめ、神奈川県を通じて、社団法人神奈川県宅地建物取引業協会と社団法人全日本不動産協会神奈川県本部等の関係団体と、協力方法や役割分担を協議するなど、連携を行います。

イ 供給能力の把握

借上仮設住宅の供給にあたっては、関係団体との連携を図り、供給可能戸数を把握することを明記します。

市営住宅及び県営住宅については所管部局、公共賃貸住宅については、独立行政法人都市再生機構、神奈川県住宅供給公社、横浜市住宅供給公社を通じて、利用可能戸数を把握します。

民間の賃貸住宅については、社団法人神奈川県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会神奈川県本部等を通じて、利用可能戸数を把握します。

5 応急仮設住宅建設等推進室の見直し

(1) 体制

応急仮設住宅の迅速かつ円滑な供与に向けて、発災時の各局の役割分担を詳細に想定し、担当及び所管について明記します。

応急仮設住宅建設等推進室の体制

大項目	中項目	所管部
室長	総合調整	建築部
応急仮設住宅需要 報告と用地確保	応急仮設住宅需要	区本部・建築部
	応急仮設候補用地の状況確認	区本部・土木事務所（現地調査） 財政部（空地・未利用地） 環境創造部（防災協力農地） 道路部（高架下、道路予定区域） 消防部（被害情報） 建築部（とりまとめ）
	神奈川県への報告	建築部（県との窓口）
施工監理と検査	・仕様書の確認 ・施工業者との調整 ・ライフライン調整 ・建設に関する施工監理	道路部（接道） 水道部（水道関係） 環境創造部（下水関係） 建築部（電気、ガス関係） 建築部（施工監理、検査）
借上仮設住宅の確保	神奈川県との調整	建築部（とりまとめ）
入居者募集と選定	募集全般	区本部・建築部
	・広報、入居者募集 ・入居者選定 ・入居者への住宅引継	区本部（広報・募集・選定・引継） 健康福祉部（入居者選定関連）
維持管理	仮設住宅の維持管理	区本部（小規模な営繕） 建築部（大規模な営繕）
入居者支援	・巡回による健康管理 ・生活相談 ・生活支援台帳の整備	区本部・健康福祉部
退去・撤去	退去案内	区本部
	撤去立会い等	建築部
	精算	健康福祉部・各土地所管部

(2) 横浜市応急仮設住宅供給マニュアルの作成

今回の震災を踏まえ、応急仮設住宅建設等推進室の発災時の実務を想定して、応急仮設住宅の迅速な供与を行うための手順等を示した、横浜市応急仮設住宅供給マニュアルを作成します。

6 入居者の選定及び生活支援における配慮の明記

(1) 建物における配慮

入居者の生活環境や、コミュニティに配慮した住宅構造・形式（住棟の向かい合わせ、だんらんスペースや浴室等の共同利用施設設置など）について考慮します。

(2) 入居者の選定

入居者の選定については、高齢者や障害者等の必要度に応じた優先順位について考慮します。

なお、地域での互助の必要性を考慮し、高齢者や障害者等が一定地域の仮設住宅に集中しないように配慮します。

(3) 生活支援

ア 定期的な巡回による健康管理

建設仮設住宅及び借上仮設住宅の入居者に対して、見守りや生活支援を実施します。

(ア) 健康管理、メンタルヘルスケア、子育て支援、介護予防等の生活支援

(イ) 建設仮設住宅の衛生対策

(ウ) 福祉サービスの提供の調整

(エ) 訪問医療、訪問看護の提供の調整

イ 要援護者及び生活再建にかかる支援、生活相談

定期的な巡回の結果、さらなる支援が必要な場合には、担当部局の連携のもと、対応策を実施します。

(ア) 各区に総合相談窓口の設置

(イ) 巡回相談、個別訪問相談の実施

(ウ) 入居者の実態を把握するための入居者調査の実施

(エ) 恒久住宅の確保・再建に関する支援

(オ) 就業、事業再開、就学に関する支援

(カ) 地域コミュニティの維持、育成、地域交流の促進

ウ 生活支援台帳の作成

入居者の家族構成や健康状態を記載した生活支援台帳を作成します。

検討項目の背景について

【応急復旧に関する財源の確保】

- 発災直後は、財源の確保よりも、緊急な工事や物資の迅速な調達等が必要であり、特例的な事務処理が必要と考えられます。
- 復旧（復興）対策が円滑に実施できるよう、対策事業に係る予算の編成や執行管理、財源確保を迅速かつ的確に行うため、手順を明確化しておく必要があると考えますが、現行計画では、「災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、財源確保に努める。」との記載となっています。

【緊急輸送体制の整備 道路の通行機能の確保】

- 道路啓開については、道路部は、土木事務所地区隊や国土交通省、神奈川県、各高速道路（株）等が管理する道路の被災情報を収集整理のうえで、警察や他の道路管理者等と協議して道路啓開方針（案）を策定し、市本部内に設置する道路啓開部会で、道路啓開方針を決定し、土木事務所地区隊に指示することとなっています。しかし、救助救命期には、人命救助や被害の軽減を最優先にする必要があるため、より迅速に方針決定や道路啓開を実施していく必要があります。
- 現在、市内の道路については、高速道路、国道、市道の道路管理者は、それぞれ道路啓開を行うことになっています。震災後は、自衛隊の応援や物資、燃料などの進入ルートを確保する必要があることから、各道路管理者相互が支援する道路啓開によって緊急輸送路等の早期確保が可能になります。

【道路管理者とライフライン事業者との連携強化及びライフライン事業者相互の復旧事業調整の検討】

- 震災時には、ライフラインの迅速な復旧が求められ、また、一方、道路啓開方針策定にはライフライン事業者の応急復旧工事状況も把握する必要があります。そこで、道路管理者とライフライン事業者との連携及び応急復旧工事に係わる情報の収集を行える具体的な仕組みを整えることが重要です。

【災害廃棄物処理関係】

- 東日本大震災では、迅速ながれき仮置き場の確保や災害廃棄物の処理方針の決定がその後の復旧復興活動の速度に大きく影響しています。災害廃棄物の迅速な処理を進めるため、がれきの仮置き場の設置、がれき処理の考え方を明示するなど準備を進めます。

【復興体制の検討】

- 震災によって大きな変容を迫られた社会の中では、被災者が生活の変化に円滑に適

応するために、ハード・ソフトの広範にわたる復興を円滑に進める必要があります。

現行の防災計画では、震災復興本部の設置及び震災復興基本計画等の策定ほか、地区別整備計画等の策定といったハード対策中心の記載となっていますが、被災直後の復旧期から速やかに復興体制を整え、必要な施策を総合的に打ち出すことができるよう、さらに次の事項について検討する必要があります。

- ①復興対策事項の整理
- ②震災復興本部の体制構築
- ③震災復興ガイドライン、都市復興の基本方針、震災復興基本計画の内容整理
- ④女性や災害弱者の視点から復興施策の検討
- ⑤事前対策の充実

【経済復興】

- 経済復興については、「消費生活情報の把握」「中小企業の災害対策関連融資」等の部分的な対応の記載となっていますが、早期かつ効率的な経済復興に向けて、基本的な考え方を中心に体系的な内容に整理する必要があります。

修正概要

1 応急復旧に関する財源の確保の見直し

(1) 災害応急対策に係る契約及び経費支出の特例の新設

救助・救命期及び応急復旧期においては、予算上の措置にかかわらず、物資や役務等の緊急な調達が求められ、また、場合によっては現金決済にならざるを得ないなど、柔軟な対応が求められることから、口頭による契約や資金前渡による現金決済など契約及び経費支出の特例に関する記載を新たに明記します。

(2) 復旧・復興対策に係る予算編成と財源確保

災害復旧・復興が円滑に推進されるよう、復旧・復興対策に係る予算編成と財源確保の手順を明確化するため、現行計画の「法律等により一部負担又は補助を受ける事業」については「復旧・復興対策に係る予算編成と財源確保」に変更し、以下の項目を追加します。

ア 予算編成

- (ア) 財政需要見込額の把握
- (イ) 予算執行方針・予算編成方針の策定
- (ウ) 補正予算・当初予算の編成

イ 財源確保

- (ア) 国、県への各種要望
- (イ) 市債の発行

2 緊急輸送体制の整備 道路の通行機能の確保の見直し

道路啓開を行うにあたり、現在の防災計画では、警察や他の道路管理者等と協議し

て道路啓開方針（案）を策定し、市本部内に設置する道路啓開部会で、道路啓開方針を決定し、土木事務所地区隊に指示することとなっていますが、より迅速に、道路啓開方針を決定し、道路啓開を実施できるよう見直します。また、高速道路や国道など各道路管理者で相互支援する道路啓開体制について整理します。

3 道路管理者とライフライン事業者との連携強化及びライフライン事業者相互の復旧事業調整の検討

災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるために、横浜市道路工事調整連絡協議会に復旧復興事業部会を設置し、各ライフライン事業者間の応急復旧工事に係る関連情報の共有化、情報交換を行う具体的な仕組みを検討し防災計画に反映します。

4 災害廃棄物処理関係

(1) 災害廃棄物の定義の明確化

災害廃棄物処理特別措置法等を参考に、災害廃棄物を定義し、防災計画の対象となる生活ごみ、解体廃棄物等を明確にします。

(2) 災害廃棄物の仮置き場等の事前把握

災害廃棄物の仮置き場の確保、運用について、これまで記載されていたものをより具体化するため、仮置き場等の候補地の事前の把握及び発災後の仮置き場の選定・運用の手順を記載します。

(3) 処理の考え方を明示

東日本大震災での事例を参考に、仮設の焼却炉による処理など、災害廃棄物の処理の考え方を記載します。

5 復興体制の検討

(1) 復興対策事項の整理

ア 復興の定義

被災地において、被災前の状況と比較して「安全性の向上」や「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」等が図られる質的な向上を目指すこととして復興の定義を行います。

イ 復興対策事項の整理

復興期に行うべき内容（復興本部・復興審議会の設置、復興ガイドライン・復興基本方針・地区別整備計画の策定、復興に関する市民ニーズの把握など）について整理します。

(2) 震災復興本部の組織体制や役割等の見直し

ア 震災復興本部の体制の明確化

発災後、速やかに復興体制を整えるため、震災復興本部と災害対策本部の役割分担を明確にし、市長を本部長とする震災復興本部の役割を整理します。

イ 復興チームの設置

局横断的な業務を組織的かつ迅速に対応するため、副本部長を長とする5つの機能別チームを設置します。

- (ア) 都市復興チーム
- (イ) 経済復興チーム
- (ウ) 住宅復興チーム
- (エ) 生活・暮らし復興チーム
- (オ) 統括調整チーム

(3) 震災復興ガイドライン、復興の基本方針、震災復興基本計画の内容の見直し

ア 内容の見直し

震災復興ガイドライン、基本方針、基本計画の内容とおおよその策定プロセスを明記します。復興促進地域や復興推進地域については、地区別整備計画の内容とおおよその策定プロセスを明記します。

策定にあたっては、情報提供や復興に関する市民ニーズの把握に努めます。

イ 地域復興協議会（仮称）の位置づけ

「地域力」を生かした復興に取り組むため、地域の復興を進める母体となる「地域復興協議会（仮称）」を防災計画に位置づけます。

ウ 暫定的な生活の場の位置づけ

「暫定的な生活等の場」を確保し、復興を円滑に進めるため、仮設の住宅、仮設の店舗などから構成される「時限的市街地」を防災計画に位置づけます。

(4) 女性や災害弱者の視点から復興施策の検討

女性や高齢者、障害者、こども、外国人等、災害時に弱者となる恐れがある立場の人々への配慮事項や計画策定プロセスへの参画を位置づけます。

また、復興時の雇用創出施策への配慮など、女性や災害弱者の経済的自立に関する視点を加えます。

(5) 事前対策の充実（震災復興マニュアルの策定の位置づけ）

ア 復興プロセス

市民向けに復興プロセスを明らかにします。

イ 復興施策

行政担当者向けに、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等の各施策をまとめます。

6 経済復興

(1) 経済復興に向けた基本的な考え方の明確化

経済の復興に向けて、緊急的な経済対策をとりまとめるとともに、中長期的な視点にも立って「経済復興基本方針」を策定することを防災計画に明記します。

(2) 中小企業の復旧・復興への支援の見直し

被災した中小企業への一元的な緊急相談窓口として「震災時産業ワンストップセンター」を開設運営し、緊急的な経営相談や国の支援と連携した緊急的な融資を実施します。また、復興に向けて、金融支援や事業場所の確保支援等の調整を行うこととします。

(3) 観光・MICE（国際的な会議、イベント等）の復興の追記

観光資源やMICE（国際的な会議、イベント等）施設等の復旧・復興状況に応じて、安全性や復旧・復興の発信を行うとともに、中長期的な視点で観光・MICEの復興に関する情報の発信に取り組むことを明記します。

検討項目の背景について

【被災者・被災地への応援を統括する体制について】

現行の防災計画

○九都県市が被災（震度5弱以上）⇒市災害応援対策本部

○九都県市以外が被災（震度6弱以上）⇒市応援連絡体制

※九都県市：神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県と所在する指定都市

東日本大震災時の対応

市災害対策本部にて対応

現在、九都県市が被災した場合とそれ以外の自治体が被災した場合とで、設置される体制に違いを設けていますが、東日本大震災時の対応も参考としながら、より効果的な応援体制を構築します。

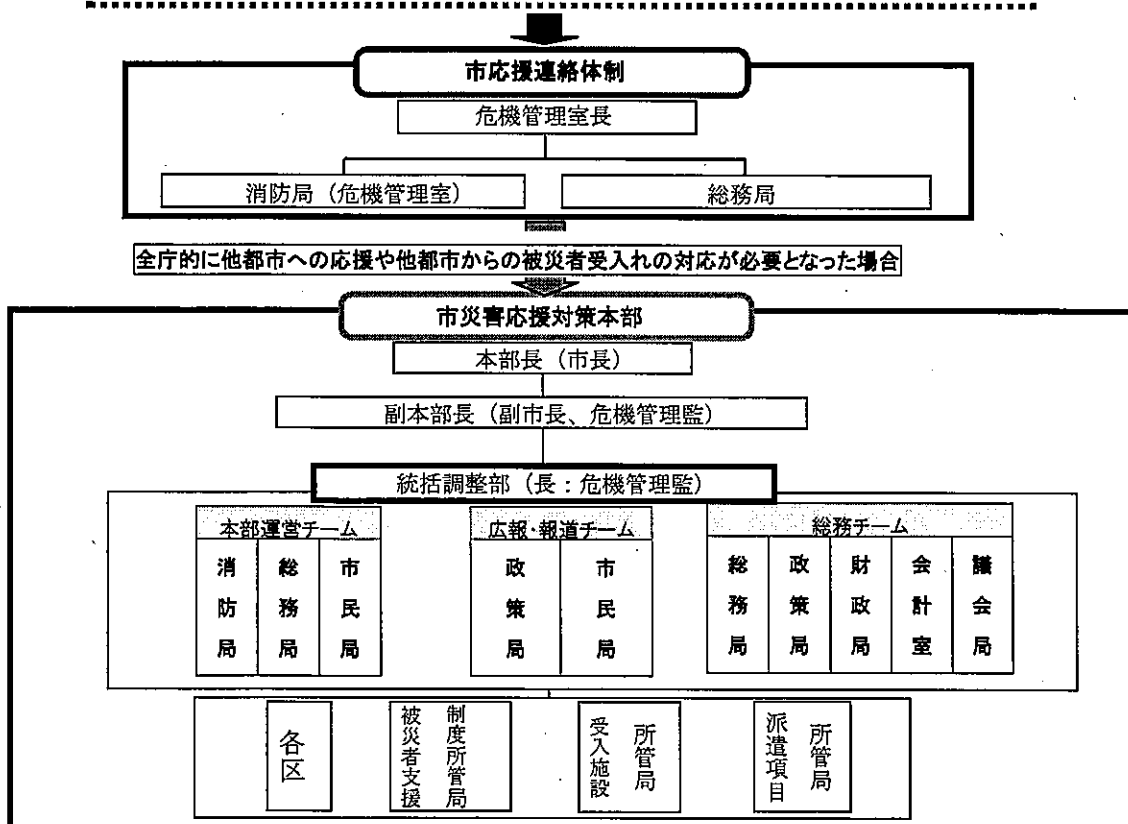
また、東日本大震災のように、他都市が広範囲にわたって被災する一方、同時に本市も被災しているといった場合の他都市の応援を統括する体制について整理します。また、他都市からの被災者受入れについても、具体的な取組事項や役割分担を防災計画に明記します。

修正概要

1 市災害応援対策本部 設置基準について

九都県市に限らず、日本国内の他都市において、原則、震度6弱以上の地震が発生した場合に危機管理室長を長とした「市応援連絡体制」を設置し、さらに全庁的に他都市への応援や他都市からの被災者受入れの対応が必要となった場合は、市長を長とした「市災害応援対策本部」を設置することとします。

原則、他都市で震度6弱以上、その他、危機管理室長が必要と認める場合



2 市災害対策本部が設置された場合の他都市応援体制について

本市に被害があり、「市災害対策本部」が設置された場合は、「市災害対策本部」内に「他都市応援チーム」を設置し、他都市被災者の受入れ、被災地への派遣に関する調整事務を行うこととします。

【他都市応援チーム構成局】

総務局（主管局）、消防局、市民局

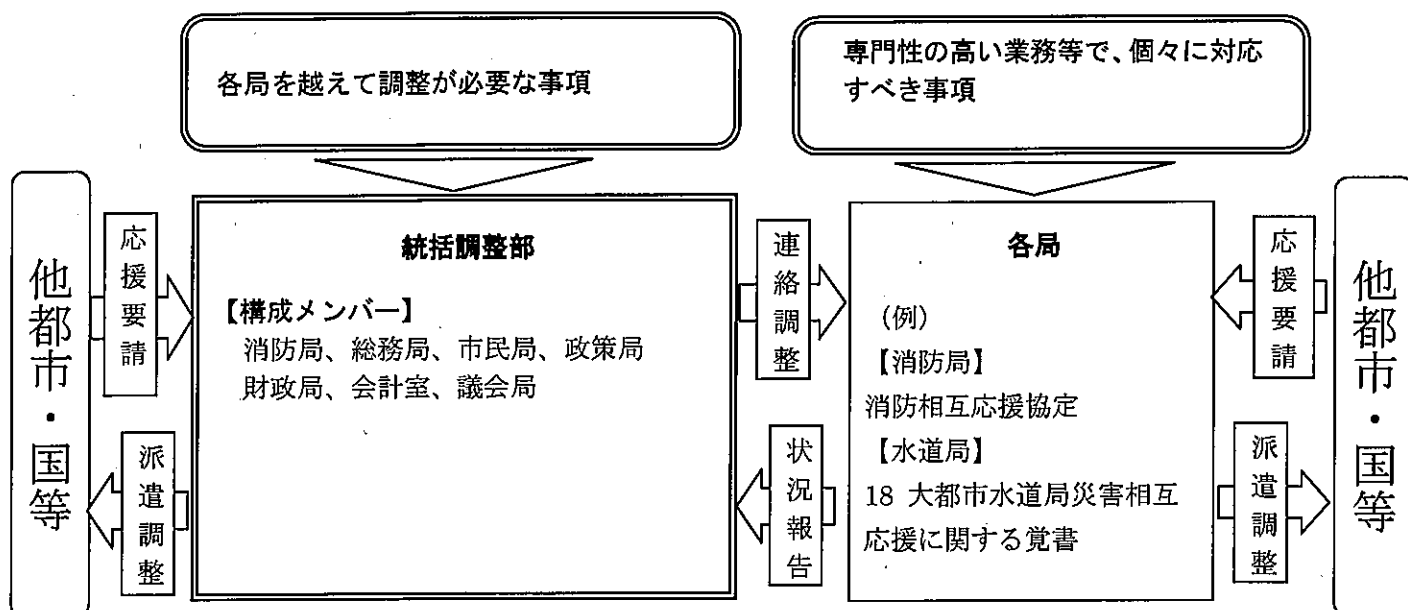
3 市災害応援対策本部 役割の整理について

他都市からの被災者受入れについて、以下の役割を明記します。

- (1) 被災地の被災状況を速やかに把握し、他都市からの被災者の受入れ、及び受入施設の開設について判断
- (2) 被災者情報（人数、個別ニーズ等）を把握し、各受入施設所管部署に受入施設の開設と被災者の受入れを指示
- (3) ホームページ等で被災者に受入施設の情報を提供（開設期間、設備等）
- (4) 各受入施設を通じて、被災者への各種行政支援情報の提供
- (5) 受入施設から安定的に自立して生活できる住宅等（市営住宅等）への入所あっせん

4 市災害応援対策本部における統括調整部と各局の連携体制について

- (1) 各局を越えて調整が必要な事項等は、統括調整部で調整します。ただし、専門性の高い業務等で、個々に対応すべき事項については、各局で調整します。
- (2) 統括調整部が、市全体の応援状況を把握するため、各局における応援の状況については、統括調整部に報告します。



5 市災害応援対策本部の意思決定組織について

以下のとおり、市災害対策本部における意思決定組織と同様とします。

	幹部会議	本部会議	連絡調整会議
目的	本部長の迅速な意思決定の補佐	本部長の意図の徹底及び各局間の情報共有	各区・局間の情報共有及び軽易な連絡調整
構成員	本部長、副本部長、技監、政策・総務・財政・市民・健康福祉・消防局長、政策局政策調整担当理事、危機管理情報補佐官、危機管理室長 ※必要に応じ関係局長等	本部長、副本部長、技監、関係局長（他都市の被災状況、応援内容に応じて選定）	・各局副局長あるいは総務課長 ・各区副区長あるいは総務課長
実施内容	・対応方針の決定	・対応方針の徹底 ・各局間の情報共有	・各区・局間の情報共有 ・必要な連絡調整
開催頻度	・随時	・随時	・初動期は、随時 ・安定期では定時

検討項目の背景について

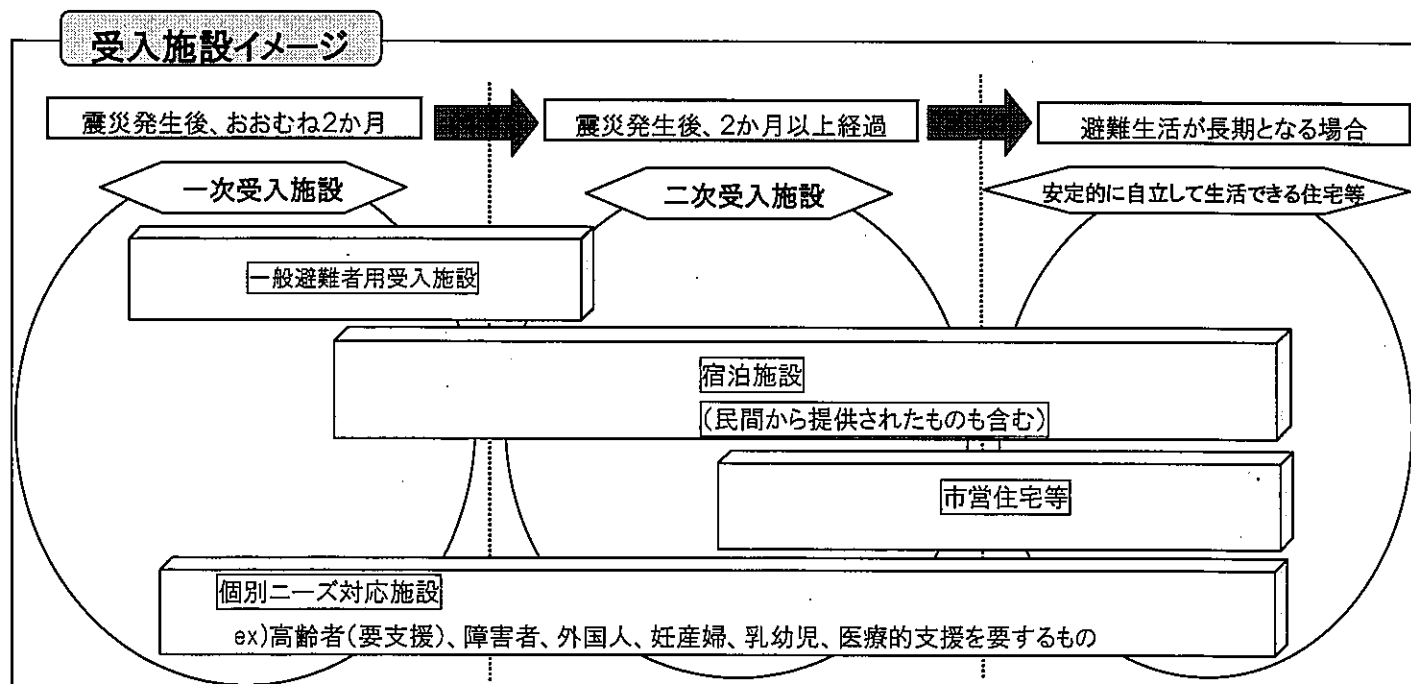
【他都市からの被災者受入れについて】

東日本大震災における他都市からの被災者の受入れを教訓とし、受け入れる施設や被災者への支援内容を明確化します。

修正概要

1 受入施設の明確化

震災発生後、期間の経過に応じた受入施設の位置づけを明確化するとともに、実際に受け入れる施設の候補をあらかじめ整理しておくこととします。



＜一次受入施設＞

- ・ おおむね2か月の開設期間。その後は、より生活条件が良い二次受入施設（宿泊施設等）や、さらには自立して生活できる市営住宅等へ引き継ぐ。
- ・ 初期受入れにおいては、被災者数の急激な増加に対応できる、大部屋形式の施設を開設する。
- ・ 受入れの混乱と事務負担の全体量を減らすためにも、大規模施設を先行して開設する。
- ・ 核となる「一般避難者用受入施設」だけではなく、個別に配慮すべき避難者を対象にした「個別ニーズ対応施設」についても設置する。

例) 高齢者（要支援）、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児、
医療的支援を要する者

＜二次受入施設＞

個室での生活が送れ、浴場や食堂等の設備についても整っている。

例) 宿泊施設（民間から提供されたものも含む）

＜安定的に自立して生活できる住宅等＞

運営スタッフ等に支えられるのではなく、長期にわたり自立して生活できる居住スペース。

例) 市営住宅

2 一次受入施設運営マニュアルの整備

各受入施設の運営が滞りなく行われるよう、標準的な運営マニュアルを整備した上で、各施設の特性に合わせた運営マニュアルを施設ごとにあらかじめ備えておくこととします。

各施設が備える運営マニュアルには、具体的な運営体制（所属、人数、交代シフト）を明記することとします。なお、市職員の応援については、施設を所管する区・局職員を中心とし、支援内容等の状況に応じて適宜その他の区・局職員が応援する体制を整えることとします。

3 被災者への支援内容の明確化

本市で当面の市民生活を送るうえで必要な行政サービスについて、本市が提供できるサービスをあらかじめ整理することとします。

検討項目の背景について

【市外被災地への派遣について】

震災発生時、被災地への派遣調整を迅速に行う必要があります。また他自治体との協定や災害救助法等で規定された派遣項目について整理することで、派遣時の連携を強化し、効果を高めることが重要です。

東日本大震災で明らかになった様々な課題を教訓とし、より応援の効果を高める取組を整理し、実行する必要があります。

修正概要

1 各派遣項目の整理

協定・計画等に基づく各派遣項目をまとめた「派遣項目一覧」をあらかじめ整理することとします。

2 東日本大震災での教訓を基とした取組

(1) 集中的に応援する地域への派遣と被災地における事務所の設置について

派遣先での活動の効率化や派遣者間の連携等により派遣効果をより高めるため、当該震災の状況を十分に見極めつつ、可能な範囲で市として応援する地域を集中することとします。

また、被災状況に応じて、被災地に本市の事務所を設置し、現地における情報収集や各派遣隊への後方支援等を行うこととします。

(2) 派遣者の調整について

ア 派遣要員の明確化

派遣項目ごとに、あらかじめ派遣要員に必要な知識、技能等を明確にしておくこととします。

また、派遣の際は、現地でより力を発揮できるよう、職員の知識、技能に応じて、できるかぎり災害派遣活動経験者と未経験者の組み合わせによって対応することとします。

なお、各職員の災害派遣活動等の実績を活用して、他都市派遣時の派遣者選定に役立てられるよう工夫します。

イ 派遣人員の交代について

派遣人数の半数の人員を交代するなど、派遣項目ごとに被災地での業務継続性に配慮した派遣方法をとることとします。

ウ 民間企業・NPO等との連携による効率的な応援について

民間との連携による効率的な応援の手法などを、派遣項目ごとに検討します。

(3) 派遣者の携行品について

発災直後は、物資搬出入等の混乱が生じ、被災自治体からの派遣者に対する物資等

の提供が困難になることが予想されるため、被災地の被害状況や気候等を勘案し、派遣者が携行する品目（食料、水、寝具など）を決定することとします。

なお、速やかに派遣が行えるよう、備蓄等について、事前に確保します。

(4) 被災地における地理不案内への対応について

ナビゲーション付車両での応援（公用車、レンタカー等）や現地の地図等の携行を基本とします。

(5) 被災地での連絡手段について

現地では一部の電気通信事業者の携帯電話が繋がらない状況も想定されるため、衛星携帯電話や MCA 無線、複数の電気通信事業者の携帯電話などを携行することを各派遣項目において考慮することとします。

V 予防・応急対策の充実・強化

- 11 機能的な市災害対策本部
- 12 機能的な区災害対策本部
- 13 災害時の教職員の役割
- 14 要援護者対策
- 15 災害時の医療体制
- 16 遺体の取扱い
- 17 物資調達
- 18 受援体制の見直し

検討項目の背景について

【市災害対策本部組織について】

- 現行の本部組織は、平常時の組織がそのまま災害時の組織に移行しているため、発災時に発生する様々な業務に対し、部を超えて迅速な意思決定と柔軟かつ的確な対応が困難でした。
- 東日本大震災においては、本市でも計画停電や帰宅困難者対策など、所管部署が明確でない業務が発生しました。

【発災時の事務分掌について】

- 現行の防災計画の事務分掌は、基本的に各局が平常時に所掌する業務に基づくものとなっているため、災害時に発生する業務に欠落等がありました。

【市災害対策本部の意思決定について】

- 現行防災計画において市本部長は、市本部を設置したときは、災害対策の基本方針を決定するため、本部会議を開催することとなっていますが、東日本大震災では、方針決定事項が多岐に及んだことから、迅速な判断を実施するための意思決定本部会議ではなく、市長、副市長、危機管理監並びに関係部長等により行われました。

【初動体制について】

- 東日本大震災において本市では、全員参集による災害対応体制にもかかわらず、発災当初から大半の職員が通常業務を行ったため、被害が発生した区本部や帰宅困難者等の対応を実施した区本部及び部に対し、他の区本部や部の職員を応援配置することができませんでした。
- 東日本大震災後の行政ヒアリングでは、早期に通常業務を再開した被災都市において、災害対応業務と通常業務の実施のため、過度な負担による職員の疲労等が課題となりました。

【動員体制について】

- 現行の動員計画は、地域防災拠点並びに区本部に必要となる職員数の確保が困難な状況にあります。

【燃料の確保について】

- 東日本大震災では、石油精製・元売各社の被災や被災地への優先供給等により市内の燃料が不足し、また車両用燃料は交通局等、一部の区局では備蓄は確保していたが、ほとんどの全区局では調達が困難になっていました。

修正概要

1 市災害対策本部組織の見直し

局横断的な業務を組織的かつ迅速に対応するため、副市長を長とする3つの対策部と危機管理監を長とする統括調整部を編成し、その下に複数局を統合した17の機能別チームを設置します。

なお、機能別チームには、各チームの取りまとめを行う主管部を指定し、全ての主管部はチームを指揮・統括する部長等選出することとします。

(別紙-1：市災害対策本部組織図)

2 発災時の事務分掌の見直し

東日本大震災における被災都市の震災対応や本市での教訓を踏まえて、市災害対策本部に機能別チームを編成することから、発災時に予想される業務の所管を明確にし、実効性を高めるため、機能別チームの事務分掌を策定します。

なお、各部の事務分掌については、各部に見直しを依頼します。

3 市災害対策本部の意思決定組織の見直し

発災時には、市災害対策本部長が方針決定すべき事項が多岐に及ぶとともに、迅速な判断が求められることから、速やかな会議の開催による迅速な意思決定のため、「幹部会議」を設置します。

また、効果的な災害対応等には、各部及び各区本部との情報共有が重要であることから、適切な情報共有を実施するため、「連絡調整会議」を設置することとします。

なお、幹部会議の設置により、災害対策本部会議については、市の対応方針等の徹底及び各部間の情報共有等を目的とする会議として位置づけます。

	幹部会議	本部会議	連絡調整会議
目的	本部長の迅速な意思決定の補佐	本部長の意図の徹底及び各部間の情報共有	各部及び各区本部間の情報共有及び軽易な連絡調整
構成員	本部長、副本部長、技監、政策・総務・財政・市民・健康福祉・消防部部長、政策局政策調整担当理事、危機管理情報補佐官、危機管理室長 ※必要に応じ関係部長等	本部長、副本部長、技監、各部長 (現行どおり)	・各部副部長又は総務課長 ・各区副区長又は総務課長 (必要に応じ)
実施内容	・対応方針の決定	・対応方針の徹底 ・各部間の情報共有	・各部間の情報共有 ・必要な連絡調整
開催頻度	・随時	・随時	・初動期は随時 ・安定期では定時

4 初動体制の見直し

全職員による災害対応のために、初動体制の考え方を明確にします。

(1) 初動期における本部体制（職員配置の基本）の考え方

横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合、原則として、発災から72時間までは、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を行うものとします。

なお、上記（72時間）については、被害等の状況に応じ、市災害対策本部長が短縮又は延長を決定するものとします。

- ① 水道部、交通部、病院経営部、学校等は、必要に応じ業務を継続することとします。
- ② 区本部で、被災者支援上必要な業務は継続します。

(2) 区等への応援体制（応援職員の配置）の考え方

- ア 各部及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被災区に一定期間派遣することとします。
- イ 職員派遣の手続きは、区本部長からの要請に基づき、市本部長が各部長及び被害が少ない区本部長に対して応援職員の派遣を指示することとします。
- ウ 交代要員は、区職員に応援職員を加えた中で、区本部長が状況に応じて確保することとします。
- エ 応急対策の進捗とともに派遣職員数は減少するものとします。

(3) 津波警報発表時の初動体制

津波予報区「東京湾内湾」に津波警報（津波・大津波）が発表された場合は、市内に震度5強以上の地震が発生していない状況下においても、避難の指示又は勧告を行うため、原則として職員は予め定められた動員先に参集し災害対応を行うこととします。

この際、沿岸6区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区）と南区、保土ヶ谷区においては、津波情報等の収集や避難指示又は勧告などの災害対応を行うものとします。

(4) 緊急対策チーム（大規模地震）の役割・体制

緊急対策チームは、勤務時間外に発災した場合に幹部会議開催までの間、本部長の意思決定を補佐することとし、その構成員は、機能別チームと整合を図ります。

(5) 市宿日直体制の見直し

津波を伴う大地震が発生した際に、対策本部の立ち上げ、避難勧告等の指示及び市民広報等の措置ができ、また市長等が登庁した際に適切に報告できる宿日直体制を検討します。

現行の宿日直制度	変 更 案
防災宿日直1人（市庁舎周辺の課長等）	な し
危機管理宿日直2人（消防局の責任職及び職員）	危機管理宿日直1人（危機管理室の課長又は係長）
災害応急対策員2人（嘱託員5人の輪番制）	災害応急対策員4人（嘱託員10人の輪番制）

5 動員体制の見直し

(1) 動員の考え方

全員配備となる災害発生時は、原則として72時間まで市職員全員で災害対応にあたることから、最前線で様々な業務を実施する各区本部、地域防災拠点等に必要な人員を確保するため、より多くの局職員を区等に動員します。

(2) 動員区分

現行の「直近動員」を「区本部動員」、「拠点動員」、「市本部動員」に区分します。

動員区分	内 容
所属動員	所属職場に動員する区局職員
所属直近動員	所属する局の事務所等の出先機関に動員する局職員
区本部動員	区本部に動員する局職員
拠点動員	地域防災拠点に動員する拠点近隣居住の局職員
市本部動員	市本部（本部運営チーム）に動員する市庁舎近隣居住の局職員

(3) 勤務時間内外の動員先

ア 震度5強以上の地震の場合

原則として、予め指定された動員先に動員しますが、被害状況等に応じて他の区本部や地域防災拠点に派遣することとします。

動員区分	勤務時間内	勤務時間外
所属動員	所属職場で災害対応に従事。区職員においては、地域防災拠点にも動員	所属職場に動員
所属直近動員	所属職場で災害対応に従事	所属局の出先機関に動員
区本部動員	指定された区本部に動員	指定された区本部に動員
拠点動員	指定された地域防災拠点の当該区本部に動員	指定された地域防災拠点に動員
市本部動員	市本部（本部運営チーム）に動員	市本部（本部運営チーム）に動員

イ 震度5強以上の地震が発生していない状況で、津波警報（津波・大津波）が発令された場合

動員区分	勤務時間内	勤務時間外
所属動員	所属職場で災害対応又は応援準備	所属職場に動員
所属直近動員	所属職場で災害対応又は応援準備	所属局の出先機関に動員
区本部動員	・ 指定された沿岸6区、南区、保土ヶ谷区の区本部に動員 ・ <u>その他は、所属職場で応援準備</u>	・ 指定された沿岸6区、南区、保土ヶ谷区の区本部に動員 ・ <u>その他は、所属職場に参集して応援準備</u>
拠点動員	・ 指定された沿岸6区、南区、保土ヶ谷区の区本部に動員 ・ <u>その他は、所属職場で応援準備</u>	・ 指定された沿岸6区、南区、保土ヶ谷区の地域防災拠点に動員 ・ <u>その他は、所属職場に参集して応援準備</u>
市本部動員	市本部（本部運営チーム）に動員	市本部（本部運営チーム）に動員

ウ 津波警報（津波・大津波）が発令された場合の浸水地域内の動員先

津波警報（津波・大津波）が発令された場合、沿岸6区、南区、保土ヶ谷区の8区にある浸水地域内の地域防災拠点への動員者は、当該区本部等に動員します。

(4) 動員期間

本動員計画に基づく局職員の区本部等への動員期間は、原則3日間（72時間）とし、被害等の状況に応じ、短縮又は延長することとします。

(5) 区職員の動員先

全職員を原則として、「所属動員」とします。

(6) 局職員の動員者の確保

ア 責任職

原則として、「所属動員」とします。

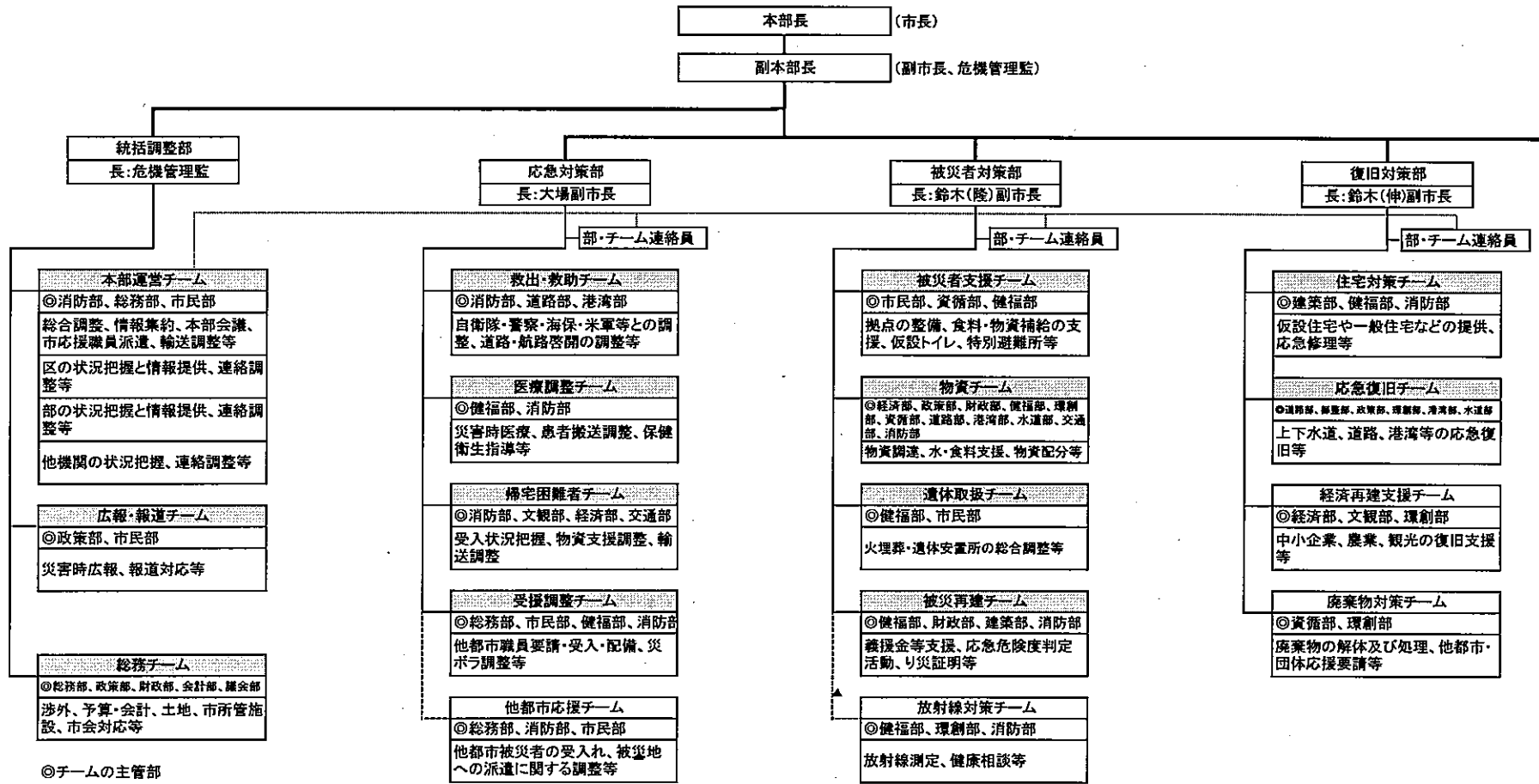
イ 一般職員

(ア) 原則として、「区本部動員」、「拠点動員」及び「市本部動員」に指定します。但し、各局は予め災害対応に必要な職員を確保することとします。

(イ) 学校連絡調整者のうち、2人を拠点動員者として指定します。

市災害対策本部組織図

別紙1



◎チームの主管部

発災直後に編成するチーム

部・チーム連絡員 本部運営チームの中から職員を派遣し、命令・指示の伝達、各部・チーム相互の連絡調整、活動・被害情報の収集・伝達等を任務とする

※ 統括調整部に災害に関する情報等を統括する危機管理情報補佐官を配置する

政策部	総務部	財政部	市民部	文化観光部	経済部	こども青少年部	健康福祉部	環境創造部	資源循環部	建築部	都市整備部	道路部	港湾部	消防部	会計部	水道部	交通部	病院経営部	教育部	第一・第四協力部	議会部
-----	-----	-----	-----	-------	-----	---------	-------	-------	-------	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	----------	-----

検討項目の背景について

【区本部組織について】

- 大規模地震発生時には、最も緊急に対応すべき班編成を優先し、被害状況の把握が重要となります。
- 東日本大震災における本市でも、帰宅困難者対策や停電対応などに多くの人員が必要となり、現在の区本部運営のままでは、支障をきたす恐れがあります。
- 現行の本部組織は、業務内容に応じた班編成となっていますが、応急対策の進捗とともに、必要業務に即応した班体制の構築が求められます。

【初動体制について】

- 災害時には被災する職員も発生する中、限られた職員で全力を上げて応急対策に対応しなければなりません。
- 東日本大震災における行政ヒアリングでは、発災直後から全員動員体制とし交代要員のことを考慮しなかったため長時間勤務となった事、並びに早期の段階で通常業務を再開し、災害対応業務と通常業務の対応が必要となった事から、職員の過度な負担による疲弊等が課題とされました。
- 現行の対応はBCP（業務継続計画）によることとしていますが、職員の過度の負担、被災の大きい区での職員不足等、円滑な災害対応に支障を来すことが懸念されます。

【動員計画について】

- 災害時に現場となる区では、迅速な被害状況の把握など緊密綿密な対応に迫られ、地域防災拠点並びに区本部体制の強化が必要です。
- とりわけ、勤務時間外における現行の動員計画の直近動員では、地域防災拠点並びに区本部に必要となる職員数の確保が困難な状況にあります。

修正概要

1 区災害対策本部組織の見直し（各班体制の本部組織の改定）

発災後の様々な初動業務を組織的かつ迅速に対応するため、行政ヒアリング、区長会の提言、見直し検討部会での議論を踏まえ、現行の班体制および事務分掌の見直しを行います。

(1) 班体制の見直し（別紙-1：区災害対策本部組織図）

業務を効率的に行うため、班毎に業務および構成課（所管部署）、班編成の時期等を優先する班として再整理します。

また、各区の被害状況に応じて、区役所間の相互応援に円滑に対応するため、各班体制の構成課は、原則18区すべて同じ課とし、平時から情報を共有します。

なお、資源循環局事務所及び水道局地域サービスセンターを区災害対策本部の地区隊として新たに位置づけ、被災状況等に応じた活動（ふれあい収集、応急給水活動等）及びその際に得られた被害情報を区災害対策本部へ提供します。

(2) 事務分掌の見直し（別紙-2：区災害対策本部事務分掌）

限られた職員で円滑に対応するため、各班の業務について班編成の時期に応じた事務分掌を整理します。

また、初動期（72 時間）と初動期以降の業務を整理し、災害時の班体制から所管の業務体制への円滑な復帰を可能とします。

2 初動体制の見直し（区職員全員による災害対応体制の確立）

市職員全員による災害対応など、初動体制の考え方を明確化します。

(1) 職員配置の基本（通常業務の中止）

横浜市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合、原則として発災から 72 時間までは、区職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を行うものとします。

なお、上記（72 時間）については、被害等の状況に応じ、市本部長と協議の上、区本部長が短縮又は延長をするものとします。

(2) 区における初動体制

ア 勤務時間内

事前に指定された各班業務に固執することなく、発災後の状況に応じ、初動対応が必要な業務を担当します。

イ 勤務時間外

初動体制を迅速に確保するため、区本部へ参集した職員により区本部運営体制を早期に確立し、発災後の状況に応じ、初動対応が必要な業務を担当します。

(3) 他区への応援体制（応援職員の配置）

被害が少ない区は自ら災害対応を行うとともに、原則として市本部長の指示により、派遣可能な最大限の区職員を被災区に一定期間派遣するものとします。

3 動員計画の見直し（実効性のある動員計画の確立）

地域防災拠点、区対策本部に必要な職員数を明確にし、区職員の配置、局職員の直近動員を見直し、実効性のある動員計画とします。

(1) 地域防災拠点、区本部に必要な職員数

地域防災拠点、区本部に必要な標準職員数は以下のとおりとします。

・ 区本部（区本部活動、帰宅困難者対応等）	……50 人(局) + α 人(区)
（主要駅を有する区への局職員の動員は+10 人(局)とする。）	
主要駅：鶴見・横浜・戸塚・新横浜・桜木町・上大岡	
・ 地域防災拠点	
拠点内業活動要員（主に庶務・情報集約・食料物資）	…… 4 人
拠点外業活動要員（主に救出・救護・情報収集・広報）	…… 2 人
合計	…… 6 人：(局+区)
	4 人(局) + 2 人(区)を想定

なお、区本部の区職員による体制構築、主要駅での帰宅困難者対応収束後、局職員は地域防災拠点への応援に移行します。

また、発災直後は参集できる職員はすべて参集し、一定時間経過後は疲労を考慮し交代で運営します。

(2) 区職員の配置および局職員の直近動員の考え方

ア 勤務時間外

(ア) 区の職員は所属で活動を行う職員（土木事務所、保育所）を除き、区本部及び地域防災拠点に動員します。

(イ) 局の職員は「市の動員計画」に基づき各区の区本部（区本部動員）及び地域防災拠点（拠点動員）に動員します。

ただし、地域防災拠点への配置・動員は、区本部長判断により区の地域特性を考慮し、拠点への直接参集ないしは、区本部への一旦参集の選択・併用とします。

イ 勤務時間内

(ア) 区の職員は所属で活動をおこなう職員（土木事務所、保育所）を除き、区本部および地域防災拠点に配置します。

(イ) 局の職員は、「市の動員計画」に基づき各区の区本部に派遣します。

ウ 共通

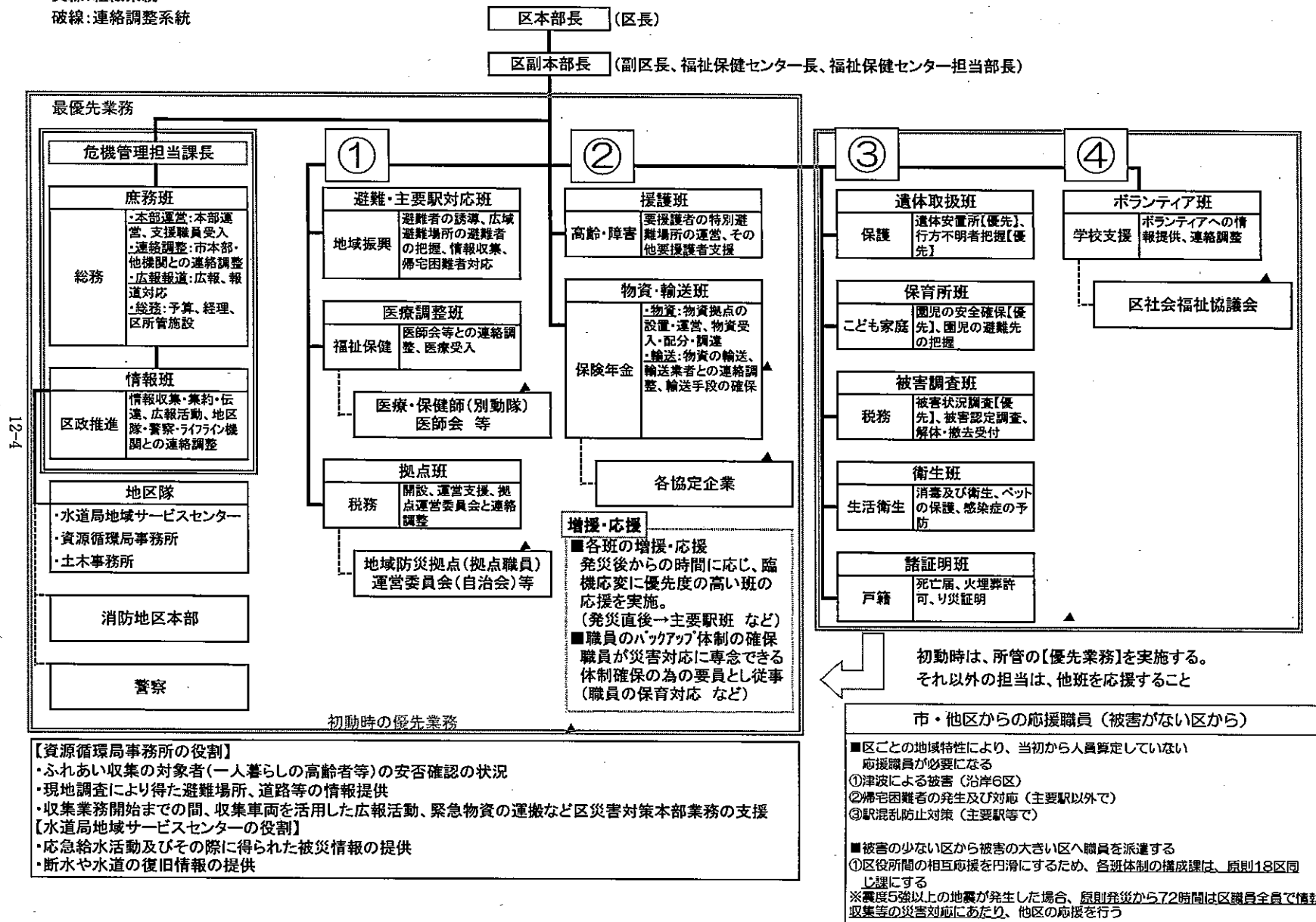
(ア) 区本部長は、動員された局の職員を被害の状況に応じて他の拠点へ派遣できるものとします。

(イ) 区の被害が少ない時は、市本部長の指示により被害の大きい区へ派遣します。

区および局職員の動員種別

		勤務時間内	勤務時間外
区職員 (所属動員)	区本部職員	区本部に配置し災害対応に従事	区本部に動員
	拠点職員	地域防災拠点に配置し災害対応に従事	地域防災拠点に動員
局職員	区本部動員	指定された区本部に派遣	指定された区本部に動員
	拠点動員	指定された地域防災拠点の当該区本部に派遣	指定された地域防災拠点に動員

実線:組織系統
破線:連絡調整系統



各班の初動時優先業務及び72時間以降の役割整理(案)

班	主要業務	責任者
業務班	○区本部の設置及び運営に関すること ○本部員命令の伝達に関すること ○区本部の業務及び記録に関すること ○区内各所の連絡調整に関すること ○市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること ○災害関連情報の統括及び伝達及び広報対応に関すること ○災害関連情報に関すること ○災害対策本部の立案及び実施に関すること ○警戒区域の設定に関すること ○避難勧告、指示に関すること ○避難市民支援に関すること ○支援物資の受入れに関すること ○他部市町関係員の受入れに関すること ○区本部職員の出動に関すること ○区本部職員の厚生に関すること ○職員等の安全確保及び被災状況の把握に関すること ○食料、飲料、燃料等の確保に関すること ○庁舎の管理保全に関すること ○所管車両の安全に関すること ○災害救助法適用時における事務の実施に関すること ○他の班の責任者に譲渡しないこと ○その他特命事項に関すること ○区本部予算管理に関すること ○区災害緊急対策の統括に関すること ○区災害復旧の統括に関すること	総務課長

班	主要業務	責任者
情報班	○災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること ○被害状況(人的・物的)の集約に関すること ○応急対策活動の集約に関すること ○災害関連情報の広報活動に関すること ○通達機器等の運用に関すること ○地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること ○市立以外(学校等)の公的施設の被災状況の把握に関すること	区政推進課長

※初動時最優先業務

- : 応急復旧期に関すること(発災4日目〜10日目)
- : 復旧期に関すること(発災11日目以降)

※ 地区隊(水道局地域サービス、警察地域課事務所、土木事務所)に関しては、所管の業務を行なう。

○所管業務(72時間以降)について

初期期(72時間以降)の役割について、区災害対策本部の班機能としてではなく、平時の所管の窓口対応に移行することが効率的な業務については、区本部長の指示により、所管の業務に移行する。移行する業務は、下記の通りとする。

- 児童金、児童会、児童会の受付、交付に関すること・・・課長課員
- 被災者生活支援に関すること・・・高齢・障害支援課
- 応急仮設住宅の受付、調整に関すること・・・総務課
- 税、保険料、福祉保健サービス利用者負担等の減免、貸付等に関すること・・・総務課、保険年金課

班	主要業務	責任者
避難・主要駅対応班	○広域避難場所の避難者の把握に関すること ○補完施設の被災状況に関すること ○避難者の安全確保に関すること ○二次災害防止に係る避難誘導に関すること ○災害救助法適用時における事務の実施に関すること ○主要駅等での情報収集・伝達に関すること ○被害情報等の収集・伝達に関すること ○帰宅困難者対応に関すること ○鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関すること ○帰宅困難者滞在施設の運営又は支援に関すること ○その他必要な事項に関すること	地域課長

班	主要業務	責任者
医療支援班	○医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること ○地域防災拠点等における負傷者等の把握に関すること ○医療機関の被災状況の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること ○医師会との連携による、医療支援隊の派遣に関すること ○医療施設、医療資材等の調達に関すること ○市外からの医療支援隊、多職種医療支援隊等の受入調整に関すること ○患者搬送に係る連絡調整に関すること ○地域防災拠点等における保健衛生指導等に関すること	福祉課長

班	主要業務	責任者
拠点班	○地域防災拠点の開設に関すること ○地域防災拠点及び周辺地域の被災状況(死者、負傷者等)、被害状況、情報収集、ニーズ対応に関すること ○地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関すること ○避難者の安全確保、状況に関すること ○避難者名簿の作成に関すること ○避難者への情報提供・伝達に関すること ○避難所の生活相談に関すること	総務課長

班	主要業務	責任者
支援班	○要援護者のための特別避難場所の設置及び運営に関すること ○要援護者の安全確保に関すること ○地域防災拠点等の運営による要援護者の状況調査に関すること ○その他要援護者の支援に関すること ○災害救助法適用時における事務の実施に関すること	高齢・障害支援課長

班	主要業務	責任者
物資・輸送班	○物資集配拠点の配置及び運営に関すること ○食料、救援物資等の受入れ及び配分に関すること ○食料、救援物資等の調達・輸送に関すること ○赤十字関係、その他輸送業者との連絡調整に関すること ○自動車、その他輸送手段の確保に関すること ○災害救助法適用時における事務の実施に関すること ○不足救援物資等の把握に関すること	保険年金課長

⑤ 応援、増員

- ①各班業務からの応援について
 - ・発災からの時間に応じ、優先度の高い班(業務)の応援を実施
- ②職員のバックアップ体制の確保
 - ・職員が災害対応に専念できる体制確保(環境)のための要員を考慮する
 - ※例えば、職員のこども(保育対応など)

初動時は、所管の【優先業務】を実施する
それ以外の担当は、他班を応援すること

班	主要業務	責任者
遗体取扱班	○遗体安置所の設置及び運営に関すること(優先) ○行方不明者の把握に関すること(優先) ○関係機関(警察、医師会、歯科医師会)との調整に関すること(優先) ○引取人のいない遺体に関すること	保健課長

班	主要業務	責任者
保育所班	○園児の安全確保に関すること(優先) ○施設、園庭の管理保全に関すること(優先) ○園児の引き渡しに関すること(優先) ○保護者への情報提供に関すること(優先) ○保育の早期再開に関すること(優先) ○区本部関係班との連絡調整に関すること ○園児の避難先の把握に関すること	こども家庭支援課長

班	主要業務	責任者
被害調査班	○区内の被害状況調査出向に関すること(優先) ○応急危険度判定調査の支援に関すること ○応急危険度判定の支援に関すること ○倒壊建物等の被害認定調査の準備及び広報に関すること ○倒壊建物等の被害認定調査の実施に関すること ○被害認定調査表の作成に関すること ○解体廃棄物の解体・搬去申請の受付に関すること	総務課長

班	主要業務	責任者
衛生班	○消毒及び衛生に関すること ○飲料水及び食品の衛生確保に関すること ○生活衛生に関すること ○動物の保護収容に関すること ○災害救助法適用時における事務の実施に関すること ○感染症発生時の消毒の予防に関すること	生活衛生課長

班	主要業務	責任者
証明班	○死に届の受理及び火葬許可に関すること ○倒壊建物等のり災台帳の作成に関すること ○倒壊建物等のり災証明の発行基準及び広報に関すること ○倒壊建物等のり災証明の発行に関すること	戸籍課長

班	主要業務	責任者
ボランティア班	○ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関すること ○ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関すること ○必要なニーズ等の広報に関すること	学校支援・連携担当課長

検討項目の背景について

●検討のポイント（前提条件）

- 発災直後の教職員の最も重要な役割は、「児童生徒の安全確保」です。この役割を果たした上で、本来区の職員の役割である「地域防災拠点の開設」「避難者の受入れ」等について、区の職員が対応しきれない場合、地域と連携してどのように対応していくべきかについて検討する必要があります。
- 地域防災拠点開設後の教職員本来の役割は「児童生徒の安全確保」「学校施設の管理」「教育の早期再開」です。これらの役割を担いつつ、地域防災拠点の運営について、どのような役割を果たしていくか検討する必要があります。

【発災直後について】

- 現行計画では、地域防災拠点の開設は、区職員の役割となっています。ただし、事態が緊急を要し、区本部拠点班による開設を待ついとまがないときは、学校長または地域防災拠点運営委員会の判断で開設することになっています。

（横浜市防災計画震災対策編第3部第8章第2節2（1））

- 教職員が「児童生徒の安全確保」のほかに、地域防災拠点開設や避難者受入れに必要な作業を、区職員や地域防災拠点運営委員会とともに行う体制づくりが必要です。（「児童生徒在校時」「放課後」「夜間・休日」ごと等）
- この他、発災直後の対応を円滑に進めるための課題として以下のものがあげられます。
 - ・小規模校の体制確保等、学校事情によって困難が予測される事項への対応
 - ・学校と地域防災拠点運営委員会及び区との日常的な連携体制の充実

【拠点開設後について】

- 地域防災拠点開設後の教職員本来の役割は「児童生徒の安全確保」「学校施設の管理」「教育の早期再開」です。これらの役割を担いつつ、地域住民が主体となって担う地域防災拠点の運営にどのような役割を果たしていくかについて検討する必要があります。

（横浜市防災計画震災対策編第3部第8章第2節3（1））

- 発災後の時間の経過によって、役割が変化するため時間軸ごとに検討する必要があります。

【情報受伝達について】

- 教育委員会、学校間、保護者、行政（地域防災拠点開設）への情報受伝達方法について検討する必要があります。
- より多くの情報受伝達手段を確保する必要があります。

修正概要

【発災後について】

1 地域防災拠点（学校）の開設の見直し

(1) 教職員における開設への対応行動

ア 在校時等（勤務時間内）

発災時の状況によっては、区本部の拠点班等職員が拠点に参集できないことも想定されます。このような場合、当該校に在校（参集）している学校長等又は地域防災拠点運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の判断で地域防災拠点（以下、「拠点」という）を開設します。

拠点開設が決定された時点で、教職員のうち「避難支援班」に属する者は、区本部の拠点班職員や運営委員会委員とともに、拠点の開設に必要な作業に従事します。

なお、参集状況に関わらず、速やかに拠点を開設するためには、事前に運営委員会ごとに開設等に関する明確なルールづくりを行い、具体的な開設・運営マニュアルの整備するなど、誰でも開設作業が行えるようにしておくことが必要です。

イ 休日・夜間等（勤務時間外）

被害状況によっては、区本部職員、運営委員会委員、教職員など、あらかじめ定められている参集者（拠点開設担当者）が速やかに参集できないことも想定されるため、当初拠点に参集した者が誰であっても、速やかに開設・運営が行えるように、具体的な開設・運営マニュアル等を整備しておくことが必要です。

(2) 教職員の動員計画

あらかじめ「連絡調整者」に任命されている教職員は、発災時には、いち早く所属校に参集し、学校における発災直後の初動対応を行うなど、学校管理者としての業務を行います。

さらに、連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、局動員体制の一員として、拠点開設・運営に従事します。

その後もその2名は、避難支援班として拠点運営に従事することを原則としますが、該当者が学級担任などで、児童生徒の安否確認等の優先業務を有している場合は、教職員の参集状況に応じて、学校長等の指示に基づき、他の教職員へ避難支援班業務の引継ぎを行い優先業務に従事します。

発災時の状況によっては、連絡調整者のすべてが参集できないことも想定されます。その場合、参集者のみでは学校管理者と避難支援班の業務を担うことが困難となる恐れがあります。発災直後、参集者の数がきわめて少ない場合は、参集した者が学校管理者と避難支援班の機能を一時的に兼務するなど臨機応変に対応し、その後の参集状況に合わせ、体制を強化していきます。

また、学校の実態に合わせ、あらかじめ連絡調整者を現行の3名から4名へ増員することも可能とします。

(3) 地域防災拠点の開設への備え

教職員は、地域防災拠点の開設マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に迅速かつ具体的に行動できるように準備しておきます。

- ・「学校の防災訓練」への参加：教職員全員
- ・「地域の防災訓練」への参加：学校長等、教職員の連絡調整者、初任教職員等
- ・「eラーニング」：教職員全員

2 児童生徒の安全確保の見直し

(1) 児童生徒の安否確認

休日・夜間など学校が開設されていない時間帯に発災した場合、子どもは親の管理下にあるため、児童生徒の安否確認は拠点等から情報を得るなどの形で行うこととし、教職員は人員不足が想定される拠点運営等に従事します。

(2) 通級指導教室等の避難行動

発災時、児童生徒が、通級指導教室や日本語教室など、在籍校以外で学習している場合は、学習している学校での「児童生徒の預かり」を原則とします。当該校は、対象児童生徒を自校の児童生徒と同様に取り扱い、被害状況を教育委員会に報告します。

なお、保護者同伴で通学している場合には、保護者にその時点で引き渡しをします。ただし、周辺の被害状況によっては、保護者は児童生徒とともに留まることも可能とします。

(3) はまっ子ふれあいスクールや放課後キッズクラブの避難行動

発災時、はまっ子ふれあいスクールや放課後キッズクラブが活動している場合、これらに属している児童は、学校長の指示に基づき、学校管理下での「児童の預かり」とすることを原則とします。学校は指導員等から児童数や傷病状況等の報告を受けるとともに、指導員等と共同して対応にあたります。

指導員等は児童生徒を保護者に引き渡すまでは、原則として避難場所で業務に従事します。なお、補助指導員やアシスタントパートナーなどのボランティア等の市民については、状況に応じて他の地域住民や教職員等と調整するなど連携や引継ぎを図り、交代します。

(4) 放課後児童クラブ（学童クラブ）の避難行動

放課後児童クラブ（学童クラブ）については、あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等（放課後児童クラブ・小学校も含む）の安全な場所を避難場所に設定するなど、発災時の対応を取り決めておきます。

発災時にはその取決めに従い避難し、保護者が引き取りにくるまで、指導員等の管理下で「児童の預かり」とすることを原則とします。

なお、学校が避難場所となっている場合は、学校長は指導員等から、児童数や傷病状況等の報告を受けるとともに、指導員等と協力して当該児童を預かり保護します。

3 被災者の避難・受入れの見直し

拠点班等職員や運営委員会だけでは、避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担います。

区本部及び運営委員会は、被災者の避難・受け入れに従事する教職員が「児童生徒の安全確保」や「教育の早期再開」等本来の業務に復帰できるよう、被害状況を踏まえつつ、拠点班等職員や運営委員会による避難者受入体制を可能な限り早期に整備します。

帰宅困難者については、原則として、別途設定されている近隣の帰宅困難者用の施設を案内しますが、状況によっては一時的な受入れができるよう、あらかじめ受入れスペースなどについて、拠点ごとに検討しておく必要があります。

【拠点開設後について】

4 地域防災拠点（学校）の管理運営の見直し

(1) 地域防災拠点の管理運営

拠点開設当初は、運営体制が不安定である可能性が高いため、教職員は児童生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で、拠点運営に携わるものとします。

(2) 学校の教育活動の再開

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。各学校においては、あらかじめ、休校・学校再開の情報伝達方法（電子メール、旗、貼紙等）をルール化しておきます。

学校は被害状況を踏まえつつ、学校再開準備班を設置し、学校再開に向け可能な限り速やかに準備を開始します。

学校再開準備班は、教職員の受入体制の確認や学校・通学路等の安全チェックを行い、再開時期の目途を立てます。学校再開を決定した場合は、あらかじめ定めた情報伝達方法を用いて、児童生徒及び保護者に周知します。

区本部、運営委員会及び学校は、運営委員会の体制確保、拠点班等職員の配備、避難者による運営支援などに積極的に取り組み、教職員が拠点運営から教育活動の再開に向けた準備へと順次移行できるよう、体制を整備していきます。

5 補充的避難場所（学校）の見直し

地域防災拠点に指定されていない学校が緊急の避難所となることが予想されるため、学校においては、発災時の教職員の体制づくりが、また、横浜市においては、備蓄品等の確保が必要となります。確保する備蓄品の内容については、区役所や周辺の地域防災拠点等と調整の上、決定します。

なお、児童生徒の安全確保の観点や学校の特性から、地域防災拠点の追加指定をする際には、特別支援学校を除いて指定します。

6 応急医療の見直し

地域防災拠点での軽傷者への対応のため、一般家庭で行えるような応急手当程度の用品を保健室に配備します。

運営委員会と学校で協議し、発災時の応急手当場所や医療救援隊用の診療スペース（体育館の一画や教室など、状況によっては保健室）をあらかじめ確保するとともに、保健室に配備された応急手当程度の用品を応急手当場所等に持ち出せるようにしておきます。

また、重傷者等の対応も必要となる可能性があるため、拠点ごとに周辺の医療関係機関をリスト化し、区・運営委員会・学校で情報共有しておきます。

【情報受伝達について】

7 情報受伝達方法の見直し

(1) 防災訓練や研修の充実

教職員は、災害時において情報通信機器が使用できるように、防災訓練時や定期的な研修に参加することとします。

(2) 情報通信機器の整備

災害時の活動の核となる拠点への、災害に強い情報通信機器（NTT の青電話：公衆電話など）の設置を検討する必要があります。

(3) 情報伝達方法

発災後の学校と関係機関間の情報受伝達については、混乱や作業重複が生じないよう、学校、区本部、学校教育事務所間のルールを明確にしておく必要があります。

(4) 情報連絡体制

災害時には、学校と周辺施設との連携も必要となることから、幼稚園、保育所、地区センターなども含めた連絡体制を検討する必要があります。

＜検討課題・修正方針に関する参考資料＞

【発災直後について】

教職員の役割として、発災時の時間帯に応じた防災拠点開設や安全確保等への対応については以下と想定される。

- 市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたときは、勤務校に参集する。
- 同時に、学校長又は運営委員会は区本部による開設を待つことなく地域防災拠点を開設する。
- 区災害対策本部から、学校へ連絡が届くため、学校は施設面等の状況を正確に把握しておく。

時間帯別	防災拠点(学校)開設の対応		生徒・児童の安否確認の対応		避難者等の安全確保・受入の対応		備 考
	学校	市・区	教職員	保護者等	児童生徒	地域住民	
前提条件	震度5強以上の地震が発生したときは、区本部による開設を待つことなく学校長又は運営委員会の判断で開設する。		児童生徒の在校・在宅により管理者が異なるため、それにより安否確認者を調整		児童生徒の安全確保を第一とするため、避難してきた地域住民等への対応が限定されることを考慮する		
在校時 〈8～15時〉	拠点班等職員、 学校長、教職員	運営委員会、行政直近動員職員 〈6名〉	教職員	(教職員からの引き渡し)	教職員	教職員※2、 (拠点班等職員、運営委員会、直近動員職員)	
放課後 〈15～17時〉	〃	〃	〃	〃	教職員(はまっ子・キッズは学校連携／学童保育は学校その他避難場所と連携)	〃	
登下校時 〈登校7時～〉 〈下校15時～〉	連絡調整者〈教職員:4名〉、(拠点班等職員、学校長)※1	〃	〃	保護者や地域活動者など※3(教職員からの引き渡し含む)	〃	〃	
休日・夜間 〈17時以降〉	〃	〃	(拠点等からの安否情報収集)	保護者や地域活動者など※3	— (地域住民として扱う)	連絡調整者〈教職員:4名〉、(拠点班等職員、学校長、運営委員会等)※1	
校外活動	拠点班等職員、 学校長、教職員	〃	教職員〈引率者:近隣の避難所へ〉	(教職員からの引き渡し)	教職員	教職員※2、 (拠点班等職員、運営委員会、直近動員職員)	
授業再開	学校再開準備班を中心に再開準備	運営委員会を中心に閉鎖準備	教職員	保護者や地域活動者など※3	学校再開準備班を中心に再開準備、運営委員会を中心に閉鎖準備		

※1：被害によっては拠点班等職員が所属校に駆けつけることができない可能性があるため、教職員、運営委員会委員は、防災拠点となっている学校に参集して役割分担を図る。

※2：学校長の指揮監督の指示により一部の教職員の対応となるため、人員が不足する可能性があり、早期に運営委員会メンバーや区職員の派遣等により増員を図る。(特に校外活動中は、学校に待機する教職員が少ない状況が想定される)

※3：登下校や休日・夜間等の安否確認は、拠点等から安否情報を得るものとする

【拠点開設後について】

拠点開設後における、教職員の役割として、時期に応じた整理は以下と想定される。
(詳細は運営委員会ごとでルールづくりを行う)

時期	内容	対応
開設 初期	児童・生徒への安全管理	・ 安否確認 ・ 負傷者等の救護支援 ・ 避難場所の誘導（児童の避難は普通教室、体育館など） ・ 保護者が避難してきた場合は引き渡す
	避難所運営への支援	・ 児童生徒の安全確保に支障のない範囲で、拠点班等職員、運営委員会とともに支援業務を行う ・ 主な支援業務として、避難者数の確認、避難者名簿の作成、被災・避難状況の報告、食料・飲料水の供給、毛布等の貸与など
教育 活動 再開	移行準備	・ 運営委員会の自治機能の早期回復・充実 ・ 避難者等からの支援、区職員の派遣等による運営委員会の強化 ※学校再開時期は速やかに再開準備を図る
	移行後	・ 教職員により教育活動を再開

検討項目の背景について

- 東日本大震災では、高齢者や障害者等の災害時要援護者について、情報提供・避難・避難生活等、様々な場面で対応が不十分であったことが報告されています。
(出典：中央防災会議中間報告書)。
- 横浜市では、従来から地域の防災組織による自主的な取組により、災害時における安否確認、避難支援等の取組に備えるために、自力で避難が困難な高齢者や障害者等の要援護者との日頃からの関係づくり、災害時を想定した対応の検討、防災訓練の実施、要援護者の名簿づくり等の取組が行われています。
- 横浜市内の約6割の自治会町内会で災害時要援護者支援に取り組んでいますが、取組をさらに進めていくために、要援護者を把握しやすくする仕組みづくりや、行政・地域・事業者が連携した体制づくりが必要です。
- 災害発生時の要援護者に対する支援を円滑・的確に行うため、必要な対策について検討を行い、災害時に備えた平時からの要援護者支援対策を強化します。

修正概要

1 平時における日頃からの見守り活動推進

(1) 災害時に備えた平時からの取組の重要性

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の事例検証によると、災害発生時、特に発災直後は、公助（行政による援助）が機能するまでは、自助や地域で助け合う共助が果たす役割が大きいことが報告されています。

災害時における安否確認、避難支援等の取組に備えるには、日頃からの地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切です。

また、要援護者も自ら地域との関係づくりに努めていくことも、円滑な避難等にもつながると考えられます。

(2) 具体的な取組

ア 地域では、手上げ方式、同意方式等（※「2 要援護者情報の把握と提供方法等」で説明）により、自力で避難が困難な高齢者や障害者等の要援護者の把握を行っています。

一方、地域からは、対象者を把握するきっかけ（情報）が十分ではないため、対象者の情報を得て、取組を進めていきたいといった声もあがっています。

そこで、見守り、支えあいの必要性が高い要援護者等と知り合うきっかけづくり、環境づくりの一つの方法として、地域の希望により、行政から対象者の情報提供を受けて取り組む方式も選択できるよう、その根拠となる条例の整備等を進めていきます。

イ 自助・共助を基本とした、地域による自主的な見守り、支えあいの取組が重層的に行われるとともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進んでいくよう、既に各区で展開している地域福祉保健計画等の取組を進めていきます。

ウ 要援護者の把握方法の選択肢を増やすこと、災害時要援護者支援に取り組みやすい環境をつくることを通して、要援護者との日頃からの関係づくり、災害時を想定した対応の検討、要援護者も参加した防災訓練の実施、要援護者の名簿づくり等の地域の自主的な取組が進むよう支援していきます。

エ 要援護者に向けては、必要な物資の少なくとも3日分の備蓄や災害時の緊急連絡先の確認、防災訓練への参加等、個別の対策を講じておくことの必要性を周知していきます。

(3) 発災時の対応

ア 日頃からの備え（自助）や、日頃からの関係づくり（共助）の取組を活かしていくことが大切です。

※ 発災時には支援者も被災する恐れがある中で、要援護者の安否確認、避難支援等は地域の共助による取組であり、できる範囲で行うもので、責任を伴うものではありません。

イ 事業者等も、協定等に基づき、利用者の安否確認、ボランティア派遣、特別避難場所の開設等に協力することが求められます。

特に、生命維持に直結する機器（在宅人工呼吸器療法、在宅酸素療法等）が必要な要援護者や医療的ケア等が必要な要援護者には、専門的な援護が不可欠であり、災害時に備えた対応を、日頃から検討しておくよう事業者等に働きかけていきます。

2 要援護者情報の把握と提供方法等

(1) 情報の把握方法と提供方法

従来から地域で取り組んでいる方式（①手上げ方式、②同意方式、③手上げ・同意併用方式）にあわせて、地域の希望により、④情報共有方式（条例を根拠にした情報提供方式）も選択できるよう、その根拠となる条例の整備等を進めていきます。

方式名	把握方法と提供方法の概要
①手上げ方式	要援護者名簿への登録について周知し、自ら名簿登録を希望する方を地域で募ることにより名簿を作成する方式
②同意方式	区役所から対象者へ、地域の防災組織に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式
③手上げ・同意併用方式	手上げ方式、同意方式を併用して実施する方式
④情報共有方式 （条例を根拠にした 情報提供方式）	区役所から対象者へ、地域の防災組織に提供する名簿への登録についての事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）を提供する方式

実施中

…新規取組

(2) 要援護者の範囲

在宅の「高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等」及びこれに準じる援護を必要とする者等とします。

なお、行政から提供する要援護者の情報（名簿）は、特に自力避難が困難と想定される対象者について、福祉制度等の既存システムを活用し、次の範囲で作成するよう調整していきます。

要介護高齢者	在宅で、次の条件に該当する方 ①要介護3以上の方 ②要支援または要介護認定の一人暮らし高齢者、または、高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方 ③認知症高齢者
障 害 者	在宅で、次の条件に該当する方 ①自立支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者 ②視覚障害者、聴覚障害者及び移動困難な肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方 ③療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

(3) 情報共有方式の個人情報提供先、個人情報の管理等

情報共有方式の個人情報提供先、提供方法等については、次の方向を基本としながら調整を進めていきます。

ア 個人情報提供先

区と協定を締結した、地域の防災組織（自治会町内会、連合町内会、地域防災拠点運営委員会、その他区長が認めるもの）及びその他市長が認めるものとします。

イ 個人情報の管理

協定で情報管理を明確にし、個人情報保護に十分配慮することとします。

また、個人情報を取り扱う者全員に対して個人情報保護に関する研修を実施し、研修実施報告書の提出及び個人情報保護に関する誓約書への署名、提出を求めることとします。

3 行政・地域・事業者の役割分担

平時から、行政・地域・事業者が様々な取組を重層的に進めるとともに、それぞれが連携して取組を進めていくことが大切です。

そこで、

- (1) 市防災計画に行政・市民（地域）・事業者の役割を明記します。
- (2) 行政の役割については、特別避難場所の施設確保・開設、関係機関・団体等との連携強化、要援護者を地域で支える体制づくりの支援等とします。
- (3) 市民（地域）の役割については、要援護者との日頃からの関係づくり、災害時における要援護者の安否確認、避難支援等とします。
- (4) 事業者の役割については、平時からの地域との関係づくり、災害時における利用者の安否確認、避難支援への協力等とします。
- (5) 事業者等の一定の協力を促進していくため、協力協定の締結をさらに進めていくこととします。

検討項目の背景について

【現行の計画】

- 市内 146 か所の小・中学校を地域医療救護拠点として整備し、各拠点に災害時に備えた医薬品及び医療資器材を備蓄しています。
- 災害発生時には、地域医療救護拠点に医師・看護職等が参集して医療救護隊を編成し、軽傷者及び中等傷者に応急手当を実施します。また、慢性疾患患者の診療等を行います。
- 地域医療救護拠点で対応できない重傷者は、神奈川県が指定する市内 13 か所の災害拠点病院に搬送します。治療し安定化が図られた患者は、神奈川県が調整し、県外の災害拠点病院等に広域搬送します。

【課題】

- 地域医療救護拠点に対する市民の認知度が低いほか、医療救護隊の参集及び編成に対する医療従事者からの懸念の声も小さくありません。
- 災害時医療の総合調整・指揮機能体制が十分とは言えません。医療活動は民間との協調が不可欠ですが、指揮統制に必要な医療関係団体、医療機関との通信手段も確保されていません。
- 災害時には医療資源の総力を結集する必要がありますが、災害拠点病院以外の医療機関の役割が不明確で、災害拠点病院がない区の重傷者対応策も示されていません。
- 医薬品や医療資器材には使用期限があるため、毎年度の定期更新が欠かせないほか、相当量の医薬品等を廃棄処理しなければなりません。

【修正の方向性】

- 現行計画の地域医療救護拠点制度に固執することなく、「市民に分かりやすく、かつ、現実的な医療提供体制」を目指します。
- 既存の医療資源やインフラの最大限の活用と、全国から派遣される市外医療救護隊等の協力を得て、地域医療の迅速な復旧を考え方の基本に置きます。
- 医療従事者及び負傷者を特定の拠点に集める方式から、医療関係団体の協力を得てより身近な地域で確実に医療を提供できる体制に転換するとともに、被害の大きい地域に医療救護隊を集中的に投入するなど臨機応変の運用体制を整えます。

修正概要

1 総合調整・指揮機能の強化

大規模地震発生時は指揮統制機能や連絡体制が分断されるリスクが高く、組織的な医療救護活動が不全に陥る危険性が極めて大きいと指摘されていることから、以下の対策を講じます。

(1) 市医療調整チーム（仮称）の設置

- ア 市災害対策本部内に「市医療調整チーム（仮称）」を設置するとともに、区災害対策本部の医療調整班と連携し、災害時医療の総合調整と指揮命令を行います。混乱の中で迅速に意思決定できるように、市医療調整チーム及び区医療調整班には、あらかじめ医療調整に関する権限を委任しておきます。
- イ 医療活動は専門性が高いため、市医療調整チーム及び区医療調整班に災害医療アドバイザー（医師）を配置し、指揮者のもとで、医学的見地からの助言や医療機関等との調整役を担ってもらいます。
- ウ 市医療調整チームは、市外からの医療救護隊や多職種からなる医療支援隊（心のケアチーム、歯科診療チーム等）の受入窓口を担うこととします。その上で、区医療調整班と連携し、必要な地域に必要な市外医療救護隊等を投入していきます。
- エ 区医療調整班は、区医師会の協力を得ながら、これらの災害医療活動を総合的に把握し調整することとします。なお、市医療調整チームを介することなく、区内で医療支援活動に従事する市外医療救護隊等を把握した場合は、逐次、市医療調整チームに報告するものとします。
- オ 保健師については、日常的な保健活動を通じて地域のことをよく把握しており、東日本大震災においても潜在的な医療ニーズを把握し、医療活動へ引き継ぐとともに、疾病予防のための保健相談指導等に重要な役割を果たしました。
- 保健師など有資格者の持つ知識や技術を有効に発揮させるためにも、区役所各課に配属されている保健師等は、配属先の災害対応業務とは別に、医療調整班のもとに集結させ、医療調整班と一体となった活動を行う必要があります。

(2) 災害医療連絡会議の設置

- ア 平時から市及び区に、医療関係団体や災害拠点病院等の参画を得た「災害医療連絡会議（仮称）」を設置し、災害時医療に関する意見交換や情報共有等を行います。
- イ 発災時には、本会議を定時的に開催して、医療機関の被災状況や診療状況、避難所の状況等に関する最新情報を相互共有します。

(3) 情報通信体制の確保

医療活動は民間との協調が不可欠であり、防災行政無線だけでは活動統制が図られません。そのため、医療活動用の情報通信体制として、区福祉保健センターや区医師会に衛星携帯電話を配備することが決定していますが、これに加え、MCA無線機を配備することで、通信環境の複線化を図ります。また、他の医療関係団体や医療機関にもMCA無線機等の導入を働きかけていきます。

2 発災後の段階に応じた医療提供体制の構築

(1) 救助・救命期（発災～3日）の医療提供体制

- ア 震災時における限られた医療資源を最大限に活用するため、緊急度等に応じた応需医療機関、応急医療等の提供主体を明確にします。特に医療機関の役割として、被災を免れた医療機関がいち早く負傷者受入態勢を整えることを、新たに防災計画に明記します。（イメージ図参照）

また、診療を開始（再開）する医療機関に、「診療中」であることを地域に伝達する

ための手段として、横浜市共通の旗(別途製作し事前配布)を掲出することにします。

- イ 地域防災拠点等の避難所には、医師会の協力を得て、1隊5人程度で編成する医療救護隊により初期医療を提供します。

医療救護活動を効果的に行うためには、被害状況や医療機関の稼働状況等を十分に把握したうえで医療救護隊を展開させる必要があります。

そこで、医療関連情報の集約をはじめ、医療救護隊の参集や活動調整を行う場所として各区の休日急患診療所等を活用するなど、区医師会の協力を得て緊密に連携します。

なお、医療救護隊の活動が確実かつ迅速に開始できるよう、震度階級を用いた自動参集基準を新たに設定します。医療救護隊による医療提供は、定点診療に限らず巡回診療等の方法も加えるなどして地域防災拠点を幅広くカバーすることにしますが、被害が甚大で負傷者等が多く発生している地域には、医療救護隊を集中的に投入したり、区を越えた応援派遣を行うなど、臨機応変な運用体制を整備します。

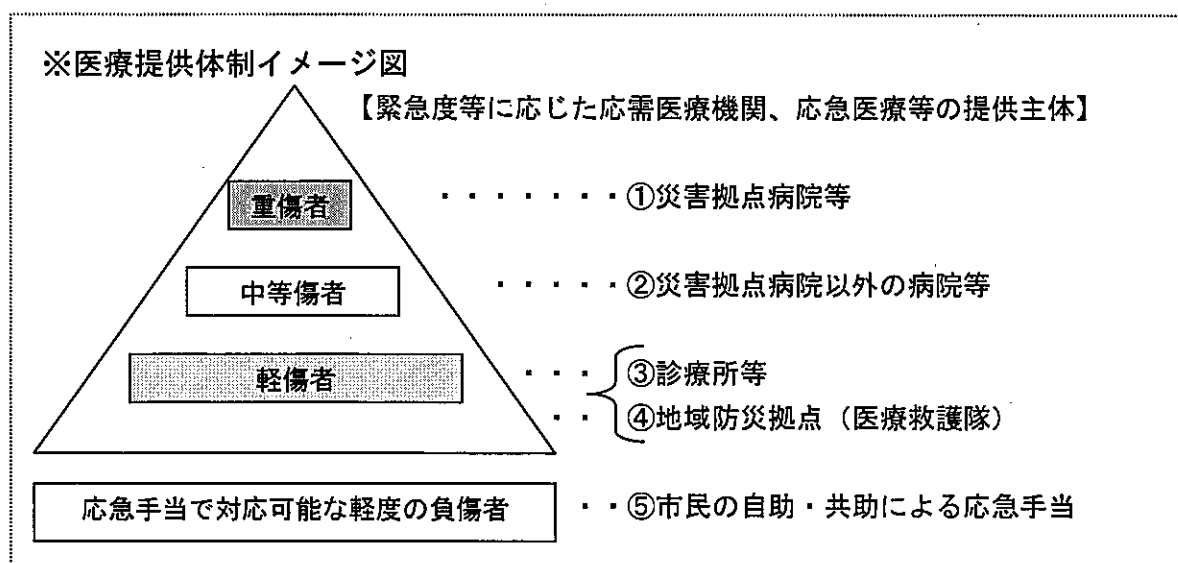
各区はあらかじめ、医療救護隊の参集要領や医療提供に係る計画を区医師会等と協議し、策定しておきます。

- ウ 各区は、区災害医療連絡会議等を通じて、あらかじめ区医師会や区内医療機関等と、転院搬送を含めた患者搬送先となる受入医療機関を地域別にリスト化します。

なお、重傷者対応の災害拠点病院が所在しない区があるため、災害拠点病院の受入分担については、市域内で全体調整のうえ各区に示します。

- エ 急性期医療を担うDMA T、日赤医療救護班のほか、市外医療救護隊の受援については、市医療調整チームが各区の被災状況や医療資源等を踏まえた総合調整を行い、市外医療救護隊を各区に適切に配置調整していきます。

- オ 発災後に県が設置する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運用や、市内災害拠点病院の患者を当該SCUや市外へ搬送するための方法等については、県と協議のうえ、本市としての考え方を整理・共有しておきます。



(2) 救助・救命期以降の医療提供体制

- ア 救助・救命期以降も引き続き、市外医療救護隊の活動が期待されるほか、日本看護協会の災害派遣ナースをはじめ、歯科診療や心のケアなど多職種の医療支援隊に

よる活動も活発になるものと予想されます。各区は引き続き、区医師会等と連携し、災害医療の総合調整に努めることとします。

イ 被災から1週間程度が経つと、避難所への急性期医療の需要は落ち着きを見せ始め、生活不活発病対策、要援護者対策、保健衛生指導など保健や福祉の領域にまたがるような医療活動が求められます。

ウ 区医療調整班は、市外医療救護隊等の支援状況に応じて、区内医療関係者が復旧・復興に順次移行できるよう調整を図ることとします。医療機関を早期に復旧させ、受診を必要とする避難者を医療機関に誘導することは、高齢者等の生活不活発病を予防するうえでも効果的です。なお、診療可能な医療機関名等をリスト化し、随時更新しながら、地域防災拠点等に掲示していきます。

エ 区医療調整班は、市外からの支援状況に応じて、避難所医療の多くを市外医療救護隊に委ねた場合であっても、引き続き、区医師会等の協力を得て、地域防災拠点等への医療提供などの調整業務に従事します。

オ 避難所生活の長期化に伴う慢性疾患患者、人工透析患者、在宅酸素療法患者等に対する医療提供や必要となる医療資器材等の緊急調達についても配慮します。

なお、人工透析患者が地域内で透析治療が受けられない場合は、日本透析医会の災害情報ネットワークと連携し市医療調整チームが治療先及び移送手段の確保に努めます。また、在宅医療資器材等の特殊品については自己備蓄の周知徹底等の対応を図ります。

3 医薬品等の備蓄及び供給体制

(1) 地域防災拠点への応急手当用品の配備

全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備します。

(2) 緊急持ち出し医薬品の配備

ア 市薬剤師会との協定を改正し、地域の薬局に緊急持ち出し医薬品等（発災時に各区の医療救護隊等が活用）を配備します。薬局内の在庫を回転させながら確保することで更新経費が節減できるほか、廃棄処分が不要になります。

イ 各区の休日急患診療所等にも、医療救護隊用の最低限の医薬品等を配備します。

(3) 医薬品卸業者等との協定の締結

医薬品卸業者等と緊急時の医薬品供給体制について新たに協定を結び、各区が指定する場所等への供給体制を確保します。

4 その他

(1) 地域事情を踏まえた区独自の計画検討

上記に掲げる事項は、市内共通の基本事項として位置付けるものであり、各区において、医療関係団体や医療機関等と協議のうえ、地域の実情を踏まえた独自の計画を追加することは差支えないものとします。

(2) 横浜市震災対策条例の一部改正

被災直後に負傷者を受け入れる医療機関を拡大し、身近な地域で確実に医療を提供

できる体制を整備します。また、医療救護隊による軽傷者への診療実施場所を、現行の地域医療救護拠点（１４６か所）から、地域防災拠点（４５３か所）に拡大しますが、特に被害の甚大な地域に集中的に医療救護隊を投入するなど臨機応変に運用するほか、区を越えた応援派遣体制も整備します。さらに、医薬品等の備蓄についても、地域医療救護拠点から、身近な地域の薬局等への分散配備に切り替えていきます。

こうした一連の見直しに伴い、横浜市震災対策条例に定める関係規定について所要の改正手続きを進めます。

(3) 医療機関の耐震化等

医療機関の耐震化や自家発電設備の機能強化について、本市独自の促進策を企画立案し、災害時における市内医療機関の安全性の確保と診療機能の向上を図っていきます。

検討項目の背景について

東日本大震災では、津波の被害が広範囲に及び、死者も多数に上ったことから、死体の検査確認や遺体の身元確認が長期化しました。また、火葬場の被災や燃料不足により火葬が行えないこと等の問題が発生し、一部では仮埋葬、改葬も行われました。

当部会では阪神淡路大震災に加え、東日本大震災を教訓とし、以下の課題への対応を検討するものとします。

検討にあたり、災害時の遺体の取扱いについて、仙台市への状況調査、検案に従事した医師、歯科医師への聞き取り及び県警との協議を行いました。なお、当部会では、遺体安置所の機能・運営から火埋葬までを検討範囲としました。

○ 遺体確認の迅速化

業務機能が集積している横浜市において、昼間市民が被災した場合、通勤、通学時、自宅と離れた勤務先での被災等により、身元確認が困難な状況が想定されます。また、列車事故などにより多数の遺体が発生し、遺体の損傷が激しい場合には、身元確認に必要な歯型やDNAの採取作業が難航することも想定されます。

○ 遺体安置所の機能・運営

- ・ 遺体安置所の設置や役割分担については、関係機関との調整に不十分な点があります。
- ・ 指定遺体安置所の被災や遺体安置所が自然発生したり、発見された遺体が住民により、遺体の安置を想定していない地域防災拠点へ運び込まれることも考えられます。
- ・ 遺体の取扱いに当たっては、経験・知識の少ない職員が急遽配置されることも想定されます。また、遺体安置所の運営に従事する職員の心身の負担への配慮も必要になります。

○ 円滑な火埋葬の実施

- ・ 本市の火葬場は、主に都市ガスを燃料として使用していますが、早期復旧が困難な場合、火葬に遅滞が生ずることが考えられます。
- ・ 処理能力の大きな市営火葬場が被災した場合には、市内の火葬能力の大幅な減少は避けられません。隣接する自治体に火葬を依頼する場合も、火葬の処理能力を大幅に上回る遺体が発生することも想定されます。
- ・ 現行計画には規定がありませんが、東日本大震災では、仮埋葬、改葬が実施されました。

修正概要

1 遺体確認の迅速化

(1) 関係機関との連携による身元確認等の実施

関係機関と平常時から連携し、関係を構築することで、非常時の円滑な連携を図ります。そのため、検視・検案を担当する県警と協議し、役割分担や実施体制を確立します。また、平常時より定期的な訓練を県警とともに実施し、非常時に備えます。

(2) 多数の遺体の発生、身元確認の長期化への対応

ア 遺体安置所の開設

多数の遺体が発生することに備え、県警と協議の上、原則として被害の大きな区及び近隣区のスポーツセンターを遺体安置所として早期に開設します。また、被害が甚大な場合については、既に開設した指定遺体安置所に加えて、近隣区にも遺体安置所を開設します。

なお、遺体安置所の開設、運営は区本部が行いますが、遺体安置所を開設していない区が応援の人員を派遣する等の支援体制を構築します。

また、指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認の上、各施設状況に応じた遺体安置所設営マニュアルを作成します。

イ 葬祭業者との連携

遺体の取扱いは、葬祭業者と既存協定に基づいて、遅滞のないように実施することが重要です。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗の進行が早い高温多湿な時期の震災の発生も想定し、遺体を十分に保存できる環境を早期に確立する必要があります。また、遺体を集約して安置し、広報等により遺族が身元確認しやすい環境を整えることも重要になります。そのため、葬祭業者と平常時から連携し、既存協定の見直しを行います。

(3) 遺体取扱いに必要な備品等の確保

遺体の取扱いについては、施設養生用のブルーシート、検視検案用の机、区切り用つい立、投光器、非常用バッテリー及び燃料、各種衛生用品、斎場における身元不明遺体引き受けに係る物品(骨壺等)を事前に用意します。

また、遺体の洗浄等で多量の水を使用するため、水道局と協議し用水供給について確認します。備品の保管方法については、別途倉庫設置も必要になるため、発災後速やかに遺体安置所が設置できるよう備品管理体制についても併せて検討します。

2 遺体安置所の機能・運営

(1) 遺体安置所の機能と役割分担の明確化

ア 遺体安置所の機能

遺体安置所では震災で亡くなられた遺体を一時保管するだけでなく、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとにお返しするための一連の機能を有します。身元判明作業の後、遺族の元にお返しするため、県警、医師、市及び葬祭業者により一連の業務が行われます。

遺体安置所開設の条件としては、大型車が横付けできること、多量の水が確保できること、

遺体搬入・安置を1階で行えること等が挙げられます。

イ 遺体安置所での役割分担

市、県警、葬祭業者との役割は表に示すとおり役割分担を明確にします。また、平時から関係機関との訓練や協議を行い、連携強化に努めます。

遺体安置所運営の中では市職員による遺体との対面業務も想定されており、非常時対応であることや、業務の特殊性からも心身の負荷は重くなります。そのため、担当する職員のシフト体制等を十分に考慮する必要があります。併せて、カウンセリング等のケアができるよう体制づくりをします。

表 遺体取扱に関する横浜市、神奈川県警、葬祭業者等との役割分担

業務内容 \ 担当	市	県警	葬祭業者	備 考
①遺体安置所の確保	◎	○		
②遺体安置所の開設	◎	○		開設に係る備品確保も含む。
③遺体安置所への遺体の搬送		◎		警察、自衛隊等による。
④検視		◎		検視前の遺体の洗浄を含む。
⑤検案	○	◎		市は衛生用品(マスク、手袋等)の備蓄を行う。
⑥納棺(遺体の清拭を含む。)	○		◎	市と葬祭業者との協定による。
⑦遺体の身元確認、リスト作成	○	◎		市は身元確認に立ち会う。
⑧葬祭用品(棺、ドライアイス等)の確保	◎		◎	市と葬祭業者との協定による。
⑨安置所を訪問する遺族の受付、情報提供、相談	◎		◎	葬祭業者は葬儀に関する情報提供、相談に対応する。 市は遺族の受付を行う。
⑩遺体の身元確認、遺族への引き渡し	○	◎		
⑪身元不明遺体の引き受け	◎	○		
⑫火葬の手配、移動手段の確保	◎		○	主として身元不明遺体に対する対応
⑬火葬先への同行、同伴	○		◎	主として身元不明遺体に対する対応
⑭災害救助法に基づく火葬料補助、弔慰金、各種給付金等に関する相談	◎			国、県

◎:主体となる業務、○支援する業務

(2) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

遺体安置所における遺体情報については、安置所ごとの情報管理だけでなく、市全体でも一元的に情報を管理することで、早期に身元判明につながるよう市民や各遺体安置所に情報を提供します。また、市外からの問合せにも対応できるようにします。

遺体の安置は指定遺体安置所で行うことを原則とします。やむを得ず、地域防災拠点等に搬送された場合には、速やかに指定遺体安置所へ搬送する体制を構築します。

(3) 火埋葬等に関する手順の明確化

火埋葬許可書等発行手続きについては、実施手順をマニュアル化し、遺族への相談に早く対応できるようにします。また、通常の実施手順に加え、国からの特例措置も想定した災害時用のマニュアルも作成しておきます。

3 円滑な火埋葬の実施

(1) ライフラインの早期の復旧及び機能強化

ア ライフラインの早期復旧

火葬場も救命・救急を担う医療機関等と同様に、早期にライフラインの復旧が必要な施設と位置付け、電気やガス、水道等の供給を早急に再開する必要があります。

火葬炉を稼働させるためには電気、ガス、水道は必要不可欠であり、いずれが欠けても火葬を行うことができません。停電については数日間が見込まれ、ガスについても感震器作動により停止した場合には東京ガス(株)の解除を待つこととなるため、復旧作業の優先順位によっては復旧まで1週間程度の時間を要する可能性もあります。そのため、東京電力(株)、東京ガス(株)に対して、被災時の早期復旧を要請します。

また、本市水道局に、火葬炉や排ガス等の冷却用水を確保するため、断水時の優先的な復旧や復旧が長期化した場合のタンク車による給水を要請します。

イ 火葬場の機能強化

戸塚斎場では市営斎場で唯一白灯油を火葬燃料としているため燃料供給経路が絶たれれば火葬機能停止が見込まれます。都市ガスによる火葬機能を備えることで緊急時の対応も強化されるだけでなく、既存の燃料タンクを非常用に備えることもできるため、災害時対策の面からも早急にガス化する必要があります。

さらに、火葬技術者の人員配置については、増配備も必要になることから、既存協定に基づき、非常時火葬の体制を確認します。

(2) 広域火葬への対応

市域の火葬場が被災し、早期の復旧が困難な状況が生じた場合には、他都市(近隣都県)での火葬協力が必要になるので、県が主導する「神奈川県広域火葬計画」に基づき、県保健福祉局生活衛生部環境衛生課に広域火葬を要請します。

また、近隣都県が被災し、火葬受入が困難な場合は、全国規模の広域火葬について県を通じて国に要請します。併せて、広域火葬における遺体搬送について既存協定の確認及び見直しを検討します。

(3) 仮埋葬、改葬への対応

現行の被害想定や東日本大震災の教訓を踏まえ、原則として、仮埋葬、改葬については実施を想定しません。仮埋葬及びその改葬においては、火葬を希望する遺族の心情を考慮すると受け入れがたいものと考えられるため、火葬により対応できるよう計画するものとします。

ただし、被害状況や市内火葬及び広域火葬の状況によっては仮埋葬による対応も否定できないことから、仮埋葬を実施する際の条件について整理します。

【仮埋葬実施条件】

次の条件をすべて満たした場合についてのみ、仮埋葬を実施するものとする。

ただし、災害死者数が火葬能力(広域火葬含む)を上回り、遺体の衛生的な保全が困難であると見込まれる場合は実施の検討もやむを得ないものとする。

- 1 市営斎場の被災により火葬機能が停止した場合(被災により 12 炉以上が機能停止に陥り、かつその復旧に2週間以上の期間を要する場合)
- 2 夏季の期間に発災した場合
- 3 災害死者数が防災計画(震災対策編)の想定を大きく上回ることが見込まれる場合
- 4 広域火葬による他都市での火葬が見込めない場合

検討項目の背景について

東日本大震災では、津波により市町村内の備蓄物資が流出し、外部から支援物資が届けられるまでの間の物資の確保が困難になりました(備蓄の問題)。また、被災地市町村の施設・職員の被災や通信手段の途絶等により、情報集約等ができず、必要な物資の調達にも支障が生じました(調達の問題)。加えて、避難所生活を避けて自宅に戻った「在宅避難者」が多数発生しましたが、把握が困難なこともあり、配給が十分に行き渡りませんでした(供給の問題)。

国が発動した災害救助法に基づく物資供給体制は、県が設置する一次集積所までは機能しましたが、市町村が設置する二次集積所から避難所までの物資供給は、市町村の行政自体が被災したことに加え、代替となる物流業者を活用する体制も構築されてなく、ほとんど機能していませんでした(物流の問題)。

このような、東日本大震災での問題を踏まえて、物資調達等の検討項目を物資(備蓄、調達、供給)と物流の両面から整理し、横浜市における対応を検討します。

【物資】

○ 備蓄

発災から数日間は、情報の途絶や物流の混乱により、流通在庫備蓄方式では地域防災拠点で必要な数量の食料が供給できない可能性があります(地域防災拠点での物資の不足)。

昼間市民(市内への通勤、通学者等)も含めると、被災者数は多数に上ることが想定されており、公的備蓄のみで発災後3日間の食料を確保するのは現実的ではありません(多数の避難者の発生への対応)。

首都圏での震災では、当分の間、商業物流が混乱し、特殊な物資(在宅医療用等)が入手困難になる場合が想定されます(特殊な物資(在宅医療資材等)の不足)。

○ 調達

区本部や市本部が各部局を通じて行う食料、生活必需品等の調達は、区内、市内業者の被災や情報・通信の途絶により困難になることが想定されます。区内、市内業者が行う区外、市外からの物資調達も同様に、困難になる可能性があります(物資調達先の業者の被災や情報・通信の混乱による影響)。

○ 供給

情報・通信手段の途絶、制限により、地域防災拠点等での被災者のニーズ把握が困難になることが想定されます。また、被災者のニーズは時間の経過とともに変化し、多様化していきますが、そのニーズに対応して的確なタイミングで被災者に必要な量を供給する必要があります(被災者のニーズに応じた物資供給)。

現行計画には、在宅の被災者や任意避難所の被災者への物資配分に関する具体的な規定がありません(在宅避難者等への対応)。

【物流】

現行の防災計画では、市物資集配拠点と、区物資集配拠点を設けていますが、物流業者との協定もふまえ、見直す必要があります(末端部輸送を担う体制が不明確)。

修正概要

1 物資

(1) 備蓄

ア 適切な公的備蓄数量、家庭内備蓄数量の設定

公的備蓄数量や家庭内備蓄は、想定される罹災避難者の3日分が目安とされていますが、これは、3日目(72時間)までは、被災地外からの救援は人命救助が第一に優先されることが、および4日目以降は道路等の交通インフラが徐々に回復し、被災地外からの救援物資が供給されることをふまえたものです。

東日本大震災における被災地外からの救援物資の供給状況をみると、茨城県の場合政府の災害対策本部が調達した救援物資は15日から到着しており、応援協定を締結している被災地外の自治体からの物資も22日から届いています。

したがって、3日分の備蓄数量を確保できれば、発災後、支援物資が届くまでの間は需要を満たすことができると考えられますが、発災直後は、流通在庫備蓄から調達は困難な状況も想定されます。そのため、公的備蓄、家庭内備蓄を合わせて3日間対応することとします。公的備蓄の割合数量については想定される避難者数をふまえて検討します。

また、備蓄物資等の円滑な供給には、物流に必要な燃料の確保も重要な点です。帰宅困難者の発生は、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う上での障害になることが懸念されており、「むやみに移動を開始しないこと」(一斉帰宅抑制)が必要です。そのため、企業等、事業者についても3日分の備蓄を要請することとします。

なお、一時滞在施設(市立施設、市関連施設等)を開設する場合は、一時滞在施設の避難者に対しては公的備蓄で対応します。

イ 特殊品目(在宅医療資材等)

在宅医療資材等の特殊品目については、震災時に入手困難となることが想定されますので、自己備蓄の周知徹底等の対応を図ります。

(2) 調達

ア 状況に対応した柔軟な物資調達体制の構築

物資調達を予定している区内・市内の業者の被災や情報・通信の混乱をふまえた物資調達先の多重化や区間の調達数量の調整が可能な体制を構築します。

特に、発災後数日間(3日間を想定)は、物流の混乱や協定業者の被災等により、全国規模の流通網を通じた市外からの物資調達(流通在庫)が困難になる可能性が考えられます。このため、この間は、前述のとおり公的備蓄及び家庭内備蓄を合わせて対応することが基本となりますが、それを補完するものとして、市と区の役割分担を明確にしたうえで、卸売業者・食料品製造業者・大規模小売業者等の市内事業所(工場、倉庫、店舗など)にある在庫(店頭在庫等)からの調達も行います。

(市本部による大口調達、大規模小売業者との協定)

市は、大きなロットの物資を確保する役割及び区本部による調達準備が円滑に進むよう大規模小売業者(大手スーパー等)の本社等と協定する役割を担うこととします。具体策として、市内に事業所(工場、倉庫、店舗など)を有する事業者(卸売業者、食料品製造業者、大規模

小売業者等)との間で、「店頭在庫等からの調達」に関して、発災後3日間を対象とし協定を締結します。発災時には、市は、あらかじめ協定で定める品目について、市内の事業所(工場・倉庫)から優先的に調達し、地域防災拠点等へ供給する体制を構築します。

(区本部による店頭在庫等からの調達)

区は、市本部が行う調達を補完するものとして、調達可能な範囲で、区内において物資を確保する役割を担います。具体策として、区内に店舗を有する大規模小売業者(大手スーパー等)等から市が締結した協定に基づき店頭在庫を調達します。発災時には、区は、あらかじめ協定で定める品目について、区内の店舗から優先的に調達し、地域防災拠点等へ供給する体制を構築します。

(3) 供給

ア 状況に対応した柔軟な物資供給体制の構築

発災直後から数日間(3日間を想定)はスピードを重視し、細かいニーズを聞くまでもなく、食料、飲料水、毛布等、必要不可欠な物資をパッケージ化して、迅速に供給します(プッシュ型の供給)。物流回復後は、地域防災拠点等から、生活必需品を含む品目についてニーズを把握し、要請に応じた物資を供給します(プル型の供給)。

なお、プル型の供給では、必要な時に必要なものを確実に配送できるように、ニーズを予測した上で先行して調達することを行います。

イ 在宅避難者や任意避難所への物資配分

在宅避難者や任意避難所に対する物資配布方法については、各地域防災拠点における配布を原則とします。在宅避難者及び任意避難所の避難者は、地域防災拠点へ自ら出向き、必要な物資を受け取ります。

2 物流

(1) 地域防災拠点への輸送体制の強化

発災直後から数日間(3日間を想定)は、方面別備蓄庫等から地域防災拠点への物資供給については、スピードを重視し、区集配拠点(※1)を経由せずにプッシュ型で行います。そのため、地域防災拠点で必要となる物資(水、食料、毛布等)をパッケージ化し、方面別備蓄庫に備蓄します。

発災から日数が経過し(4日目以降を想定)、交通インフラ等が回復した後は、市外からの救援物資や市の調達物資については、物流拠点(※2)で受け入れ、区集配拠点へ輸送し、区集配拠点で仕分けた後、プル型で地域防災拠点へ輸送します。また、現行計画で位置付けている一次集配拠点となっている施設は、バックアップとして確保しておきます。

なお、本市との事前の調整や情報の明示のない物資の送付は、物資集積拠点における作業に支障を与え、作業効率を大幅に低下させ、ひいては支援物資物流の円滑な実施に支障を生じさせることになりかねません。そのため、このような物資については、受入禁止・抑制(発送段階の抑制)の対応をします。

(2) 災害時物流体制の構築に向けての民間物流業者との協定締結の推進

「防災拠点への輸送体制の強化」で述べた災害時物流体制は、民間物流業者との協定により実現します。具体には、災害時物流体制を担う「基幹物流業者」(※3)と「支援物流業者」

(※4)を定め、以下の業務について、民間物流業者と協定を締結します。

プッシュ型の供給では、「基幹物流業者」が、方面別備蓄庫での在庫管理、荷捌き業務および方面別備蓄庫、市内に事業所(工場、倉庫、店舗など)を有する事業者の店頭在庫から地域防災拠点への物資輸送を担います。「支援物流業者」は、区内に店舗を有する大規模小売業者の店頭在庫から地域防災拠点への輸送を担います。

一方、プル型の供給では、「基幹物流業者」は物流拠点での在庫管理、荷捌きおよび物流拠点から区集配拠点への物資輸送を、「支援物流業者」は、区集配拠点での在庫管理、荷捌き業務や区集配拠点から地域防災拠点への物資輸送を担うものとします。

また、両方式での物資供給を円滑に実施するため、市本部と区本部の物資チームにそれぞれ、物流の専門家(基幹物流業者等から派遣)を情報連絡責任者(LO)として配置することにより、物流システムの運営・統括機能を強化します。加えて、円滑な情報伝達のため、民間物流業者との連絡体制を整備します。

※1 区集配拠点

現行計画の区物資集配拠点(二次集配拠点)に相当する拠点です。各区の本市施設等から原則1箇所以上を事前に指定します。

※2 物流拠点

民間物流業者の物流センターを活用し、市外からの物資等を受け入れて荷捌き等を行い、各区の区集配拠点へ搬出します。

※3 基幹物流業者

発災直後から数日間のプッシュ型供給に係る物流全般及びプル型供給における物流拠点での在庫管理、荷捌きと区集配拠点への物資輸送など、物流の基幹となる部分を担う物流業者です。業者が被災する可能性も考慮し、複数の大手物流業者との協定を推進します。

※4 支援物流業者

プル型供給における区集配拠点での在庫管理、荷捌き業務や区集配拠点から地域防災拠点への物資輸送などを担います。事業者の特性に応じた役割分担を想定し、大手物流業者だけではなく、地域に根差した物流業者や引越し専業事業者等との協定を推進します。

検討の背景について

東日本大震災時に、被災地へ応援派遣に行った本市職員からの提言や、被災地でのヒアリングから、応援職員の受入体制について、次のような多くの課題等が抽出され、本市の受援体制についても見直す必要性が生じました。

【受援調整に関する課題】

- 東日本大震災では、被災自治体において、受援に係る調整窓口が明確でなかったため、被災地に到着してから、スムーズに応援活動へ移行できず混乱が生じました。
- 被災自治体では、各部署が応援を必要とする場合に、庁内で総合調整を行ったり、受援の決定を行う部署が明確ではありませんでした。
- 市内部の受援ニーズを把握する体制・仕組みの充実・強化が必要です。

【受援項目に関する課題】

- 東日本大震災では、被災自治体が必要な応援内容（受援ニーズ）を的確に把握してなかったため、応援職員が実施する業務や被災自治体からの当該職員への指示が不明確でした。
- 東日本大震災では、被災自治体が応援を要請すべき業務の項目整理に追われ、本来、行うべき業務を圧迫していました。

【他都市応援職員等の受入体制の課題】

- 被災自治体では、応援職員のための宿泊施設や食料等を速やかに提供することが困難でした。
- 東日本大震災では、被災自治体で応援を受け入れた部署において、受援に関する責任者が不明確だったため、応援職員への指示が不明確であり、調整等が円滑に実施されませんでした。
- 被害認定調査など、専門的な研修が必要となる場合、派遣期間が短期間であると、その期間のほとんどが研修に費やされ極めて非効率でした。

修正概要

本市が被災した場合の他都市等からの応援受入に必要な受援体制は次のとおりとします。

1 受援調整体制

他都市応援職員の受入を円滑に行うために、市全体の受援調整等を行う「受援調整チーム」を設置します。

ただし、専門性の高い業務に関しては、各部所管部署で他都市と直接、受援調整を行います。

(1) 受援調整チーム

ア 位置付け

受援調整チームは、市災害対策本部に設置し、市全体の受援に関する事項を統括する機能別組織とします。

イ 役割（事務分掌）

(ア) 市全体の受援状況等の情報収集・把握

(イ) 他都市への応援要請

(ウ) 応援他都市との連絡調整

(エ) 各区本部・部との受援に関する調整

(オ) 応援職員の受入体制（待機場所等）及び勤務条件等に関する調整

(カ) その他受援に関し、市災害対策本部長が必要と判断する事項

※ 詳細な受援調整チームの運営要領については、受援調整マニュアルを作成し、対応することとします。

ウ 構成局

(ア) 総務局（総合調整）

(イ) 市民局（各区本部との調整）

(ウ) 健康福祉局（健康・福祉・衛生などの受援に関する調整）

(エ) 消防局（各部との調整）

※ () 内は現時点で想定される主な役割であり、被災状況に応じて、構成員は協力し受援に関する業務にあたります。

(2) 各部所管部署による調整

ア 専門性の高い業務で、受援調整チームでの調整が非効率となる事項については、各部所管部署で調整します。

イ 受援調整チームが市全体の受援状況を把握するため、各部所管部署は受援業務及び他都市応援職員の活動状況等について、受援調整チームに報告します。

ウ 各区本部・部を越えて調整が必要な事項等は、受援調整チームで調整します。

（例：受入施設の調整、各区本部・部を越えた応援職員の配置調整等）

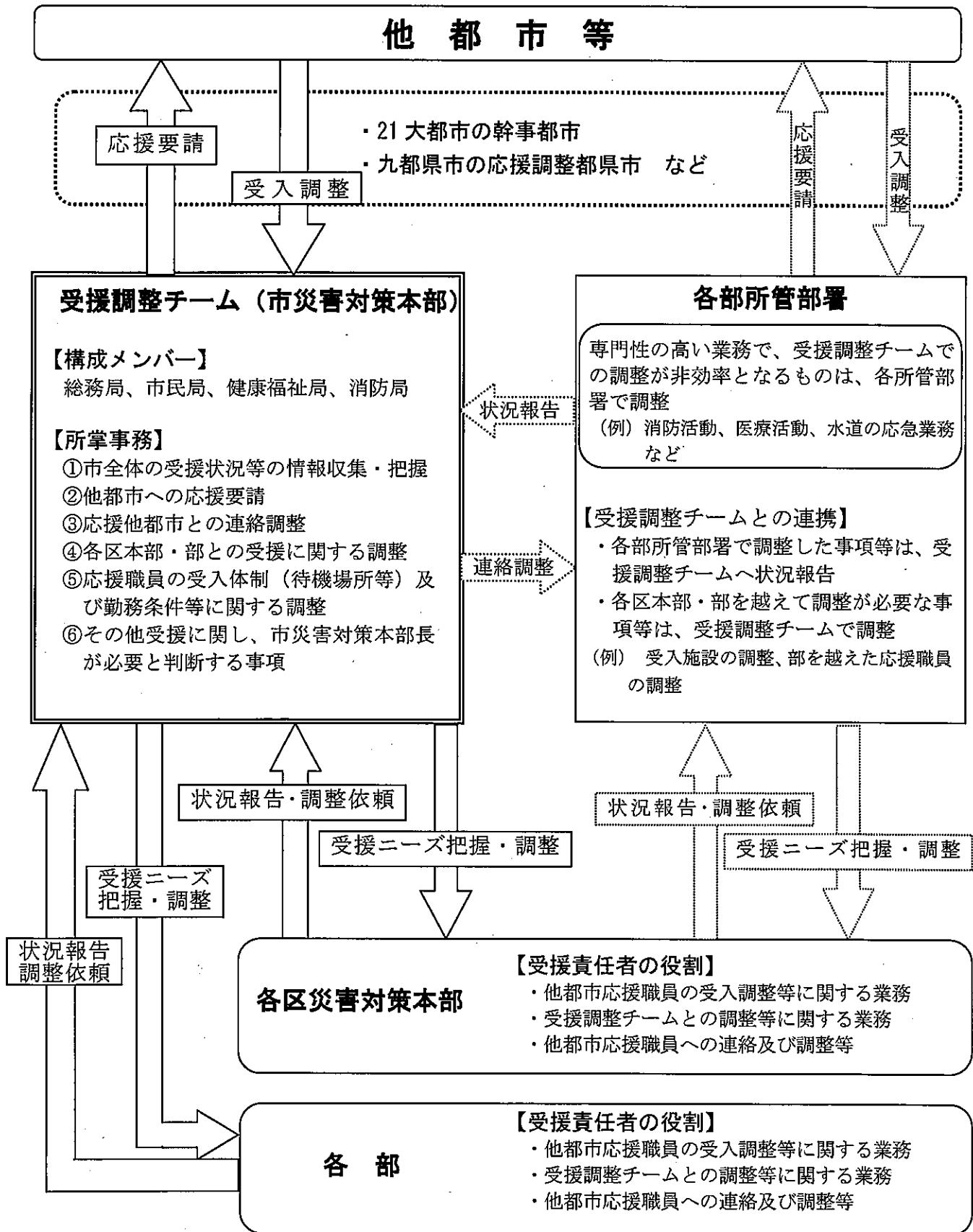
(3) 受援調整チームと各区本部・部との連携体制

ア 区別防災計画や部の細部計画には、受援に関する業務が事務分掌として明確にされていないものもあるため、各区本部・部において受援業務を所管する班、及び受援責任者（受援業務を所管する班の班長等）を明確にします。

イ 受援責任者は、次の事項を処理します。

- ・各区本部・部における他都市応援職員の受入調整等に関する業務
- ・受援調整チームとの調整等に関する業務

(4) 受援体制の概念図



2 受援業務

本市が被災した場合に、各区災害対策本部・部で他都市等の職員の応援が必要となることが予測される業務は、次の表のとおりです。

ただし、被害や本市の災害対応状況などによっては、必要に応じて、表に記載していない業務についても、他都市へ応援要請する場合があります、それらの受援に関する事項については、受援調整チームが調整します。

【受援調整チームで調整する受援業務】

	受援業務	業務の概要	所管部署
1	救助（捜索）活動の支援に関する業務	・救助（捜索）活動を行う自衛隊、警察等の関係機関受入業務等の支援	消防部
2	道路に関する業務	・道路の復旧・復興業務	道路部
3	港湾に関する業務	・港湾施設の点検、調査 ・港湾施設の復旧・復興業務	港湾部
4	避難所に関する業務	・避難所運営等の支援	区本部
5	物資に関する業務	・物資受入配分等の業務	経済部
6	健康・福祉・衛生に関する業務	・被災場所・避難所の衛生確保に関する業務 ・被災者への保健・衛生活動 ・防疫活動 ・生活機能低下者に対する支援 ・介護予防事業の支援 ・福祉施設等の運営の支援 ・避難所の食品衛生指導 ・食品関係営業許可業務 ・食品・環境衛生及び動物愛護等の相談業務 ・飼育動物等の保護及び飼養管理等に関する業務	健康福祉部
7	住宅・建築物等に関する業務	・住宅の応急修理等に関する業務 ・応急仮設住宅の供給（建設、借上、募集） ・被災住宅の早期復興のための相談窓口業務 ・保安上危険な建築物の調査・指導等の業務 ・仮設建築物の許可業務 ・建築確認申請の審査、検査業務	建築部
8	被害認定等に関する業務	・被害認定調査業務	財政部
		・り災証明等に関する業務	消防部
9	復興支援に関する業務	・復興計画の策定の支援	都市整備部
10	その他市及び区災害対策本部の業務	・死亡届及び火埋葬許可に関する業務	市民部
		・災害弔慰金等受付・支給事務	健康福祉部

【各部所管部署で調整する受援業務（専門性の高い業務で、受援調整チームでの調整が非効率となる業務）】

	受援業務	業務の概要	所管部署
1	消防活動に関する業務	・消火活動の応援 ・救助活動の応援 ・救急活動の応援	消防部
2	応急医療活動等に関する業務	・応急医療・救護等に関する応援 ・保健師が行う業務の応援	健康福祉部
3	下水道に関する業務	・下水道管きよの被害調査・復旧	環境創造部
4	上水道に関する業務	・応急給水の応援 ・管路の応急復旧	水道部
5	災害時の廃棄物等に関する業務	・ごみ等の運搬・収集 ・がれき処理等に関する業務 ・し尿の汲取り・処理 ・トイレ対策等に関する業務	資源循環部
6	建物・宅地等の危険度の判定に関する業務	・応急危険度判定に関する業務 ・被災宅地危険度判定に関する業務	建築部
7	その他市及び区災害対策本部の業務	・女性相談窓口での対応業務	市民部
		・動物園の飼育動物の管理	環境創造部

3 他都市応援職員等の受入体制

他都市からの応援職員を円滑に受け入れるため、待機場所の確保や食料の提供等について、あらかじめ定めておく必要があります。そのため、次の事項について整備を図ります。

(1) 待機場所（宿泊施設及び休息のための施設）

- ア 他都市応援職員が効率的な支援活動を行うため、各区に1か所以上の施設を指定します。
- イ 民間施設を待機場所として活用できるよう、協定締結等の取組を進めます。

(2) 食料等の提供及び燃料の供給

応援職員への食料の提供及び燃料の供給については、原則として応援他都市で準備をすることを依頼し、必要に応じて受援調整チームが調整します。

(3) 研修が必要となる業務（被害認定調査等）

- ア 他都市応援職員が専門的な知識等が必要となる支援業務に従事する場合、必要に応じ、事前に研修等の対応を行います。
- イ 研修に必要なマニュアル等については、あらかじめ業務所管理局が作成し、受援部署で準備します。
- ウ 他都市応援職員に対する研修については、受け入れる各区本部・部が実施します。

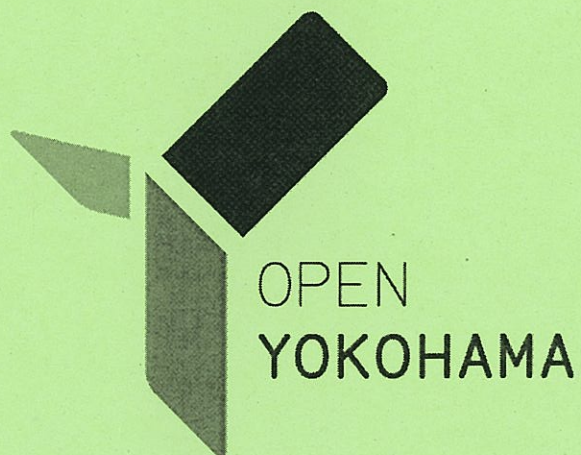
(4) 他都市応援職員の携行品等

発災直後は、物資搬出入等の混乱が生じ、応援職員に対する物資等の提供が困難になることが予測されるため、被害状況や気候等を勘案し、応援職員に携行を依頼する品目（食糧、水、寝具など）を決定することとします。

【参考：携行品目の例】

- ・ 食料・水
- ・ 寝具（寝袋、毛布等）
- ・ 防寒着等
- ・ トイレバック等
- ・ 照明器具（懐中電灯等）
- ・ 携帯、トランシーバー等の通信機器
- ・ 個人保護具（ヘルメット、マスク、手袋等）
- ・ 身分証明書
- ・ 移動手段（車両等）
- ・ カーナビゲーション等の地理案内支援機器
- ・ 発電機等
- ・ 応援活動に必要な物品（PC、地図等）
- ・ 車両等の非常用燃料

メモ



〈お問合せ〉

横浜市消防局 危機管理室 危機対処計画課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL 045-671-4096、4141 FAX 045-641-1677

Eメール sy-kikitaisho@city.yokohama.jp

～横浜市の防災対策について～

皆様のご意見をお寄せください！！

横浜市防災計画「震災対策編」修正素案 <概要版>



この修正素案に対するご意見をお寄せください

「東日本大震災」の教訓を踏まえ、より一層の被害の軽減を目指す「減災」に向けた取組を強化するとともに、人命を守ることを最優先とした対策を進めるため、横浜市防災計画「震災対策編」の全面的な修正に取り組んでいます。

4～5月に実施した第1回市民意見募集でのご意見や有識者からのご意見なども踏まえて検討を行い、このたび修正計画に係る検討項目の解決の方向性などを修正素案として取りまとめました。

修正素案について、市民の皆様のご意見をお寄せください。

■意見募集期間 平成24年9月18日（火）～10月31日（水）

■意見提出方法

意見募集様式に御記入の上、下記の間合せ先まで、Eメール、FAX、郵送（別添のハガキ）のいずれかにより、提出してください。なお、直接お持ちいただく場合は、市役所5階危機対処計画課又は最寄りの区役所の総務課へ御提出ください。

■横浜市防災計画「震災対策編」修正素案の閲覧・配布場所

市民情報センター（市庁舎1階）、各区役所総務課 等

■横浜市ホームページでも閲覧できます

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/h24keikakushuusei/shiminnikennboshu/dai2kai.html>

* 間合せ先 * 横浜市消防局危機対処計画課

●TEL:045-671-4096 ●FAX:045-641-1677 ●E-mail:sy-kikitaisho@city.yokohama.jp

策定スケジュール

	24年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年1月	2月	3月
修正素案作成	←→											
市民意見募集	第1回意見募集 ←→				修正素案策定	★第2回意見募集 ←→			修正案策定			横浜市防災会議
有識者等意見交換会			第1回	第2回				第3回				
関係機関等への意見照会				←→		←→				←→		

横浜市防災計画「震災対策編」修正の基本的な考え方について

基本的な考え方

広域に渡り甚大な被害をもたらした「東日本大震災」により、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることが、あらためて明らかになりました。

この教訓を踏まえ、国の中央防災会議は「防災基本計画」を修正し、防災の基本方針として被害を最小化する「減災」の考え方を新たに規定しました。

本市においては、これまでも建築物の耐震化や情報基盤の整備など、「減災」に向けた災害対策に取り組んできましたが、想定以上の大規模な地震や津波などが発生した場合でも、被害をより一層軽減することを目的として、

①減災目標の設定

②人命を守ることを最優先とした対策の強化

を修正の基本的な考え方とし、横浜市防災計画「震災対策編」の全面的な修正を行っています。

計画修正の5つの視点

「東日本大震災」での救助・救急活動、避難所運営などの様々な応急対策、被災地支援などの教訓及び国の「防災基本計画」の修正などを踏まえ、

I 減災に向けた対策の推進

II 自助・共助体制の強化

III 情報受伝達体制の強化

IV 被災者支援体制の強化

V 予防・応急対策の充実・強化

の5つの視点で計画修正を進めています。

横浜市防災計画「震災対策編」修正素案の主な内容

I 減災に向けた対策の推進

1 減災目標の設定

(1) 減災目標の設定について

減災目標については、地震被害想定が現在、調査中であるため、その結果を踏まえ策定する本市地震防災戦略の中で、具体的な減災目標を設定します。

減災の取組に関しては、地震が発生した際に市民の皆様の生命・財産をしっかりと守ることを大前提とします。

その上で、今後とりまとめる地震被害想定をもとに、具体的な目標を設定し必要な対策を行います。

(2) 対象地震について

目標設定の対象地震は、本市に最大の被害を発生させるものを選定し、人的被害・直接経済被害を軽減するための目標値を設定します。

(3) 人的被害の軽減について（目標の対象と想定している主な取組例）

① 建物崩壊等による死者数の軽減

住宅・建築物の耐震化の推進や、家具の固定化率向上の取組を行います。

② 火災による死者数の軽減

住宅・建築物の耐震化を促進することにより火災の発生を抑制することや、密集住宅市街地の火災に対する安全性を向上させる取組などを行います。

- ③ 急傾斜地崩壊による死者数の軽減
急傾斜地崩壊危険区域などの対策工事を行います。
- (4) 直接経済被害の軽減について（目標の対象と想定している主な取組例）
 - ① 住宅・建築物の耐震化を促進し、被害を軽減する取組を行うことにより、市民生活の復旧に向けた費用の軽減を図ります。
 - ② 地域防災拠点・防災関連施設等の耐震化の推進や、市民生活を支えるライフラインである上下水道施設、電気供給施設、ガス供給施設、通信施設等の耐震対策を促進し、生活基盤、経済活動基盤の復旧費用額の軽減を図ります。
- (5) 計画期間
地震被害想定算定後に減災量を把握した上で確定していきますが、計画期間としては5～10年間の範囲内を想定しています。

2 減災に向けたまちづくり

- (1) 都心や主要駅周辺の防災対策強化、密集市街地の減災施策の推進について
 - ① 都心部や主要駅周辺の地区について、官民が連携して、都市型災害や帰宅困難者の対策等の推進を図ります。
 - ② 古い木造住宅が密集し、狭い道路も多く、防災上課題がある密集市街地について、地域住民と連携し、狭あい道路の拡幅整備や延焼防止効果のある身近な公園等の整備を進めます。また地区の道路・公園の面整備手法の検討や建築物更新についてもルール等を構築します。
- (2) 公共建築物、住宅、マンション及び緊急交通路沿道の建築物等の耐震について
 - ① 公共建築物の耐震性能の確保や住宅・マンション、多くの人が利用する建築物や災害時に通行を確保すべき道路沿道にある建築物等の耐震改修を促進します。
 - ② 老朽化した大規模団地の再生に向け、管理組合の支援や適正な維持管理の継続の支援を図ります。
 - ③ 橋りょうや歩道橋について、架替えや耐震化を促進します。
 - ④ 緊急物資の輸送・物流機能の維持のため、耐震強化岸壁の整備等を進めるとともに、緊急輸送路の機能確保のため、4車線化を促進します。
 - ⑤ 水道施設・下水道施設についても、耐震化の促進等を行います。
 - ⑥ 地域防災拠点となる体育館の天井材等の落下防止等を行います。
- (3) 地盤の液状化、津波、がけの防災対策等について
 - ① 液状化マップ等を活用しての市民啓発を行うとともに、国の基準改定等の状況をみながら対策を定めていきます。
 - ② 最大クラスの津波に対する住民避難を軸にした総合的な津波対策の確立への取組を進めるとともに、発生頻度の高い津波に対する臨海部、河川沿岸部の護岸等の改修、補強等の具体的な対策等の検討を進めます。
 - ③ 市営地下鉄の臨海部に隣接する区間に、新たに地上への避難経路を整備します。
 - ④ 危険がけや擁壁の安全管理の指導、がけ改善工事の促進により、がけの防災対策を推進します。

Ⅱ 自助・共助体制の強化

3 減災行動の普及啓発

(1) 自助・共助・公助の役割の明確化について

自助：「自らの身は自ら守る」ことは防災・減災の基本です。自らが自分・家族を守るための備えや行動を「自助」とします。

共助：「みんなのまちはみんなで守る」ことは、地域の皆さんの安全・安心を守るための最も効果的な方法です。近隣の皆さん同士が、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動を「共助」とします。

公助：市、区をはじめ、国、県、消防、警察といった公的機関が、日頃から減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等災害対応を「公助」とします。

(2) 減災行動普及啓発の取組について

【「子ども」を対象とした取組】

- ① 市民の責務（「自助」「共助」）が意識できるよう、小中学校レベルに応じた学習を進めていきます。
- ② 学校、PTA、区役所、地域が連携して、地域防災拠点などで実践的な訓練に取り組みます。

【「大人」を対象とした取組】

- ① 災害時の「自助」「共助」の役割の重要性をわかりやすく伝えるため、パンフレット等を改善します。
- ② 消防団、家庭防災員や町の防災組織、町内会などの関係団体と連携し、継続的に普及啓発を実施します。

【「要援護者（高齢者・障害者）」を対象とした取組】

会場内に障害者用トイレを設置するなど、要援護者でも参加や見学がしやすい訓練やイベントを実施します。

【「地域」を対象とした取組】

- ① 平日の日中に地域にいる児童・生徒に対して、防災の担い手として地域の一員であることを防災教育のなかで意識づけるとともに、地域防災拠点での訓練に参加を促し、担い手としての役割の理解・実践につなげていきます。
- ② 防災・減災の全市的な展開のため、地域の取組事例を集めたホームページを作成するなど活動のノウハウ等を蓄積し、地域の皆様が活用できるようにします。

【「企業」を対象とした取組】

防災訓練への参加や、組織的な救援・物資の提供などの面で、地域及び行政との連携を強化していきます。



4 避難所のあり方

(1) 避難所数の確保について

想定避難者数が収容できるように、活用可能な公共的施設を地域防災拠点に追加指定します。

(2) 公的避難所以外への避難について

- ① 集会所等の公的避難所以外の場所に、住民が自らの判断により避難した場合は、地域防災拠点の運営委員会へ「避難している場所の所在、避難者の住所、氏名、人数等」を報告します。
- ② 公的避難所以外の避難者は、在宅の被災者と同様に自ら地域防災拠点に出向き、情報や物資を地域防災拠点から受け取ることを基本とします。

(3) 地域防災拠点の開設について

市内1か所でも震度5強以上の地震が発生したときは、全区の地域防災拠点において、区職員等、学校長または地域防災拠点運営委員会の方がすみやかに地域防災拠点に参集し、地域防災拠点を開設します。

(4) 地域防災拠点の運営について

- ① 地域防災拠点の運営は、地域住民同士の協力・助け合いによって行うことを基本とします。
- ② 運営に関しては、学校と地域との連携や、教職員の役割を明確化します。
- ③ 女性、乳幼児、高齢者などの視点を反映した運営体制を確立し、専用スペースとしてあらかじめ概ね3教室分のスペースを確保するようにします。
- ④ 日常生活する居住の場所を失った方のみを受入の対象としていましたが、ライフラインの停止などにより居住が困難になった方が避難を希望した場合には、一時的に受け入れることにします。

(5) 地域防災拠点の訓練について

地域防災拠点の訓練については、発災時に避難所として機能するよう、実践的な避難所の開設及び運営訓練を中心に実施します。

Ⅲ 情報受伝達体制の強化

5 災害時広報

(1) 情報受伝達体制の整備について

災害発生時において、一般の固定電話やEメール等が使えなくなった場合でも情報の受伝達を行うことができるよう、通信手段の多様化を進めます。

- ① テレビ神奈川のデータ放送を利用した緊急情報等の発信や自治会・町内会等の掲示板に紙の広報媒体を掲出することについて協力を依頼します。また、発災時に市民が利用できる特設公衆電話のラインを地域防災拠点に事前に整備します。
- ② 災害対応を行う各施設・組織における災害時優先電話指定の増強を通信事業者へ要望するとともに防災無線、衛星携帯電話の配備を拡充します。

(2) 情報通信技術を活用した情報発信の強化について

市ホームページや防災情報Eメールに加え、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ツイッターやフェイスブック）による情報発信の強化を進めます。

Ⅳ 被災者支援体制の強化

6 ボランティアとの連携

(1) 災害ボランティアセンターの円滑な設置について

- ① 災害ボランティアセンターを速やかに設置し、運営できるよう、横浜市、社協、災害ボランティアネットワーク等が連携を強化し、情報や設置ノウハウの蓄積・共有に向けて、防災訓練や図上訓練等を連携して行います。
- ② 災害ボランティアセンターを早期に立ち上げ、運営できる「ボランティアリーダー」を養成します。

(2) ボランティアの受け入れ体制について

全国のボランティアからの申出や質問に対して、横浜市のコールセンターも第1次案内窓口として活用します。

7 被害調査

(1) 情報システムの活用について

効率的な被害認定調査の実施や、り災証明の発行、災害弔慰金及び義援金等の支給を一体的に処理できる情報システムを導入します。

(2) 被害認定調査の迅速化について

簡便な調査手法と応急危険度判定調査結果を活用して調査件数を軽減し、調査業務の迅速化を図ります。

(3) 災害弔慰金及び義援金等の支給体制について

情報システムを活用することにより、支給までの処理や交付手続きについて整理し、マニュアルを整備します。

8 応急仮設住宅等の供与体制

(1) 応急仮設住宅の供与について

- ① 災害発生後、緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」と民間賃貸住宅を借上げて供与する「借上仮設住宅（みなし仮設住宅）」の2種類を応急仮設住宅の供給手法とします。
- ② 借上仮設住宅の選定基準及び借上を行う対象施設の順番を明確にします。

(2) 建設用地の確保について

- ① 建設仮設住宅の建設候補地としている公園等に加え、大学用地、道路建設用地、国有地、市保有土地、港湾緑地について建設候補地として抽出するとともに、用地面積の基準を見直します。
- ② 建設候補地は、用地を決定する考え方を明示し、併せて建設用地データベースを作成します。

(3) 震災時土地利用計画利用順位について

生活利便性の高い用地は、家庭ごみ仮置場や復旧資材置場の復旧拠点としてではなく、仮設住宅用地として優先できるよう、利用順位を見直します。

(4) 入居者の選定及び生活支援における配慮について

- ① 入居者の生活環境や、コミュニティに配慮した住宅構造・形式（住棟の向かい合わせ、だんらんスペースや浴室等の共同利用施設設置など）となるよう考慮します。
- ② 入居者の選定については地域での互助の必要性を考慮し、高齢者や障害者等が一定地域の仮設住宅に集中しないよう配慮します。
- ③ 建設仮設住宅及び借上仮設住宅の入居者に対して、見守りや生活支援を実施します。
- ④ 入居者の家族構成や健康状態を記載した生活支援台帳を作成します。

9 復旧復興体制

(1) 復旧体制の見直し、拡充について

- ① 瓦礫を取り除き、緊急輸送路や道路の通行機能を確保するための方針決定の手順を変更します。
- ② 道路、上下水道、電気・ガスなどライフラインの復旧を円滑に進めるための仕組みを検討し、計画に反映します。
- ③ 家庭ごみや解体廃棄物など災害廃棄物の位置づけ、仮置き場の確保の手順、工作物の解体・収集運搬などの処理方法を具体化します。

(2) 復興対策や復興の手順について

- ① 「地域力」を活かした「地域復興協議会」による復興を図ることや、円滑な復興のため、仮設店舗などによる「時限的な市街地形成」を経ながら、本格的な市街地復興を図ることを位置づけます。
- ② 震災時における被災中小企業への一元的な緊急相談の窓口として「震災時産業フロンストップセンター」を開設運営し、経営相談や国の支援策と連携した緊急的な融資を実施します。
- ③ 女性や災害弱者（高齢者や障害者、こども、外国人など）の視点を踏まえた復興施策の検討に向けて、計画策定プロセスへの参画等を位置づけます。

10 被災者・地応援

(1) 他都市からの被災者受入れについて

- ① あらかじめ受入施設の候補を明示し、震災発生後の経過期間に応じて施設の役割・位置づけを明確化します。
- ② 他都市から受け入れた被災者の方が、当面の生活上必要な行政サービスで、本市が提供できるサービスについて、あらかじめ明示します。

(2) 市外被災地への派遣について

民間企業やNPOなどとの連携も含め、効果的な派遣の手法を構築します。

V 予防・応急対策の充実・強化

11 機能的な市災害対策本部

12 機能的な区災害対策本部

(1) 市・区災害対策本部組織の見直しについて

- ① 市災害対策本部は、業務を迅速・的確に行うため機能別チームを設置します。
- ② 区災害対策本部は、班毎に業務及び構成課、班編成の時期等を整理します。

(2) 市職員の初動体制の見直しについて

- ① 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した時は、原則として発災から72時間までは、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を行います。
- ② 市庁舎などから区役所への動員を増加し、区民の皆様に対する救援などの活動を迅速に行う区災害対策本部の初動体制を強化します。

13 災害時の教職員の役割

(1) 児童生徒の安全確保について

平日・昼間の発災時は児童生徒の安全確保を優先業務とします。

(2) 地域防災拠点（学校）の開設の見直し

教職員は、区職員と地域防災拠点運営委員会の委員とともに、地域防災拠点の開設・運営に従事します。

(3) 地域防災拠点（学校）の管理運営の見直し

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動を継続します。

14 要援護者対策

日頃からの見守り活動について

災害時における安否確認、避難支援等の取組に備え、見守りや支えあいの必要性が高い要援護者等の皆様と知り合うきっかけづくり、環境づくりの一つの方法として、地域の希望により、行政から対象者の情報提供を受けて取り組む方式も選択できるよう、その根拠となる条例の整備等を進めていきます。

また自助・共助を基本とした地域による自主的な見守り・支え合いの取組が行われるよう、地域福祉保健計画等の取組を推進します。

※要援護者

在宅の「高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等」及びこれに準じる援護を必要とする者等

15 災害時の医療体制

(1) 総合調整・指揮機能の強化について

- ① 市災害対策本部内に「市医療調整チーム（仮称）」を設置し、市外からの医療救護隊等の受入れも含め、災害時医療の総合調整と指揮命令機能を強化します。
- ② 市及び区に「災害医療連絡会議（仮称）」を新設し、平時から医療関係団体等との意見交換や情報共有等を行い、発災時には本会議を定時的に開催し最新情報を相互に共有します。

(2) 情報通信体制の確保について

防災行政無線の他に医療活動用の衛星携帯電話などを配備し、医療関係団体等との通信環境の複線化を確保します。

(3) 発災後の段階に応じた医療提供体制の構築について

- ① 災害拠点病院（重傷者対応）のほか、被災を免れた医療機関（主に中等傷者対応）を防災計画に新たに位置づけ、診療開始（再開）医療機関を地域に伝達する手段として、横浜市共通の旗を掲出します。
- ② 医療関連情報の集約をはじめ、医療救護隊の参集や活動調整を行う場所として各区の休日急患診療所等を活用するなど、区医師会の協力を得て緊密に連携を図ります。
- ③ 医療救護隊（主に軽傷者対応）の医療提供場所を、現行の地域医療救護拠点（定点診療）から、地域防災拠点等の避難所（定点診療や巡回診療など柔軟に対応）に拡大するとともに、被害の甚大な地域に集中的に投入するなど臨機応変に対応するほか、区域を越えた応援派遣体制も整備します。

(4) 医薬品等の備蓄体制等の整備について

- ① 地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備し、併せて地域の薬局に医療救護隊用の緊急持ち出し医薬品を配備します。
- ② 医薬品卸売業者等との協定締結により緊急時の医薬品供給体制を確保します。



16 遺体の取扱い

(1) 遺体取扱いの迅速化について

原則として被害の大きな区に遺体安置所を開設し、被害の少ない区が被害の大きな区を支援する体制を構築します。被害が甚大な場合については、既に開設した指定遺体安置所に加えて、近隣区にも遺体安置所を開設します。

(2) 遺体安置所の機能・運営について

遺体安置所における遺体情報については、安置所ごとの情報管理だけでなく、早期に身元判明につながるよう市民や各遺体安置所に情報を提供します。

(3) 遺体安置所での役割分担

市、県警、葬祭業者との役割分担を明確にし、平時から関係機関との訓練を行い、連携強化に努めます。

17 物資調達

(1) 多数の避難者の発生への対応について

- ① 発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄を合わせて対応するとともに、企業等、事業者についても3日分の備蓄を要請していきます。
- ② 在宅医療資材の特殊品目についても自己備蓄の周知を徹底します。

(2) 物資調達先について

発災直後からの数日間（3日間を想定）は、備蓄物資の補完として、卸売業者・食料品製造業者・大規模小売業者等の市内事業所（工場、倉庫、店舗等）にある在庫（店頭在庫等）からの調達も行います。

(3) 物資供給、在宅避難者等への対応について

発災直後から数日間は、食料、飲料水、毛布等、必要不可欠な物資をパッケージ化して迅速に供給します。物流回復後は、地域防災拠点等から、生活必需品を含む品目についてニーズを把握し、要請に応じた物資を供給していきます。

(4) 民間流通業者との協定締結について

地域防災拠点への配送体制を強化するため民間流通業者との協定締結を推進します。

18 受援体制の見直し

受援調整体制の構築について

他都市応援職員の受入を円滑に行い、被災した市民の皆様への支援を迅速に行うため、他都市応援職員が行う業務を整理するとともに、市災害対策本部内に「受援調整チーム」を設置し、応援都市との調整、市全体の受援ニーズなどの状況の把握及び市内部の受援に関する調整等を行います。

皆様のご意見をお寄せください！！

■意見募集期間

平成 24 年 9 月 18 日（火）～10 月 31 日（水）

■意見募集の送付方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 郵送（下のはがきを切り取り、送付してください。切手は不要です。）
- ② E メール：sy-kikitaisho@city.yokohama.jp
- ③ FAX：045-641-1677

※ お寄せいただいた内容については、意見募集の用途以外に使用いたしません。

横浜市防災計画「震災対策編」 修正素案の閲覧・配布場所

- 市民情報センター（市役所 1 階）
- 各区役所総務課

など

※ 横浜市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/h24keikakushuusei/shiminnikennboshu/dai2kai.html>

郵便はがき



料金受取人払郵便



差出人有効期限
平成 24 年 11 月
2 日まで

2 3 1 8 7 9 0
0 1 7

横浜市中区港町 1 - 1
横浜市役所 5 階

横浜市消防局危機管理対処計画課
横浜市防災計画「震災対策編」修正担当 行



- | | | |
|----------|-----------------------------|-----------------------------|
| ・ 性別 | ☐ 男性 | ☐ 女性 |
| ・ 年齢 | 歳代 | |
| ・ お住まいの区 | 区 | |

※ご記入いただいた内容については、意見募集の用途以外には使用いたしません。

お問合せ先

ご不明な点等ございましたら、気兼ねなく御連絡ください。

横浜市消防局危機対処計画課

TEL : 045-671-4096

FAX : 045-641-1677

Eメール : sy-kikitaisho@city.yokohama.jp

意見記入欄（横浜市防災計画「震災対策編」修正素案）

1 意見を投稿したい項目についてチェックを入れてください。(複数回答可)

- ☐ 1 減災目標の設定 ☐ 2 減災に向けたまちづくり ☐ 3 減災行動の普及啓発
☐ 4 避難所のあり方 ☐ 5 災害時広報 ☐ 6 ボランティアとの連携
☐ 7 被害調査 ☐ 8 応急仮設住宅等の供与体制 ☐ 9 復旧復興体制
☐ 10 被災者・地応援 ☐ 11 機能的な市災害対策本部 ☐ 12 機能的な区災害対策本部
☐ 13 災害時の救職員の役割 ☐ 14 要援護者対策 ☐ 15 災害時の医療体制
☐ 16 遺体の取扱い ☐ 17 物資調達 ☐ 18 受援体制の見直し ☐ 19 その他

2 1でチェックした項目について、ご意見をお書きください。

[illegible]

ご意見ありがとうございました。

皆様からの御意見を
お待ちしております。



横浜市消防局マスコット
キャラクター「ハマくん」